

最近の建設業行政について

～改正建設業法「令和7年12月施行分」～

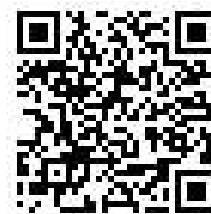
国土交通省 九州地方整備局建政部
令和8年2月

※本資料の出典は、改正建設業法説明会〔令和8年1月〕(主催:国土交通省 不動産・建設経済局)

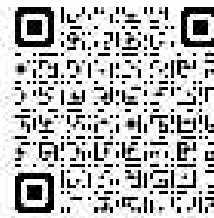


国土交通省

第三次・担い手3法ポータルサイト
(<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>)



労務費に関する基準ポータルサイト
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)



<令和7年12月施行分の取組>

1. 建設業の現状	2
2. 担い手の処遇改善に向けた従前の取組	7
3. 建設業法改正の概要	18
4. 労務費に関する基準の概要	24
5. 労務費に関する基準の実効性確保策	36
5-1. 実効性確保策の全体像	37
5-2. 「入口」の実効性確保策	42
5-3. 「出口」の実効性確保策	57
5-4. 公共工事における上乗せの取組	74
6. 建設工事標準請負契約約款の改正(コミットメント条項以外の改正事項)	82
7. <その他>生産性向上・多様な働き方の実現に向けた取組	94
8. 【まとめ】関係者の皆様に取り組んでいただきたいこと	103
(参考資料)関係者の皆様への周知メッセージ	106

1. 建設業の現状

建設産業の役割

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

【災害の応急対応】

東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会 3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】
(国道443号寺迫(益城町))



【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】
(県道45号阿蘇講公園菊池線)

【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシippi川に係る
高速道路橋の落橋
事故(2007年米ミネソタ州)】
(出典:MN/DOT)



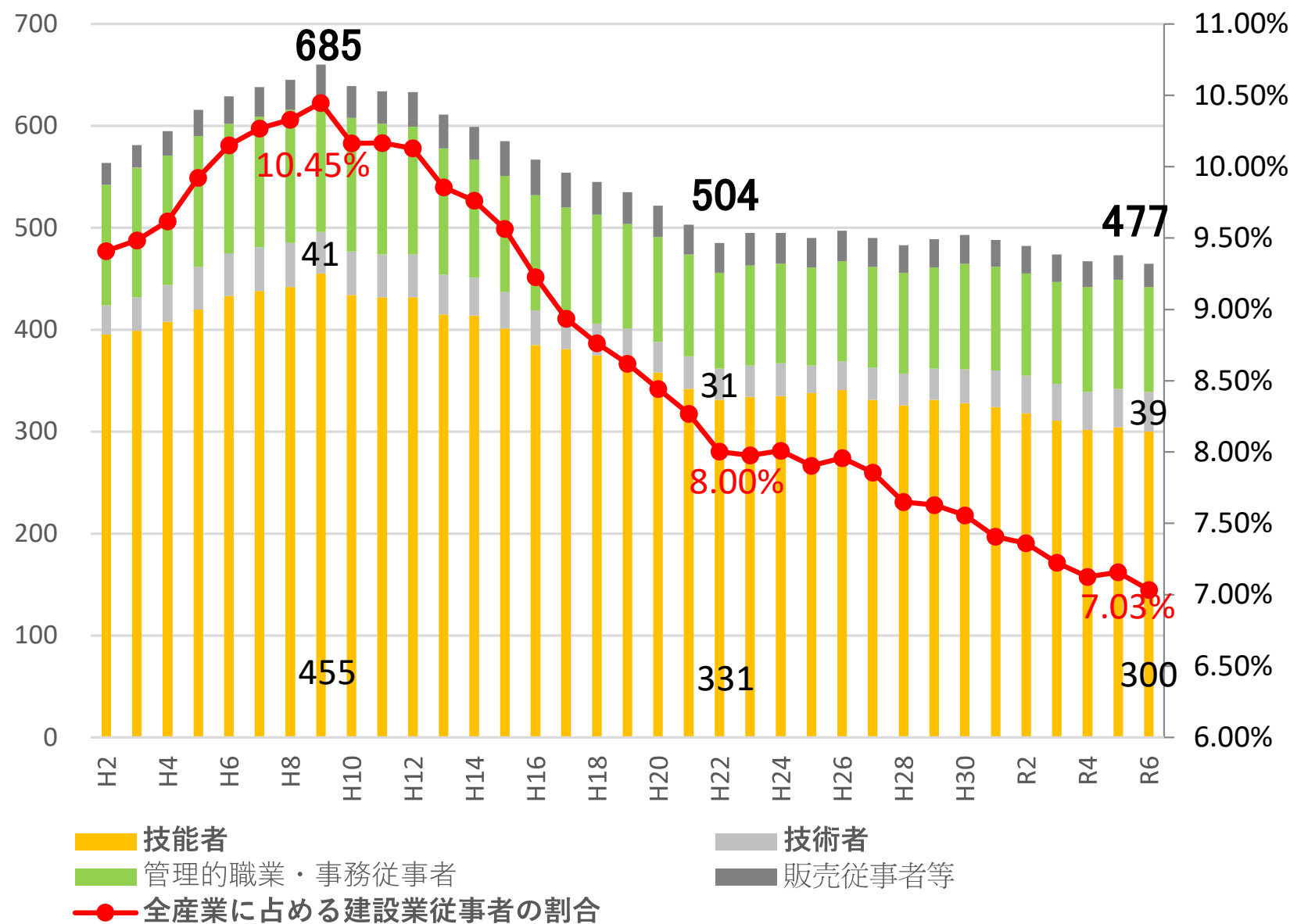
香川・徳島県境無名橋
(鋼2径間単純トラス橋)の
落橋(2007年)

技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人) 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



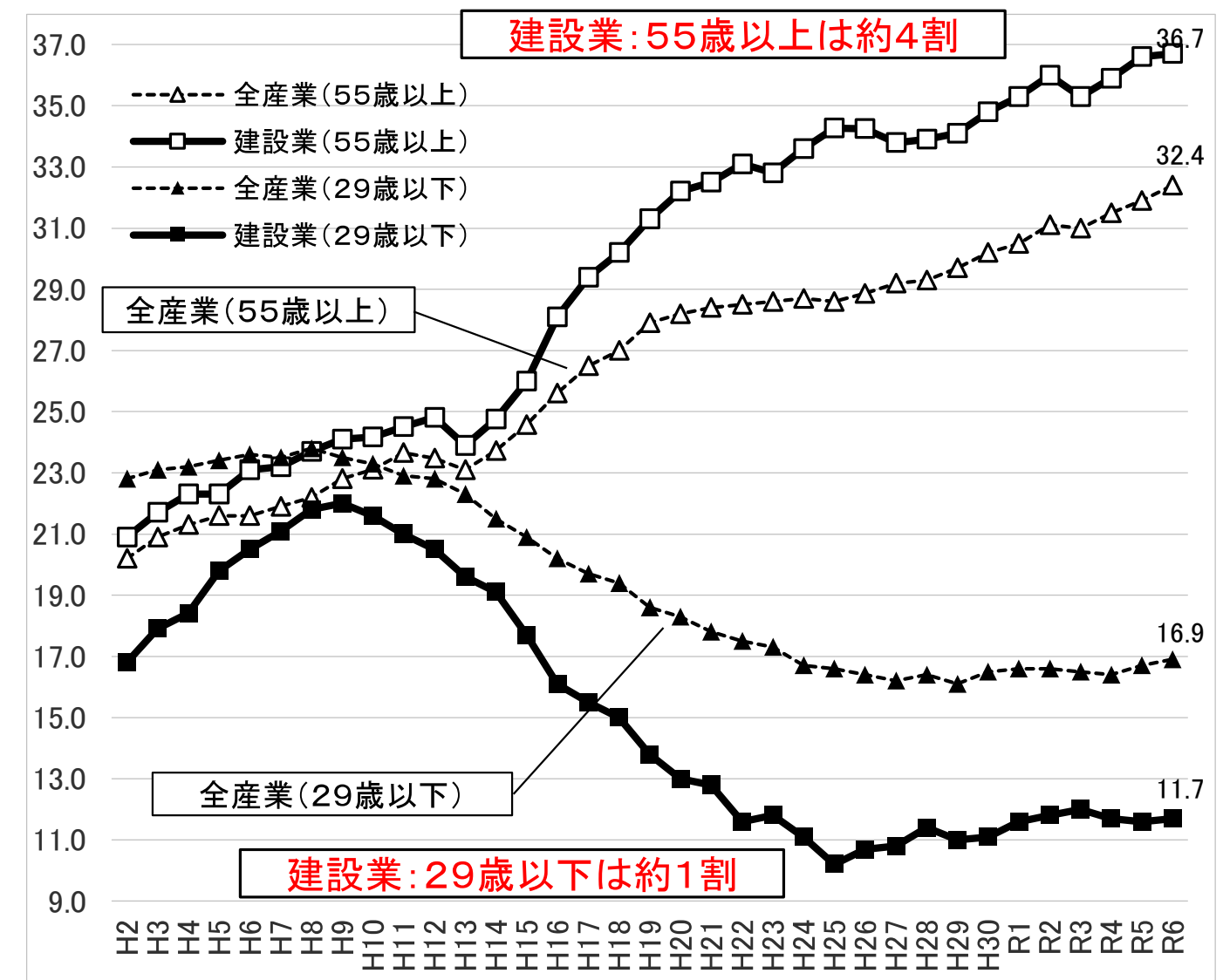
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

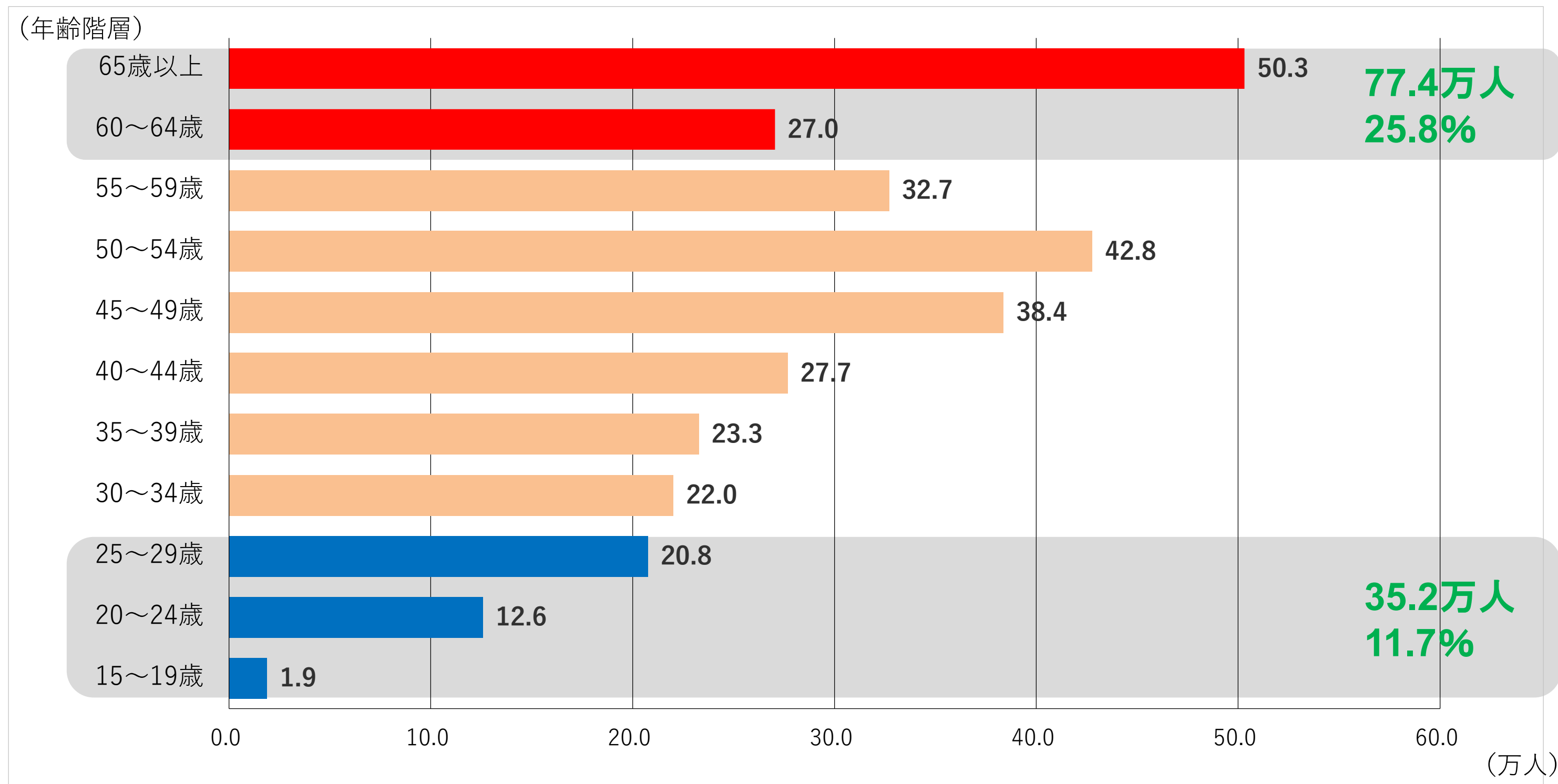
(%)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。



出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

1. のまとめ

- 建設業の現場作業を担う技能者の数は一貫して減少傾向にあり、また、高齢化が進展する中で若年層の割合も継続的に減少している。
- 現在の状況が今後も続き、必要十分な新規入職者が確保できないまま高齢層の退職が加速すれば、社会資本整備や災害からの復旧・復興など、国民生活や我が国の経済活動に不可欠な建設サービスの供給が滞るおそれがある。
- 建設業は単なる民間ビジネスにとどまらず、「地域の守り手」として、国民生活や地域の雇用・経済を支える大きな役割を担う存在。建設業の持続可能性の確保について、社会全体で考える必要がある。

2. 担い手の処遇改善に向けた従前の取組

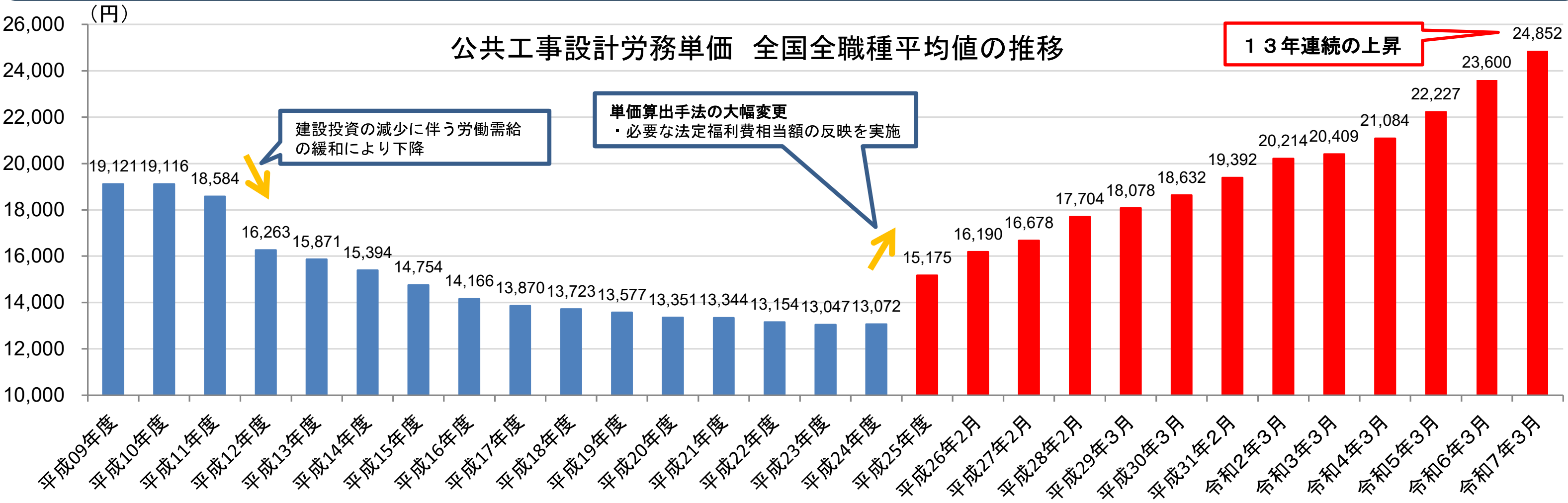
令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用を反映

全 国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比；+6.0% (平成24年度比；+85.8%)
主 要 1 2 職 種 (23,237円) 令和6年3月比；+5.6% (平成24年度比；+85.6%)



参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1% → +7.1% → +4.2% → +4.9% → +3.4% → +2.8% → +3.3% → +2.5% → +1.2% → +2.5% → +5.2% → +5.9% → +6.0%												+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3% → +6.9% → +3.1% → +6.7% → +2.6% → +2.8% → +3.7% → +2.3% → +1.0% → +3.0% → +5.0% → +6.2% → +5.6%												+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。
注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。
注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

全国

全 職 種 (24,852円)

令和6年3月比 ; + 6 . 0 %

主 要 1 2 職 種 ※ (23,237円)

令和6年3月比 ; + 5 . 6 %

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

主要12職種

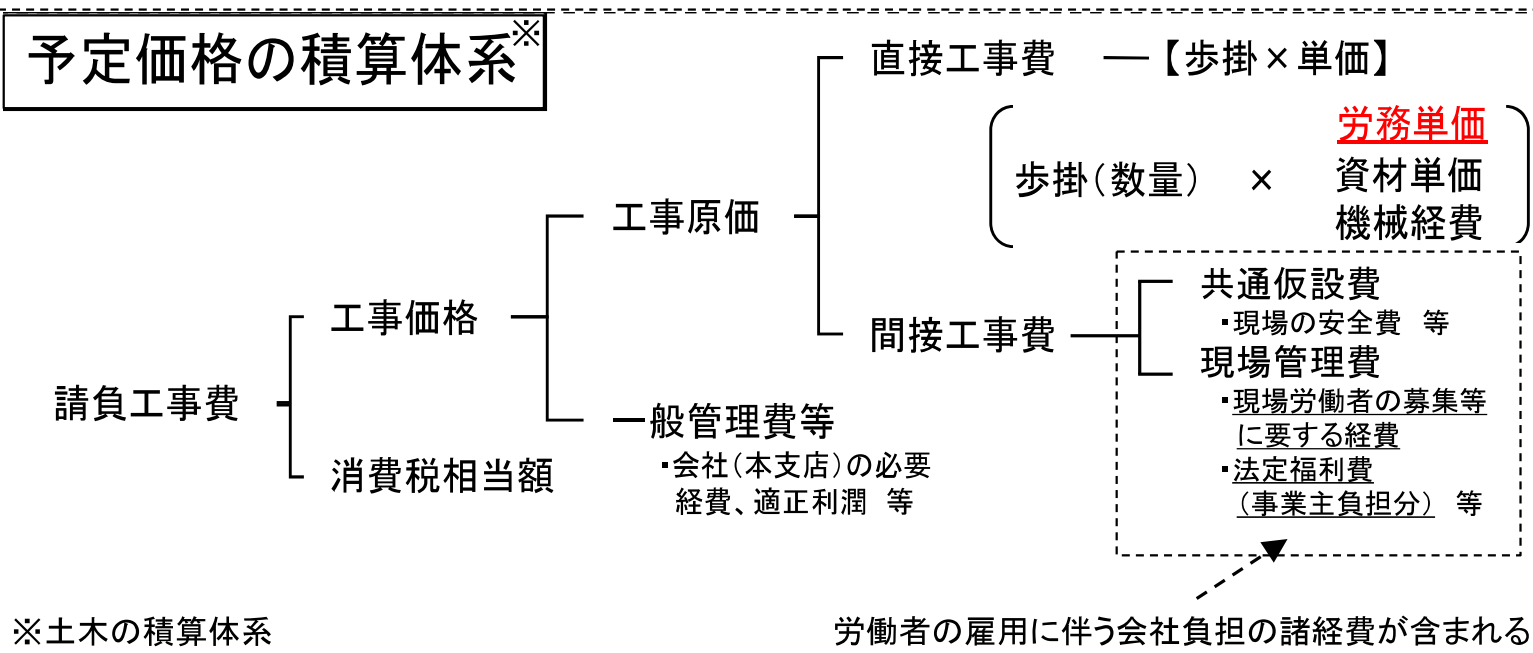
職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特 殊 作 業 員	27,035円	+ 5 . 6 %	運 転 手 （ 一 般 ）	24,605円	+ 5 . 4 %
普 通 作 業 員	22,938円	+ 5 . 3 %	型 わ く 工	30,214円	+ 5 . 1 %
軽 作 業 員	18,137円	+ 6 . 8 %	大 工	29,019円	+ 6 . 3 %
と び 工	29,748円	+ 4 . 8 %	左 官	29,351円	+ 6 . 8 %
鉄 筋 工	30,071円	+ 5 . 9 %	交通誘導警備員 A	17,931円	+ 5 . 7 %
運 転 手 （ 特 殊 ）	28,092円	+ 5 . 0 %	交通誘導警備員 B	15,752円	+ 5 . 7 %

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

(参考)公共工事設計労務単価の概要

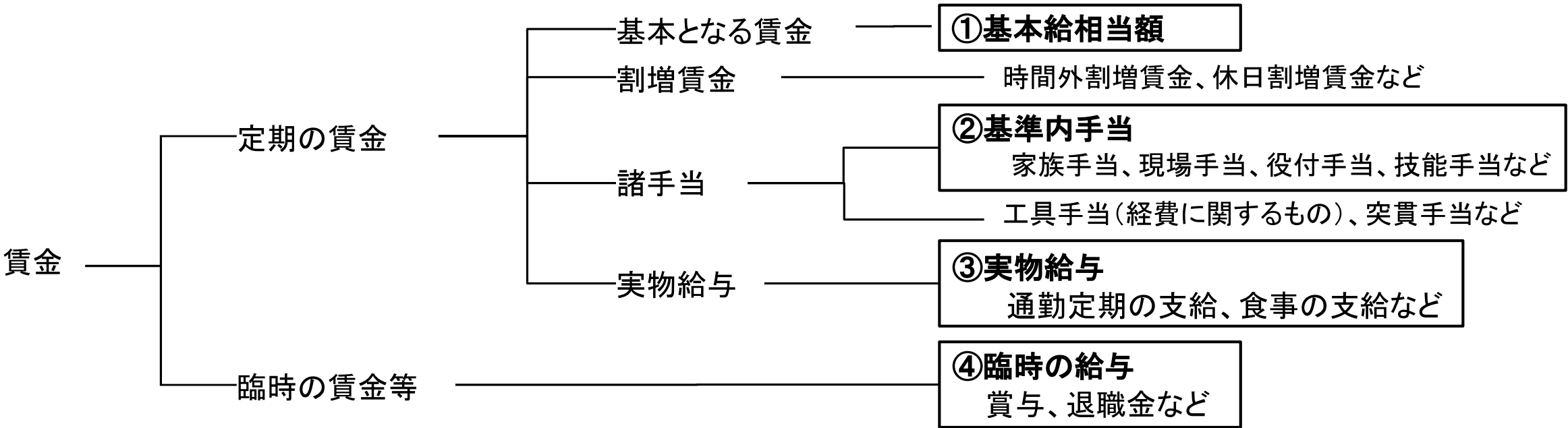
公共工事設計労務単価の概要

- 性格**: 公共工事の予定価格の積算用単価
(51職種、都道府県ごとに設定)
- 法令**: 予算決算及び会計令第80条第2項
「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考
慮して適正に定めなければならない。」
- 改定**: 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に
従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を
調査し、2月に単価を公表、3月に改定。
- 留意事項**:
 - ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
 - ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
 - ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)

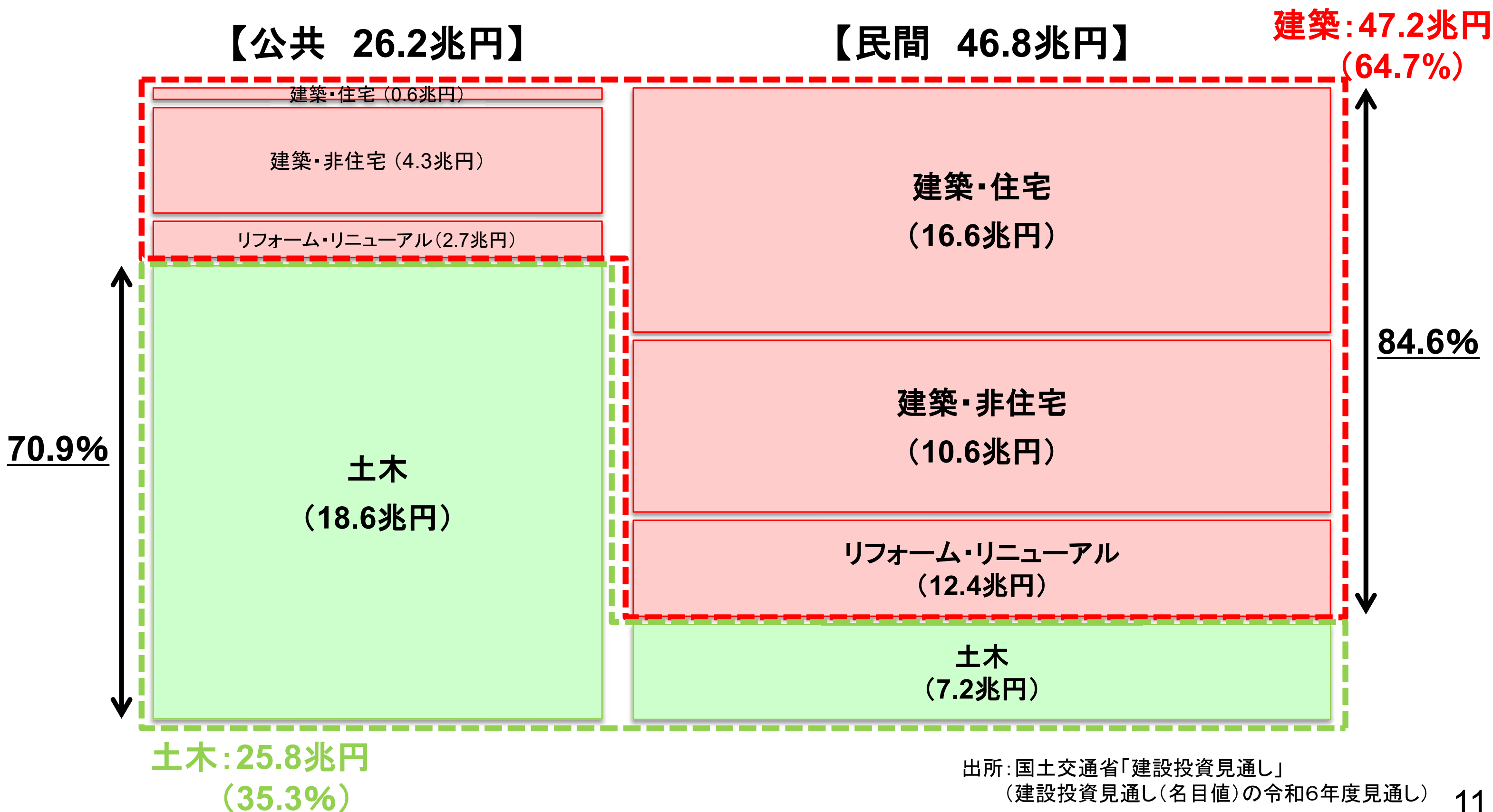


公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①～④)



- 建設投資市場においては、公共事業が約4割を占める。
- 公共工事は「土木」、民間工事は「建築」が太宗。



目的

技能者の処遇

人材確保

生産性向上

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通しをもて**、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

<建設キャリアアップシステムの概要>

技能者・事業者の事前登録

【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、
カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際に
カードタッチで履歴を蓄積



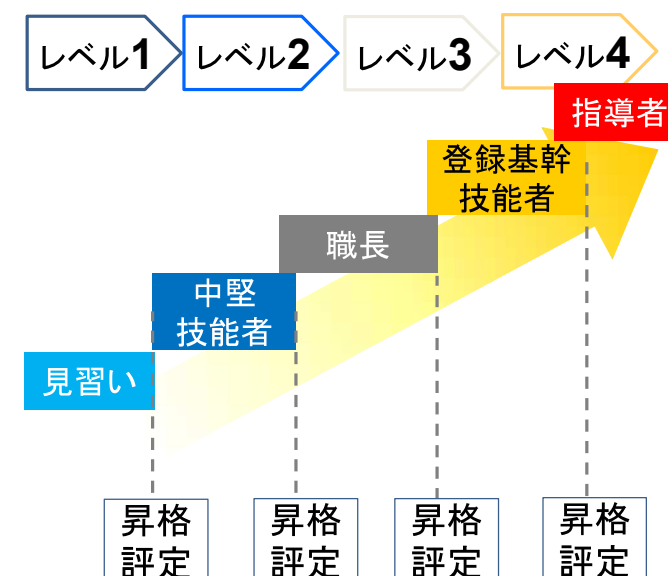
能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

(参考) 技能者の能力評価制度の概要

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した45分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

(令和7年5月末現在 レベル1※:121.3万人 レベル2:3.2万人 レベル3:3.1万人 レベル4:5.9万人)

※レベル判定を受けていない技能者

建設キャリアアップシステムに 技能者の資格と経験を蓄積

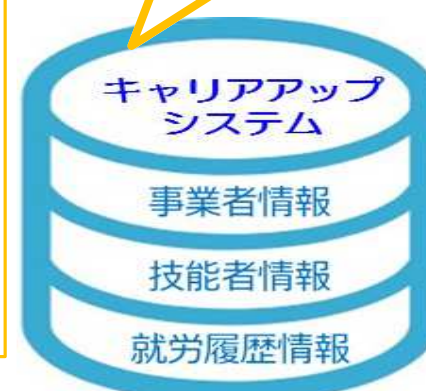
<現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

	ID	123456789012		
	氏名	建設 太郎		
	生年月日	S55 1980/07/28		
保有資格				
登録基幹技能者	型枠	2016.06.20		
技能講習	玉掛け	2008.05.21		
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09		
社会保険加入状況		退職金共済		
健保	☐	協会健保	建退共	☐
年金	☐	厚生年金		
雇用	☐			

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者 (見習い) 中堅技能者 (一人前の技能者) 職長として現場に従事できる技能者 高度なマネジメント能力を有する技能者(登録基幹技能者等)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として行き渡った場合に考えられるレベル別年収を試算し、公表。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。

※ 別途、中央建設業審議会・社会資本整備審議会 基本問題小委員会において、適切な労務費の確保等に関する制度改正についても検討

全国（公表32分野）(年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

レベル1 (下位～中位)	レベル2 (中位)	レベル3 (中位)	レベル4 (中位～上位)
3,740,000 ～ 5,010,000円	5,690,000円	6,280,000円	7,070,000 ～ 8,770,000円

「上位」は上位15%程度の賃金水準であり、最上値ではない。

分野別でのレベル別年収の試算例

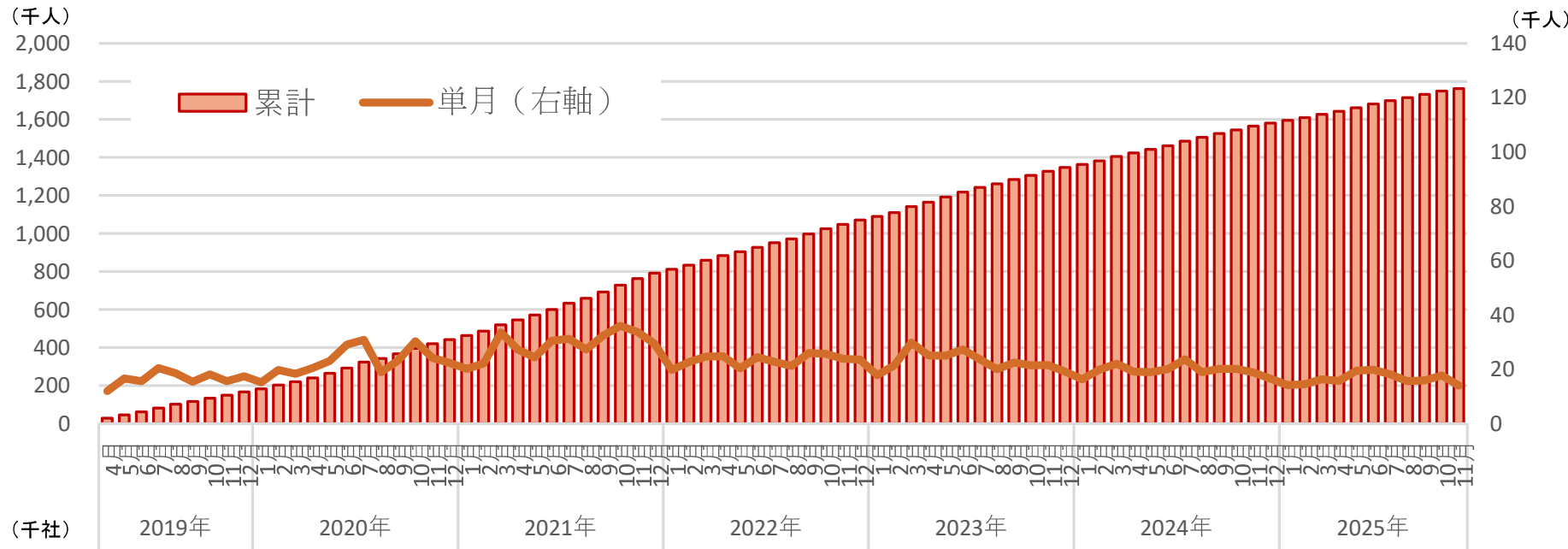
能力評価分野	レベル4 (中位～上位)	能力評価分野	レベル4 (中位～上位)
電気工事	6,250,000円 ～ 7,690,000円	型 枠	7,080,000円 ～ 8,630,000円
建設塗装	7,030,000円 ～ 8,580,000円	配 管	6,120,000円 ～ 7,540,000円
左 官	6,760,000円 ～ 8,250,000円	と び	6,970,000円 ～ 8,510,000円
機械土工	7,120,000円 ～ 8,900,000円	建築大工	6,940,000円 ～ 8,470,000円
鉄 筋	6,960,000円 ～ 8,490,000円	土 工	6,790,000円 ～ 8,490,000円

<試算条件>
・CCUSレベル別年収は、令和4年度公共事業労務費調査の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本点も経験年数と資格を基にレベルを推定（レベル1相当：5年未満、レベル2相当：5年以上10年未満、レベル3相当：10年以上又は一級技能士、レベル4相当：登録基幹技能者）
・労務費調査の各レベルの標本において、「上位」の値は上位15%程度、「中位」の値は平均、「下位」の値は下位15%程度の全国の年収相当として作成（必ずしも「上位」が都市部、「下位」が地方の年収相当を表すものではない）
・「分野別でのレベル別年収の試算例」では、最新の国勢調査における技能者数が多い10分野を記載

技能者の登録数

176万人が登録

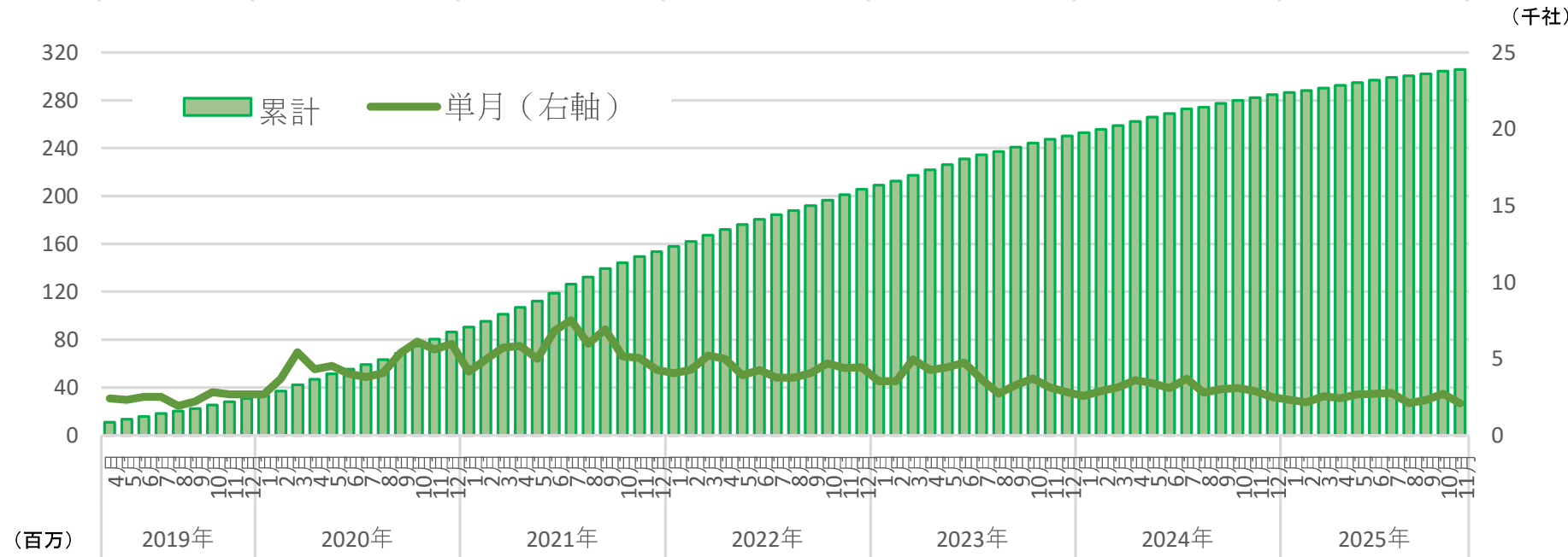
※労働力調査(R6)における建設業技能者数:300万人



事業者の登録数

30.5万社が登録

※うち一人親方は10.6万社

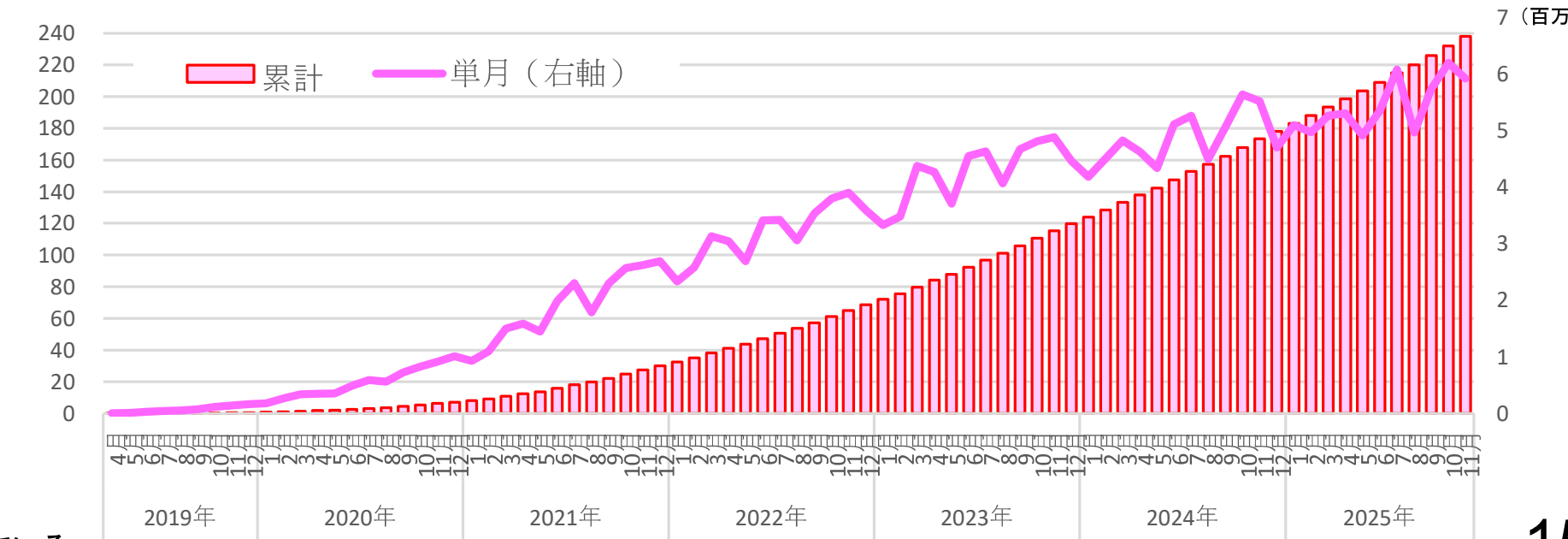


就業履歴数

現場での利用は増加傾向

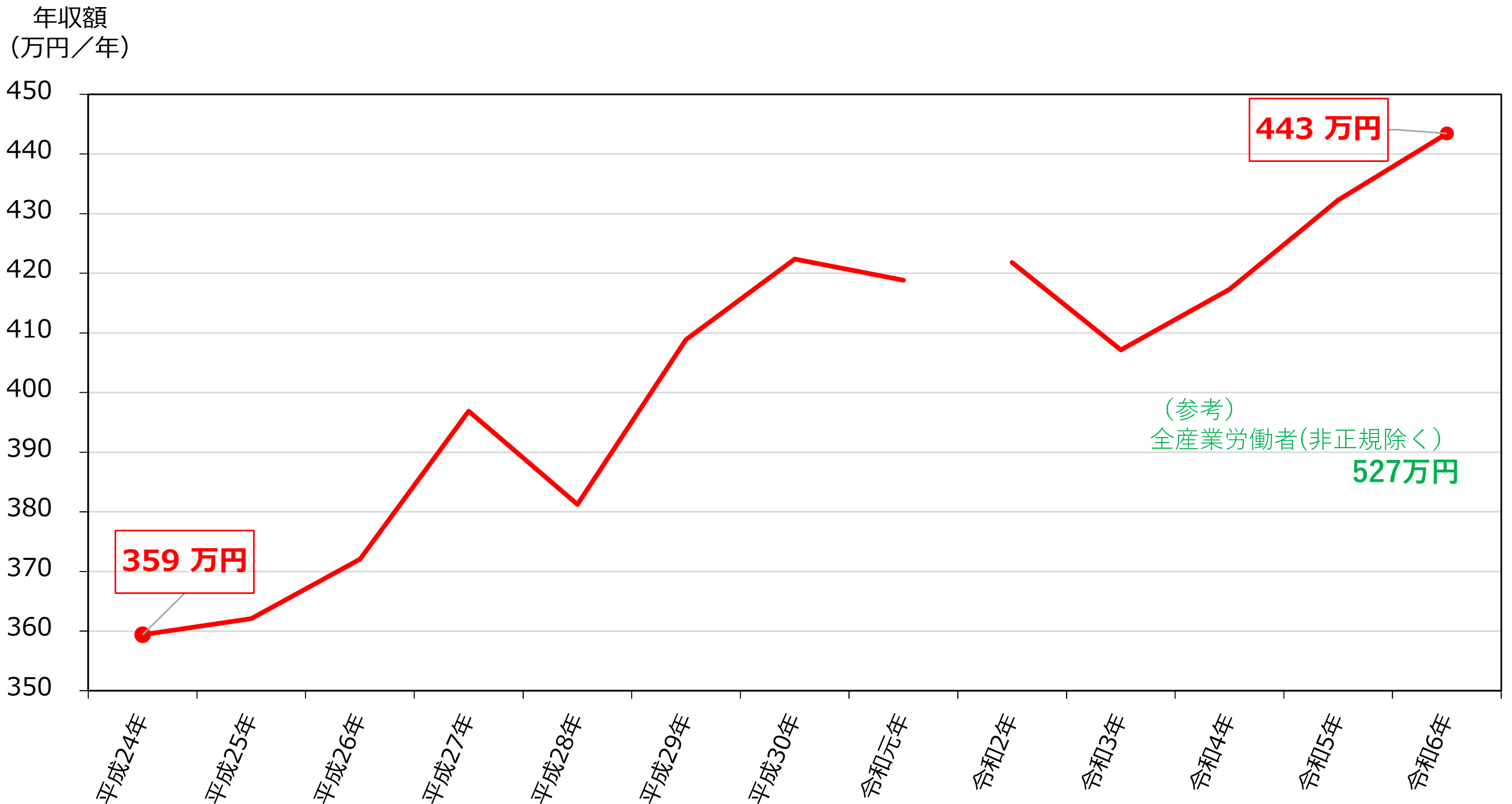
累積就業履歴数 23,000万突破

※11月は591万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省
※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

建設技能者の賃金の推移



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

2. のまとめ

- 新規入職者の参入を阻む要因の一つとして、建設業の技能者の賃金水準が、厳しい労働環境下にあるにもかかわらず、他産業比で低位にとどまっていることが存在。
- これまで、公共工事設計労務単価の引上げをはじめ、様々な取組によって、建設分野の賃金は着実に上昇しているが、民間工事に従事する事業者や下請業者も対象となる施策が必要。
- 技能・経験に応じた適切な処遇の実現に向け、CCUS（建設キャリアアップシステム）を使った技能者のレベル別評価・レベルに応じた処遇を進めることにより、建設業への入職を志す若い世代に対し、キャリアパスの見通しを示せる産業になることが必要。

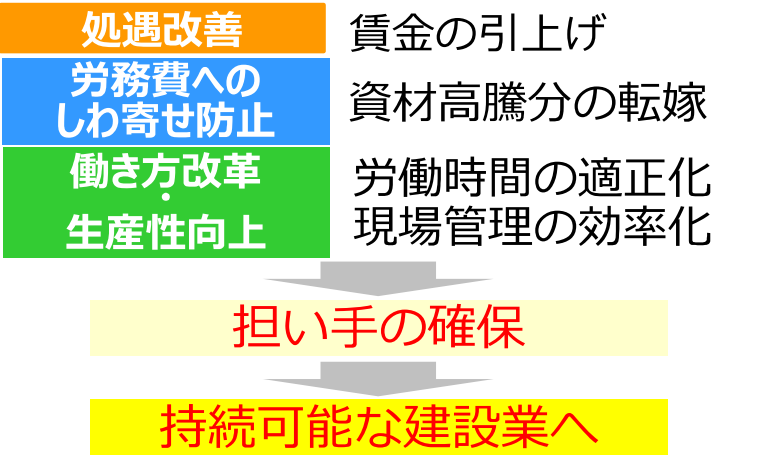
3. 建設業法改正の概要

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

- 建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。
(参考1) 建設業の賃金と労働時間
建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年
全産業 508万円/年 (▲15.0%) 1,956時間/年 (+3.1%)
※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年) 出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)
- (参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合()内
[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)
出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出
- 建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、
処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。



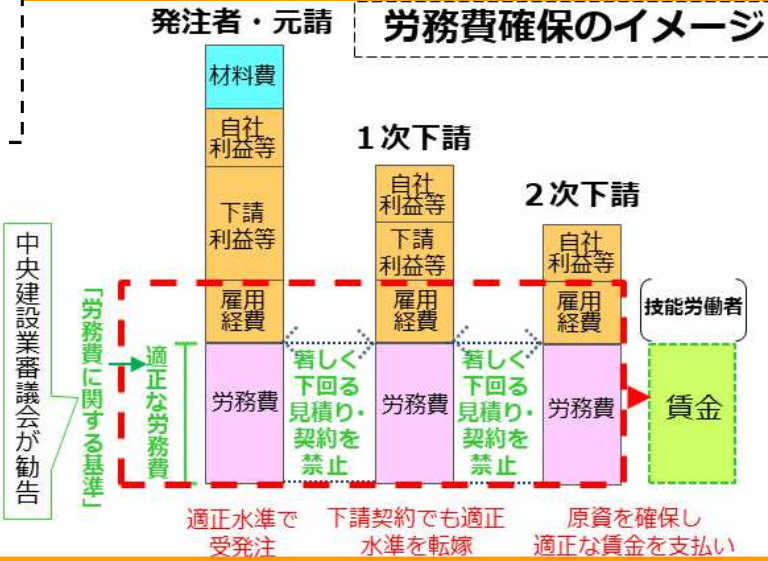
概要

1. 労働者の処遇改善

- 労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化
➡ 国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告
- 「労務費に関する基準」の勧告
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告
- 適正な労務費等の確保と行き渡り
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡ 国土交通大臣等は、違反発注者に勧告・公表(違反建設業者には、現行規定により指導監督)
- 原価割れ契約の禁止を受注者にも導入

黄色部分：令和7年12月12日施行
それ以外：令和6年施行済

令和6年施行により中建審に作成権限が付与
→令和7年12月2日に作成され、実施が勧告された



2. 資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

- 契約前のルール
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化
- 契約後のルール
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3. 働き方改革と生産性向上

- 長時間労働の抑制
・工期ダンピング対策を強化(著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止)
- ICTを活用した生産性の向上
・現場技術者に係る専任義務を合理化(例. 遠隔通信の活用)
・国が現場管理の「指針」を作成(例. 元下間でデータ共有)
➡ 特定建設業者*や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



(参考)「著しく低い労務費等」「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」による契約締結禁止①

中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成・勧告＜R6改正＞

注文者

受注者

◆受注者から交付された「材料費等記載見積書」の内容を考慮するよう努力義務＜R6改正＞

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積り変更依頼を禁止＜R6改正＞

◆取引上の地位を不当利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止

見積り提出

著しく低い
材料費等は禁止

見積り変更依頼

契約締結

原価割れ・著しく短い
工期が注文者・受注者
ともに禁止に

◆「材料費等記載見積書」を作成するよう努力義務

工事種別ごとの労務費・材料費、「工事従事者による適正な施工確保に不可欠な経費(省令で規定)」を記載した見積書

◆「材料費等記載見積書」の材料費等について、通常必要と認められる額を著しく下回るような見積りを禁止＜R6改正＞

◆正当な理由(省令で規定)がなく、通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約の締結を禁止＜R6改正＞

◆通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約の締結を禁止＜R6改正＞

<「著しく低い労務費等」による見積り提出・見積り変更依頼を行った場合・・・>

- ー 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- ー 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

<「原価に満たない金額」による契約を締結した場合・・・>

- ー 受注者である建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分／注文者である建設業者に対しては公取委から措置
- ー 公共発注者に対しては国土交通大臣等から勧告

<「著しく短い工期」による契約を締結した場合・・・>

- ー 建設業者に対しては国土交通大臣等から指導・監督処分
- ー 発注者に対しては国土交通大臣等から勧告・公表

受注者による「原価に満たない金額」による契約締結禁止

○これまで注文者に対してのみ、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約の締結が禁止されていたところ※、建設業者に対しても、省令で規定する正当な理由がある場合を除き通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約締結を禁止

※ 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、通常必要と認められる原価に満たない金額による請負契約を締結することが禁止されている

＜省令で規定する正当な理由＞

- ・自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- ・先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- ・建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

受注者による「著しく短い工期」による契約締結禁止

○これまで注文者に対しては、通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならないこととされていたところ、建設業者に対しても、著しく短い期間を工期とする請負契約締結を禁止

(参考)改正後の条文(建設業法、建設業法施行規則)

○建設業法(昭和24年法律第100号)

(不当に低い請負代金の禁止)

第十九条の三 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができることその他の国土交通省令で定める正当な理由がある場合を除き、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(著しく短い工期の禁止)

第十九条の五 注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

2 建設業者は、その請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。

○建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)

(低額受注の正当な理由)

第十三条の十一 第十九条の三第二項の国土交通省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 自らが保有する低廉な資材を建設工事に用いることができること。
- 二 先端的な技術又は蓄積された知識、技術若しくは技能を活用することにより工事原価の低減が図られていること。
- 三 建設業者がその請け負う建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することについて、緊急の必要その他やむを得ない事情があること。

(参考)改正後の条文(労務費の基準関係)

労働者の処遇確保の努力義務

(施工技術の確保に関する建設業者等の責務)

第二十五条の二十七 (略)

2 **建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない。**

3・4 (略)

「労務費の基準」の勧告

(中央建設業審議会の設置等)

第三十四条 (略)

2 **中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。**

3 (略)

適正な労務費等の確保と行き渡り等

(建設工事の見積り等)

第二十条 **建設業者は、建設工事の請負契約を締結するに際しては、工事内容に応じ、工事の種別ごとの材料費、労務費及び当該建設工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるもの(以下この条において「材料費等」という。)その他当該建設工事の施工のために必要な経費の内訳並びに工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を記載した建設工事の見積書(以下この条において「材料費等記載見積書」という。)を作成するよう努めなければならない。**

2 前項の場合において、材料費等記載見積書に記載する材料費等の額は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回るものであつてはならない。

3～5 (略)

6 建設工事の注文者は、第四項の規定により材料費等記載見積書を交付した建設業者(建設工事の注文者が同項の請求をしないで第一項の規定により作成された材料費等記載見積書の交付を受けた場合における当該交付をした建設業者を含む。次項において同じ。)に対し、その材料費等の額について当該建設工事を施工するために通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回ることとなるような変更を求めてはならない。

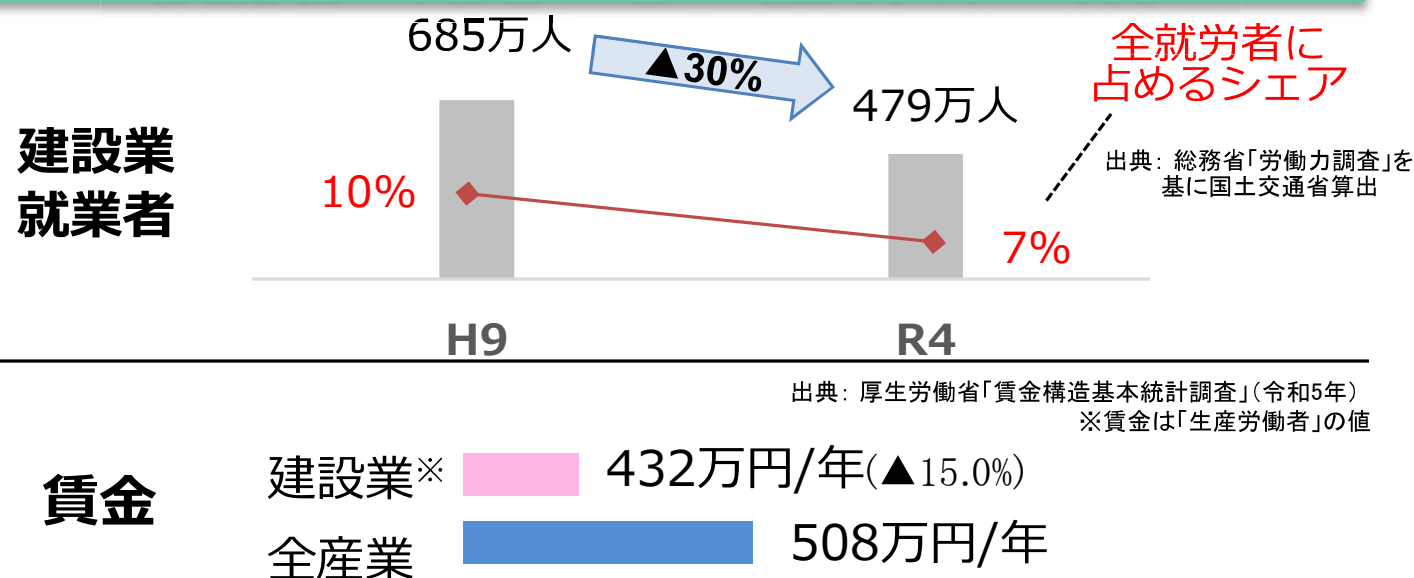
7 前項の規定に違反した発注者が、同項の求めに応じて変更された見積書の内容に基づき建設業者と請負契約(当該請負契約に係る建設工事を施工するために通常必要と認められる費用の額が政令で定める金額以上であるものに限る。)を締結した場合において、当該建設工事の適正な施工の確保を図るため特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。

8 (略)

4. 労務費に関する基準の概要

改正建設業法による技能者の処遇改善に向けた新たなルールを導入

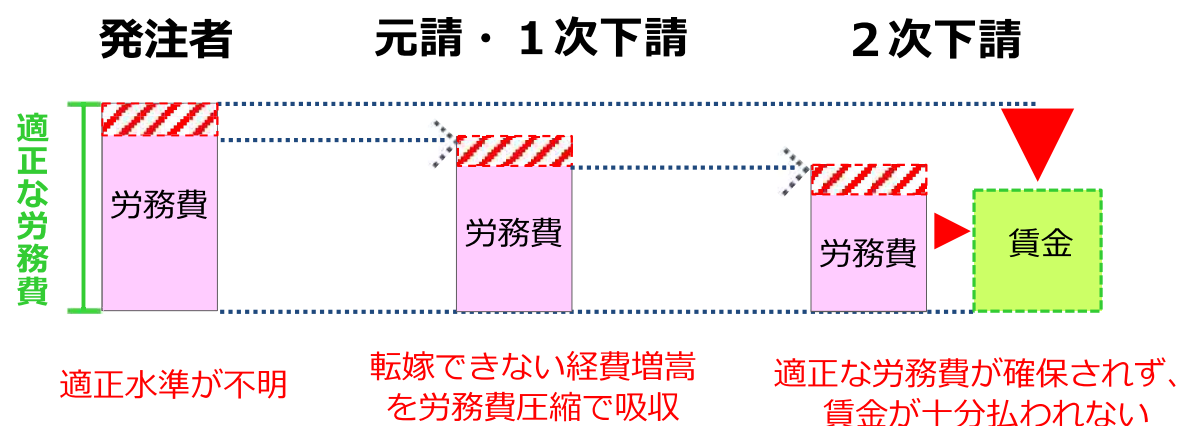
技能者の処遇を巡る建設業界の現状



- 建設業の中長期的な担い手を確保するため、**技能や屋外を中心とする厳しい労働環境に見合った賃金への引き上げ等の処遇改善**が必要。
- 一方、建設工事の請負契約の特性(※)を背景として、重層下請構造の下、**労務費(賃金の原資)**は、**技能者を雇用する下請業者まで適正に確保されていない**。
- 建設業の特性に対応し、**請負契約において適正な労務費を確保し、技能者に支払われるための新たなルールが必要**。

(※)総価一式での契約慣行の中、労務費の相場が分かりづらい、材料費よりも削減が容易、技能者の処遇を考慮せず**安価に請け負う業者が競争上有利**等

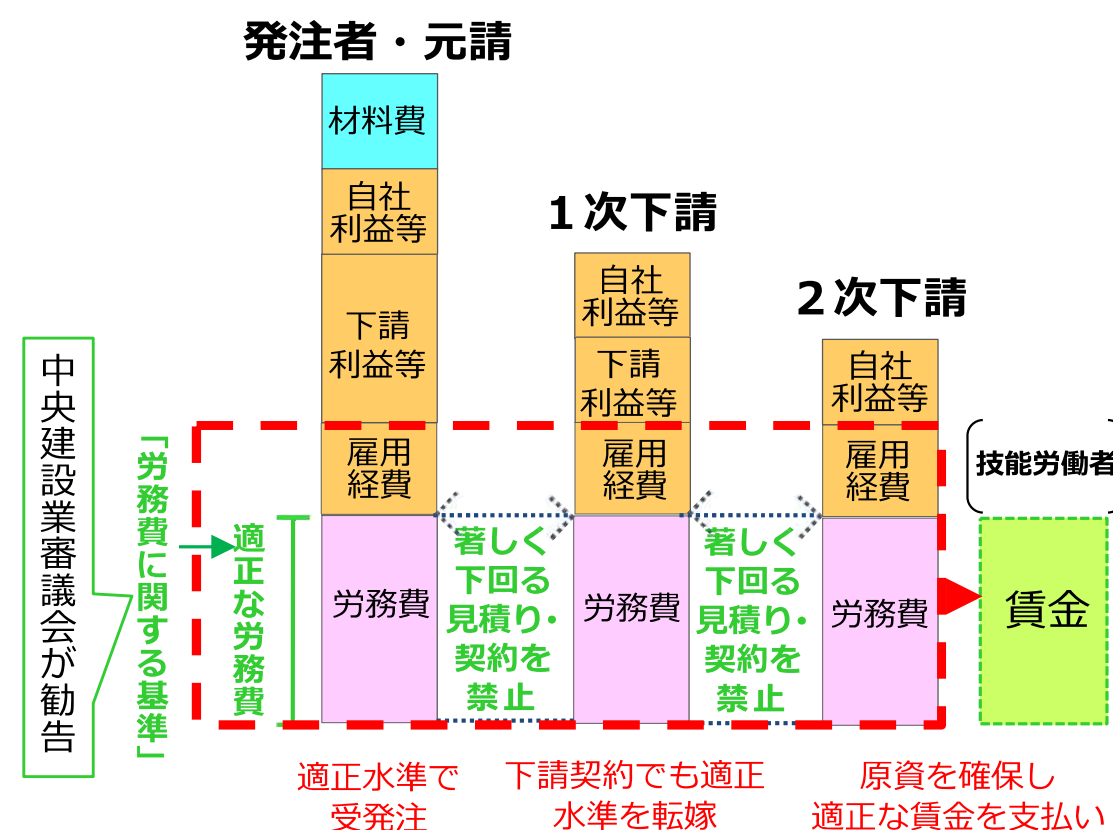
建設工事請負契約に係る特有の課題



建設工事の請負契約に係る新たなルールの導入

- 労働者の知識、技能その他の能力の評価に基づく賃金支払等の**処遇確保を建設業者に努力義務化**(建設業法25条の27)。
- 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成(同法34条)し、請負契約における適正な労務費の水準を明確化。また、**労務費等を内訳明示した「材料費等記載見積書」の作成を努力義務化**(同法20条)。
- 併せて、基準を**著しく下回る見積り・契約締結を禁止**(同法20条、19条の3)し、**違反した業者は指導・監督**(同法28条)、**発注者は勧告・公表**(同法20条)の対象。
- これらにより、**適正な労務費が**、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間のすべての段階において**確保され、技能者の賃金として支払われることを図る**。

労務費確保のイメージ



- 第三次・担い手3法により、中央建設業審議会において、新たに「労務費に関する基準」を作成・勧告することとされたことを踏まえ、本基準の作成及び実効性確保のための具体的な検討を行うため、同審議会にワーキンググループを設けて議論してきたところ。

委員

（学識者等）

榎並 友理子（日本アイ・ビー・エム(株)執行役員テクノロジー事業本部製統括本部長）
 恵羅 さとみ（法政大学社会学部准教授）
 大森 有理（弁護士）
座長 小澤 一雅（政策研究大学院大学教授）
 楠 茂樹（筑波大学人文社会系教授）
 佐藤 あいさ（パシフィックコンサルタンツ(株)事務管理センター副センター長）
 西野 佐弥香（京都大学大学院工学研究科准教授）
 長谷部 康幸（全国建設労働組合総連合賃金対策部長）
 堀田 昌英（東京大学大学院工学系研究科教授）
 前田 伸子（(公社)日本建築積算協会専務理事）

（受注者側）

青木 富三雄（(一社)住宅生産団体連合会環境部長 兼 建設安全部長）
 荒木 雷太（(一社)岡山県建設業協会会長・(一社)全国建設業協会元副会長）
 岩田 正吾（(一社)建設産業専門団体連合会会長）
 白石 一尚（(一社)日本建設業連合会人材確保・育成部会長）
 土志田 領司（(一社)全国中小建設業協会理事(前会長)）

（発注者側）

佐々木 隆一（三菱地所(株)企画調査部長・(一社)不動産協会企画委員会委員長）
 丸山 優子（(株)山下PMC代表取締役社長）
 三宅 雅崇（東京都財務局技術管理担当部長）
 渡辺 直（松戸市建設部長）
 渡邊 美樹（(独)都市再生機構本社監査室長）

※50音順・敬称略・
令和7年10月27日現在

主な論点

○「労務費に関する基準」の作成について

- ・ 適正な労務費の水準
- ・ 職種分野別の「基準値」の定め方
- ・ 基準値の決定・公表と改定の手続き

○「労務費に関する基準」の実効性確保策について

- ・ 契約段階における労務費確保に向けた取組
- ・ 労務費・賃金の支払段階における取組
- ・ 公共工事における上乗せの取組

開催状況

令和6年9月10日 第1回WG開催【済】	令和7年5月8日 第7回WG開催【済】
11月6日 第2回WG開催【済】	6月3日 第8回WG開催【済】
12月26日 第3回WG開催【済】	8月6日 第9回WG開催【済】
令和7年2月26日 第4回WG開催【済】	9月18日 第10回WG開催【済】
3月5日 第5回WG開催【済】	10月27日 第11回WG開催【済】
3月26日 第6回WG開催【済】	



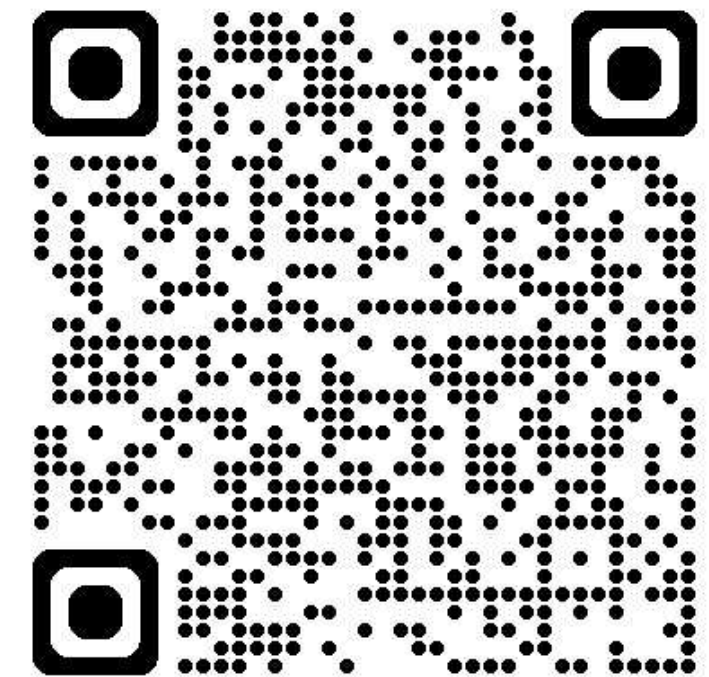
「労務費に関する基準」の検討経過

中央建設業審議会 労務費の基準に関するワーキンググループ

構成

発注者側、受注者側、学識者等
(座長:小澤一雅 政策研究大学院大学教授)

詳細はこちら



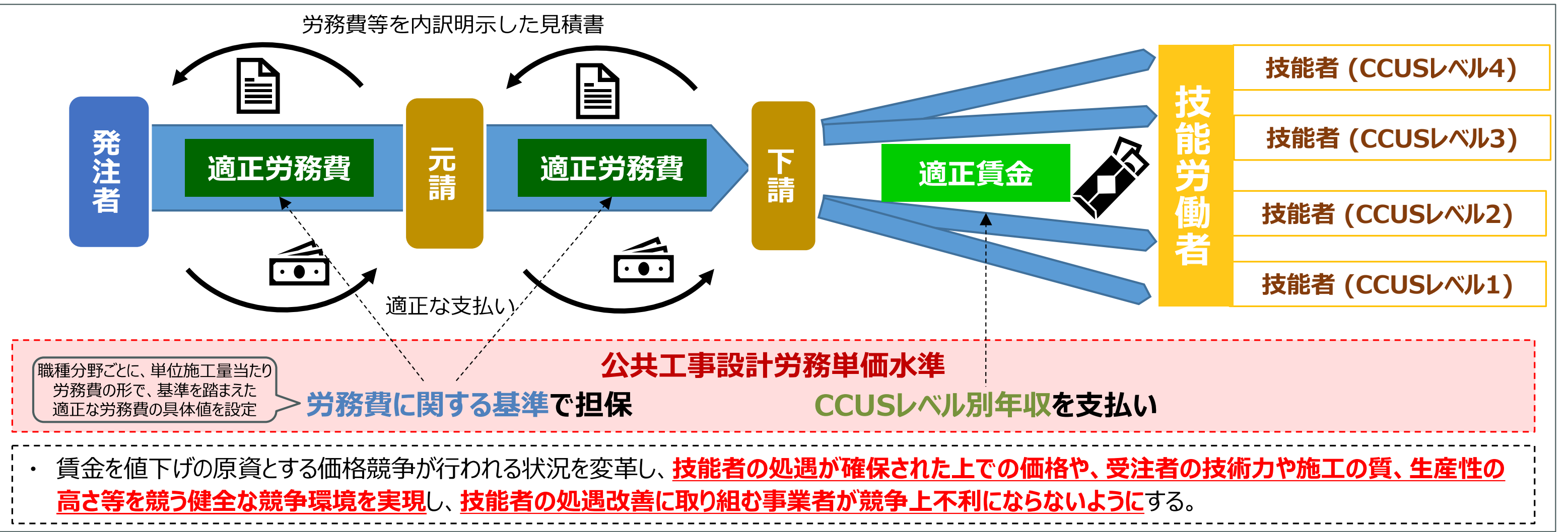
主な論点

- 労務費に関する基準の「実効性確保」
- 労務費に関する基準の「作成」
- 労務費に関する基準の「示し方」

スケジュール

- 令和6年9月から令和7年10月まで計11回にわたり開催
- 今後も随時開催予定

「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



実効性を確保

入口での取組（契約段階における実効性確保）

- **労務費・必要経費等を明示した見積書の商慣行化**による適正な労務費の確保
- **自主宣言制度(※)**による適切に技能者を処遇する事業者の見える化・優先選定 等

※改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、CCUSの活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者を見える化し、インセンティブを付与する制度

出口での取組（労務費・賃金の支払いの実効性確保）

- **CCUSレベル別年収**の支払いの推進
- 契約当事者による**コミットメント制度(※)**の活用を通じた適正な労務費・賃金支払いの確認 等

※請負契約において労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項を設け、注文者が受注者の労務費・賃金支払の状況等を確認できることとする制度

公共工事における上乗せの取組（公共発注者による実効性確保）

- 労務費ダンピング調査の実施
- 総労働時間を把握するための取組の実施 等

- 「労務費に関する基準」は、個々の技能者に、その経験・技能に応じた適正賃金が支払われるようにするため、公共工事・民間工事を問わず、発注者から技能者を雇用する建設業者までの全ての取引段階における建設工事の請負契約において、適正な労務費（賃金の原資）を確保することを目指すものである。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 改正建設業法等における処遇改善に係る主な措置
- (3) 労務費に関する基準の作成及び勧告に係る検討
 - ①経緯
 - ②労務費に関する基準の位置づけ

第2章 建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費

- (1) 基本的な考え方
 - ①適正な労務費の水準
 - ②個別の請負契約に当てはめる際の留意点
- (2) 職種分野別の基準値
 - ①基準値の位置づけ
 - ②基準値の定め方
 - ③基準値の決定と改定の手続き

第4章 その他

- (1) 材料費等記載見積書に内訳明示する経費のうち、労務費以外のものの見積りに係る取扱い
- (2) 通常必要と認められる額を著しく下回る労務費等と疑われる場合の対応
- (3) 基準の見直し

第5章 結びに

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

- (1) 実効性確保策の全体像
- (2) 契約段階において適正な労務費等を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②労務費と併せて確保することが必要な経費の整理
 - ③労務費等を内訳明示した見積書の提出の促進
 - ④自主宣言制度による技能者の処遇改善を進める事業者の見える化
 - ⑤本基準を著しく下回る見積り・契約への指導・監督
- (3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組
 - ①基本的な考え方
 - ②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保
 - ③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供
 - ④労務費・賃金の支払い態様が悪質な事業者の見える化
- (4) 公共工事における上乗せの取組

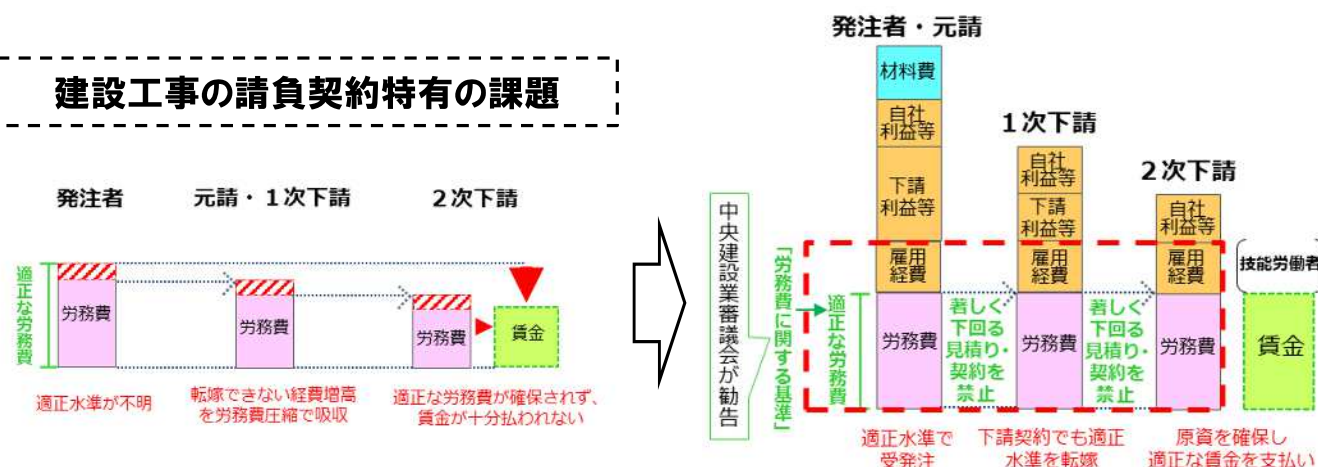
- 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

- 公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、「**建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費**」（＝適正な労務費）の相場観として作成。
- 個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時（公共工事であれば入札時）に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要。**
- 本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

- 技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。
- この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、「**適正な労務費**」を**公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする。**
(高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。)

通常必要と認められる労務費 ＝ 適正な労務費

$$= \text{設計労務単価} \times \text{労働時間}$$

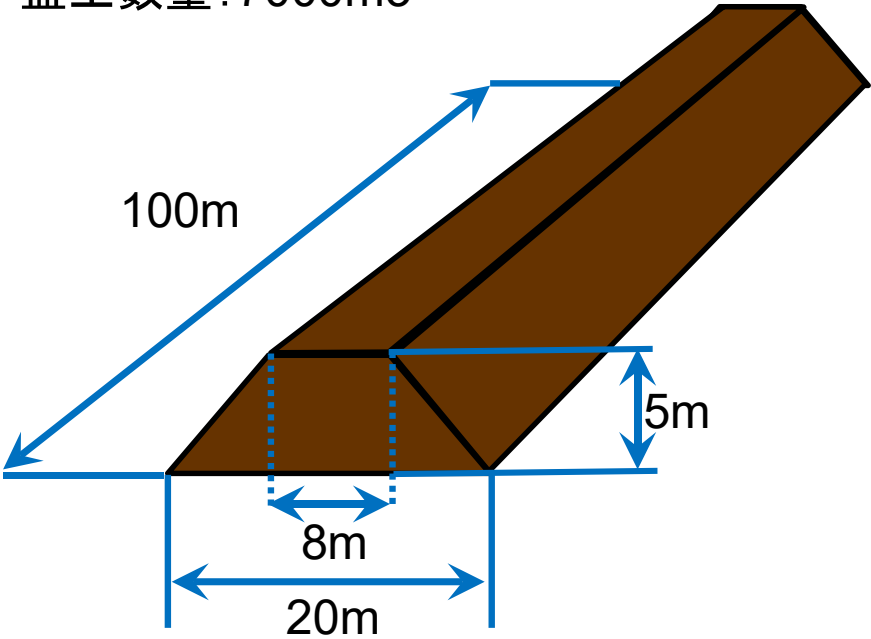
$$= \text{設計労務単価} \times \text{歩掛} \times \text{数量}$$

- **労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しないこと**、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。
- **個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

- 歩掛は単位量当たりの作業を行う際に必要な労力
- 単位量の作業を行う場合には、単価表に記載されている労力が必要になる

例えば、ある作業・・・築堤盛土

盛土数量：7000m³



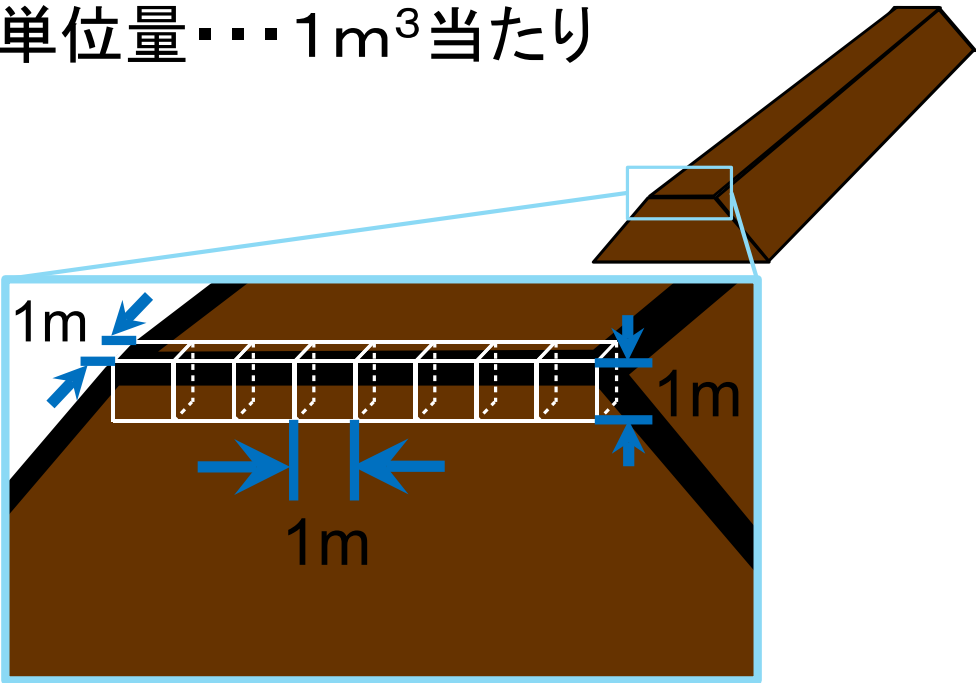
とある施工班・・・

- ブルドーザ(湿地、7t級) 1台
- 振動ローラ(土工用、11~12t) 1台
- 運転手(特殊) 2人
- 普通作業員 1人

で一班を編成して施工する



単位量・・・1m³当たり



必要な
労力を
考えると

工事名	鯉土竜川改良工事（当初）		工種区分	河川工事
単価表○-○	築堤盛土（幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し）		1m ³ 当たり	単価表
種別	細別	規格	単位	数量
労務費	運転手(特殊)		人	0.0054
	普通作業員	7t級ブルドーザ(賃料)	人	0.0027
材料費	軽油		L	0.5730
機械費	ブルドーザ	湿地 7t級	日	0.0027
	振動ローラ	土工用 質量11~12t	日	0.0027
諸雑費	まるめ		式	1
築堤盛土（幅4.0m以上、施工数量10,000m ³ 未満、障害無し）の日当たり施工量			m ³ /日	370

× 370 (1日当たり
施工できる数量)
すると・・・

数量
2人
1人
212 L
1日
1日

この作業を1日
行う際に必要な
労力が分かる

× 7,000
(施工数量)
すると・・・

数量
38人
19人
4,028 L
19日
19日

この工事で必要
なトータルの
労力が分かる

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- ▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
- ▶ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
- ▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もる**こと、また、**注文者がそれを尊重する**ことが必要。

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

対象工事		「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様			
工事の種類	●●工事				
標準的な規格・仕様	□□□				
条件	××の種類	×××			
	△△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m2)(例)			
内訳	職種	施工単位当たり歩掛 (人・日/m2)	設計労務単価 (円/人・日)	施工単位当たり歩掛 ×設計労務単価 (円/m2)	
	●●工	0.05	30,000	1,500.00	
	■作業員	0.01	25,400	254.00	
	合計			1,754.00	

算出根拠（内訳）

日当たり作業量 (参考値) (m2/人・日)
16.67 m2/人・日 =1÷0.06 人・日/m2

日当たり作業量
(参考値)
※施工単位当たり
歩掛の合計の逆数

設計労務単価：令和〇年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：◇◇◇◇による
(内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの)
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業

【条件】
・条件は以下の通り。
××の種類：×××
△△の種類：△△△
・◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去、×××の設置、△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点
(職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載)

基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (建築)	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工 及び現場組立、コンクリート打設時 における合番 条件： RCラーメン構造、階高3.5～4.0m 程度、形状単純 等
型枠工事 (建築)	5,291円/m ²	代表的な歩掛の作業内容： 建築構造物等の合板型枠の加工 及び組立、コンクリート打設時の合 番、型枠点検及び保守、型枠の取 外し 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上 軸部、階高3.5～4.0m程度 等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、13職種分野99工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中15業種に対応）

職種別意見交換会の実施状況

- 令和6年11月以降、型枠、鉄筋、住宅分野から意見交換を開始し、これまで**計25の職種別意見交換会を実施**。
- 職種別意見交換会では、各業界の実情に応じた「労務費の基準値」の示し方や、これに当たっての留意点、実効性確保の具体策について議論。
- 令和7年12月までに、**13職種分野99工種(作業)**について、**国土交通省において「労務費の基準値」を公表**。(建設業許可業種全29業種中15業種の何らかの作業に対応)
- 引き続き調整中の職種から検討を進めつつ、その他の職種についても業界団体からの意向を踏まえて順次対応。

開催した職種別意見交換会と構成員※1		※1記載順は、職種は開催順・団体名は五十音順 ※2引き続き調整中の基準値を含む		凡例 ○ : 基準値として公表 (令和7年12月時点) ● : 調整中		
(全職種共通) 建設産業専門団体連合会、全国建設業協会、 全国中小建設業協会、日本建設業連合会		板金・ 屋根ふき	●	全日本瓦工事業連盟、日本金属屋根協会、 日本建築板金協会		
型枠	○	日本型枠工事業協会		解体	●	全国解体工事業団体連合会
鉄筋	○	全国圧接業協同組合連合会、全国鉄筋工事業協会		鉄骨	●	鉄骨建設業協会
住宅分野	○	住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、 全国工務店協会、全国住宅産業地域活性化協議会		トンネル	●	日本推進技術協会、日本トンネル専門工事業協会
左官	○	日本左官業組合連合会		防水	●	全国防水工事業協会
電気※2	○	全日本電気工事業工業組合連合会、日本計装工業会、 日本電設工業協会		潜かん	○	日本圧気技術協会
塗装	●	日本塗装工業会		さく岩	●	日本発破・破碎協会
とび	○	日本建設躯体工事業団体連合会、日本鳶工業連合会		切断穿孔	○	ダイヤモンド工事業協同組合
内装	●	全国建設室内工事業協会、全日本畳事業協同組合、 日本建設インテリア事業協同組合連合会、 日本室内装飾事業協同組合連合会、日本畳産業協会		タイル・ サッシ・ ガラス	●	建築開口部協会、全国板硝子工事協同組合連合会、 全国板硝子商工協同組合連合会、全国タイル業協会、 日本サッシ協会、日本タイル煉瓦工事工業会
空調衛生※2	○	全国管工事業協同組合連合会、全国ダクト工業団体連合会、 日本空調衛生工事業協会、日本計装工業会、日本配管工事業団体連合会 日本保温保冷工業協会、日本冷凍空調設備工業連合会		エクステリア	●	日本エクステリア建設業協会
土工※2	○	全国圧入協会、全国基礎工事業団体連合会、 全国クレーン建設業協会、全国コンクリート圧送事業団体連合会、 全国特定法面保護協会、日本アンカー協会、日本ウェルポイント協会、 日本機械土工協会、日本基礎建設協会、日本グラウト協会、 日本建設あと施工アンカー協会、日本建設躯体工事業団体連合会		橋梁	○	日本橋梁建設協会、日本橋梁・鋼構造物塗装技術協会、 プレストレスト・コンクリート建設業協会、 プレストレスト・コンクリート工事業協会
				警備	○	全国警備業協会
				造園	○	日本造園組合連合会、日本造園建設業協会
				上下水道	●	全国管工事業協同組合連合会、日本管路更生工法品質確保協会
				土間	●	日本左官業組合連合会、日本土間業組合連合会

33

4. のまとめ

- 労務費に関する基準制度は、技能者を雇用する建設業者が、労働者に技能に応じた適正な賃金（他産業並以上の賃金）を払えるようにするため、請負契約の中で労務費（賃金の原資）を確保できるようにするための新たなルール。
- 受注者は、「労務費に関する基準」を踏まえ、個々の請負契約ごとに適正な労務費を内訳明示することが必要。注文者は、その内容を考慮・尊重することが必要。労務費等に係る著しく低い見積り・値切り、総価原価割れ契約は禁止。
- 「労務費に関する基準」は、賃金の原資を確保しようとする会社にとって、価格交渉の「武器」となるもの。
- これまで一般的であった「総価一式の契約を結ぶ」「上位注文者から一方的に提示された額で契約締結する」商慣行を改め、受注者が、自社として必要な労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作成し、必要額を確保する（「もらってないから払わない」「もらったら払う」ではなく「払うためにもらう」）商慣行をサプライチェーン全体で作り上げていく必要がある。

4. のまとめ

- 個別の請負契約における適正な労務費は、個別の施工条件や作業内容等を踏まえ、「作業に対応する公共工事設計労務単価（円/人日（8時間））」に「歩掛（人日/単位施工量）」と「施工数量」を乗じて労務費を算出した額。
- 労務単価については、設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要。
- 「請負」契約として、歩掛よく（生産性高く）施工できる会社は競争上有利になるが、技能者の賃金（労務単価）を削って価格競争を行うことは許されず、建設Gメンの指導の対象となりうる。
- 価格交渉を円滑に進める観点から、別途職種分野別に「労務費の基準値」も作成。具体の施工条件や作業内容等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出すべきものであり、基準値がない職種も設計労務単価×自社の歩掛で労務費を計算すべきことは変わらない。
- 高い技能を持つ技能者が施工する場合などにおいては、受注側が労務単価を公共工事設計労務単価水準から割り増して見積もり、注文者と価格交渉することが可能。

5. 労務費に関する基準の実効性確保策

5－1. 実効性確保策の全体像

契約段階における適正な労務費等の確保を図るための実効性確保策

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において適正な労務費を確保

- 受注者が、個別契約に即し、自社の歩掛を基に算出した労務費や必要経費を明示した見積りを作成。注文者は、当該見積りを尊重。
- 両当事者が対等な立場における合意に基づいて公正な契約を書面で締結。信義に従って誠実にこれを履行。
- 適正に労務費・賃金を支払う優良事業者が市場で選択される環境を整備。
- 建設Gメンの調査を踏まえ、ダンピングによる価格低下と生産性向上による価格低下を見分けた上で、許可行政庁が指導・監督等。

実効性確保策

労務費に関する基準を活用した見積・契約をガイドする「運用方針」を提示

必要経費の取扱い明確化

- ・労務費の確保にあたり、労働者の処遇に必要な他の経費へのしわ寄せを防ぐことが必要。
- これまでも、通常必要と認められる原価として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費の事業主負担分、安全衛生経費、建退共掛金**）を、見積書における内訳明示の対象として位置づけ、著しく低い額での見積り等を禁止。
- 基準値の公表時「雇用に伴う必要経費」を含んだ額を参考値として公表

労務費等を内訳明示した見積書の作成・普及に向けた取組

- ・中小事業者や一人親方など、従前見積書提出慣行がない者も含め、労務費等を内訳明示した見積書（材料費等記載見積書）の作成による適正労務費の確保が必要。
- 国土交通省において、**専門工事業者向けに労務費等を内訳明示した見積書の様式例及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示。**
- 各業種別の専門工事業者団体において、労務費等の内訳明示に対応した標準見積書の作成・利用を促進。

自主宣言制度の導入

- ・適正な労務費を確保し、適正な賃金等を支払う優良事業者が競争上評価され、不利にならないような仕組みの構築が必要。
- 改正建設業法の処遇改善に係る努力義務の実践、建設キャリアアップシステム（CCUS）の活用、取引時における宣言企業の優先選定を行う事業者向けに**「建設技能者を大切に
する企業の自主宣言制度」を創設し、HP掲載・経審加点等のインセンティブを付与。**

建設Gメンによる調査等の実施

- ・著しく低い労務費等による見積りを行う事業者に対し、許可行政庁が適切にペナルティを課すことが必要。
- 材料費等記載見積書について一定期間の保存を義務付け。「駆け込みホットライン」等により広く端緒情報を収集し、**ダンピングの疑いある契約を効果的に抽出。**
- 材料費等記載見積書について、受注者が提出した当初版と最終版の差額等を比較し、ダンピングが起きていないか、その原因者や要因、違法性の疑いを確認。**

労務費・賃金の適正な支払いに係る実効性確保策

中長期的に目指すべき将来像

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、CCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムも活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

実効性確保策

CCUSレベル別年収支払いの促進

・技能者の処遇改善に向け、技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の適正な賃金支払いを進めることが必要。
→CCUSレベル別年収について、目標値と標準値の2つの水準の値を設定。
→**適正な賃金として目標値の支払いを推奨すると共に、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認。**

コミットメント制度の導入

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
→請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「**コミットメント制度**」とする)を標準請負契約約款に導入
→任意の制度としつつ、活用を推奨する。

技能者通報制度の導入

・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、賃金を受け取る技能者からも確保できる仕組みを構築することが必要。
→**デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入。**
→通報については、建設Gメンが雇用主となる建設業者の取引状況について詳細調査を実施する端緒情報として活用。

国土交通省による悪質事業者の公表

・労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者が市場で選択されない環境を整備することが必要。
→**建設Gメン等による調査の結果、労務費や賃金の支払いにおいて悪質な態様が認められる事業者の見える化**を実施。

支払い段階(出口)において適正な労務費・賃金を確保

○ 公共工事の特性を踏まえ、適正な労務費の確保に際し、公共工事の受発注者においては、公金支出の適切性の担保・健全な競争環境の実現と公共工事の品質確保のための担い手確保について、一定の役割を果たすことが必要

中長期的に目指すべき将来像

契約段階（入口）において
適正な労務費を確保

○公共工事の適正な施工が通常見込まれないダンピング契約の締結を防止するとともに、不正行為を排除すること。

支払い段階（出口）において適
正な労務費・賃金を確保

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○公共工事の発注者において、受注者の協力のもと、労務費・賃金の支払い状況、労働時間等の把握に努めること。

実効性確保策

入札金額内訳書における労務費等の内訳明示を義務化
・応札者は、労務費に関する基準を参考としつつ、自らの歩掛に即した労務費を算出し、それを明示した入札金額内訳書の提出が必要。

公共発注者による労務費ダンピング調査の実施
・公共発注者は、労務費の適正性を確認するため「**労務費ダンピング調査**」を実施するなど、現行のダンピング対策を強化することが必要。

コミットメント制度の導入（再掲）
・適正な労務費・賃金支払いを受注者のみに委ねるのではなく、個々の取引について契約当事者間でも適正な労務費・賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが必要。
→請負契約において労務費・賃金の適正な支払いに係る表明や情報開示への合意に関する条項（総称して「**コミットメント制度**」とする）を標準請負契約約款に導入
→任意の制度としつつ、活用を推奨する。

賃金・労働時間等の実態調査の実施と活用方法の検討
・公共工事において、当該工事における総労働時間を把握し、公共工事設計労務単価と当該総労働時間から計算される「**支払われるべき労務費**」と「**実際に支払われた労務費**」の比較を国土交通省直轄工事にて試行的に実施し、その実施方法や比較結果を用いた適切な事業者選定の方法を検討。

5. のまとめ

- 労務費に関する基準制度の実効性を確保するため、「契約段階での適正な労務費の確保（入口の実効性確保）」「労務費・賃金の適正な支払いの担保（出口の実効性確保）」の2つの側面から実効性確保策を別途講じることとされている。
- 「入口の実効性確保」のポイントは、まず受注者に労務費・必要経費を内訳明示した見積書を作っていただくこと。その上で、注文者はその見積書を尊重していただくこと。
- 「出口の実効性確保」のポイントは、技能者を雇用する建設業者が、技能者と適切に雇用契約を結び、「CCUSレベル別年収」目標値水準の適正な賃金を支払うこと。また、その支払いを会社任せにせず、契約当事者・技能者など、さまざまな角度から担保すること。
- あわせて、公共工事については、予定価格を設定して入札で落札者が決まる特性、公金使途の適切性確保の観点等による受発注者の役割を踏まえ、より上乗せでの対応を行うこととしている。

5－2. 「入口」の実効性確保策

- ・労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化
- ・「労務費に関する基準」の運用方針について
- ・建設技能者を大切にする企業の自主宣言とは

労務費とあわせて確保すべき「必要経費」の取扱い明確化

改正建設業法第20条に基づき見積書で内訳明示すべき必要経費の範囲について

○技能者の総合的な処遇を確保するためには、請負契約において、労務費（賃金の原資）だけでなく、一定の範囲の必要経費についても確保されることが必要。

○この際、建設業法における「通常必要と認められる原価」として適正な確保を求めてきた経費（**法定福利費、安全衛生経費、建退共掛金**）について、材料費・労務費と同様に内訳明示の対象とし、適正額を著しく下回る見積り・見積り変更依頼を禁止。**労務費確保に伴うしわ寄せをまずもって防ぐ。**

○また、上記の費目以外にも、事業主は雇用に伴う必要経費を負担しており、賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、契約当事者間で、その負担について十分に協議することが必要である。

＜工事価格の構成イメージ＞

労務費 ※法定福利費 (個人負担分)を含む	材料費	適正な施工に必要な 原価として内訳を明示 すべき経費 (法定福利費(事業主負担分)、 安全衛生経費、 建退共掛金)	その他経費 (本社経費、利益等)
--	------------	--	---

法定福利費 (事業主負担分)	安全衛生経費	建退共掛金 (見積もる者が証紙又はポイントを購入する場合)
○これまで、建設業者に対し、「標準見積書」の活用などにより、法定福利費が明示された見積書の提出と、その尊重を要請 ○法定福利費は、関係法令に基づき義務的に負担する経費であり、必要経費として確保する必要	○これまで、建設業者に対し「安全衛生対策項目の確認表」や「標準見積書」の活用などにより、その適切な確保を要請 ○安全衛生経費は、労働安全衛生法に基づく労働災害防止対策等を実施するための経費であり、必要経費として確保する必要	○これまで、受注者が建設業退職金共済制度の加入事業者である場合は、公共工事、民間工事の別を問わず、工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費として、適正な確保を要請 ○建退共掛金は、中退共法に基づき建退共制度加入事業者（又は証紙一括購入を受託する元請）が負担する経費であり、必要経費として確保する必要 ※ 建退共制度関係事務については、できる限り、元請が受託するようお願いしているところであり、その運用を変更することを意図するものではない

「労務費に関する基準」の運用方針について

- 労務費に関する基準の勧告とあわせ、国土交通省において、本基準に基づく価格交渉時の留意点等の詳細を整理した「『労務費に関する基準』の運用方針」を提示。
- 本基準において位置づけられた適正な労務費が請負契約において適切に確保されるよう、労務費等を内訳明示した見積書の提出・尊重等の、「基準」「運用方針」等に沿った新たな商習慣の定着を図る。

運用方針の構成

○「労務費に関する基準」に基づく取引について、計71の運用方針を提示

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

- ・・・「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて
- ・・・精算を行うことに係る考え方について 等

② 受注者の対応（方針16～24）

- ・・・受注者が、再下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて 等

③ 注文者の対応（方針25～35）

- ・・・注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について 等

④ 発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

- ・・・民間発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか
- ・・・発注者は見積期間をどのように確保すべきか
- ・・・元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。等

⑤ コミットメント制度における取扱い（方針57～71）

- ・・・コミットメント制度のメリットについて 等

○専門工事業者向けに労務費・必要経費等を内訳明示した見積書の様式例（詳細版・簡易版）及びその記載要領（「書き方ガイド」）を提示

⇒見積書様式例については、各専門工事職種の取引の事情に応じ、専門工事業団体においてアレンジして活用可能

別紙02

見積書

令和 年 月 日

会社名 所属部門/担当

住所 TEL FAX

【A】見積金額合計(税込) 消費税率 10%

【A'】見積金額合計(税込)

工事名	
工事場所	
見積有効期限	令和 年 月 日 まで
支払条件	
工期	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日
受渡場所	
その他	

見積書合計金額(税込) (A) のうち、建設業法第20条第1項等により、見積書において特に内訳明示することとされている経費

経費	金額(税込)
材料費	-
労務費 (備考)	-
法定福利費 (事業主負担分)	-
建設共済金	-
安全衛生経費	-

上記5つの経費の額について、受注者が通常必要と認められる額を算出し(下回るように見積もること及び注文者が通常必要と認められる額を算し(下回る)ること)により必要経費額を算出する。建設業法第20条第2項、第6項において禁止されています。また、注文者は、建設業法第20条第4項により、本見積書の内容を確認する権利が認められています。

また、上記の「労務費」は、現場の技能労働者の賃金の算出に用いられる部分であり、「建設労働者の雇用に伴う必要経費」を含まないものとします。下記に記載する「建設労働者の雇用に伴う必要経費」について、必要額を計上しない、又は賃金代金からこれを算引することは建設業法上不当行為となり得ることに留意する必要があります。

(参考) 建設労働者の雇用に伴う必要経費(労務費を除く)の合計

以上のとおり、お見積り申し上げます。



↓運用方針はコチラのページから↓



「労務費に関する基準」ポータルサイト

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

方針2 建設業法第19条の3における「通常必要と認められる原価」の労務費と基準の関係について

建設業法第19条の3違反の取引であるかについて、直接工事費の労務費部分については本基準において示される「通常必要と認められる労務費」も参考として判断されることとなる。

方針4 「通常必要と認められる労務費（基準値）」と異なる額での見積りの取扱いについて（総論）

本基準が示す「通常必要と認められる労務費（適正な労務費、基準値）」は標準的な施工条件等を前提として設定されるものであり、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえて、労務費を適切に計算する必要がある・・・基準値のない職種分野についても、個々の現場ごとの施工条件や、個社の能力を踏まえた材料費等記載見積書の作成などにより・・・本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

【例】ある職種について、適正值（基準値）が15万円の場合

※各数値は考え方を示すための仮定のもの

150,000円/t

適正值（基準値）

=

30,000円/人日

公共工事設計労務単価の値

×

5人日/t

標準的な歩掛の値

個々の工事での見積り・契約・・・受注者が適正值よりも低く見積もる場合

60,000円/t

○

=

30,000円/人日

×

2人日/t

- 機械導入等で生産性を上げる（歩掛をよくする）ことで労務費を削減することは認められる。
- ただし、実際にその歩掛で施工できる理由について、注文者や建設Gメンに対して説明できることが必要であり、**無根拠**に歩掛を割り引いて見積りをするのは「著しく低い労務費での見積り」として**建設業法違反となるおそれ**がある。

60,000円/t

×

=

12,000円/人日

×

5人日/t

- 労務**単価部分**を著しく引き下げることで、労務費を削減することは「著しく低い労務費での見積り」として**建設業法違反**となる。

① 基準に関する基本的な考え方・取扱い（方針1～15）

方針9 見積書の保存について

基準に基づく新ルールの下、受注者、注文者による労務費等のダンピングが行われていないかを建設Gメン・許可行政庁が円滑に確認するため、契約当事者（建設業者）は、契約締結に際して見積書が取り交わされた場合には、当初見積書（契約締結の前提となる設計図書等が整った後、受注者が注文者に対し初めて作成・提出する見積書をいう。）及び最終見積書（契約内容の明細を示す見積書をいう。）について、自らが当事者となった建設工事の請負契約書又はその写しと同様に、当該建設工事の目的物の引渡しから10年間保存

方針10 精算を行うことに係る考え方について

基準に基づく新たなルールの下においても、建設工事の請負契約としての性質は変わらない。従って、受注者において、契約時に見込んだ労務費と実際の完工までに要した労務費に差分が生じた場合であっても、これに伴う損益は受注側に帰属するものであり、基本的にその差分の精算が想定されるものではない。一方で、契約後に注文者都合により、設計図書の変更・詳細化が行われるなど見積条件が変更になった場合や、施工対象物の増減等の注文者都合による契約の前提となる事実の内容変更が生じた場合には、当事者の協議により、契約変更及び請負代金額の変更が行われるべきものである。また、契約当事者双方の責めに帰さない労務費の変動等の事情が生じた場合には、契約当事者間での変更協議がなされることが期待される。

方針15 技能者を一人親方化することについて

今般の建設業法改正によって設けられた雇用する技能者への適正な賃金支払い等の建設業者に対する努力義務や、建設業者に対する各種規制の適用の回避を目的とした「一人親方化」、受注単位の細分化等による「許可不要事業者化」についても、新たな商慣行の定着を阻害するものである。一人親方との契約形式が請負契約であっても、当該一人親方の働き方の実態が労働者にあてはまる場合、偽装請負として職業安定法等の労働関係法令に抵触するおそれがあることから、・・・当該一人親方への注文者は、適切に雇用契約を締結し、労働関係法令等の各種法令を遵守することが必要である。

(参考)「労務費に関する基準」の運用方針のポイント②

② 受注者の対応（方針16～24）

方針16 受注者が、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに、注文者に対して見積書を提出する場合の取扱いについて

受注者が、注文者との契約締結段階において、下請負先からあらかじめ見積りを取らずに注文者に見積書を提出する場合、工事受注後（労務費分も含めて請負金額確定後）に、事前に見積りをとっていなかった下請負先から、注文者側が想定していたよりも多額の労務費を請求されたとしても、受注者は自らが負担して適正金額を下請負先に支払うことを原則とする。

方針17 受注者側から、いわゆる「お得意様価格」や、閑散期における値引き等により安価に見積ることの取扱いについて

受注者が、特定の発注者との関係構築や、閑散期における受注等を目的として、総価として通常より安価な契約をすること自体は否定されないが、このような値引きの原資は受注者の利潤相当額の範囲から充てられる必要があり、下請先に対しては、あくまで材料費、労務費等について適正に支払うことが必要である。

方針22 労務費等を内訳明示した見積書の作成慣行がない中小事業者がとるべき行動について

自社の技能者に支払うべき賃金の総額や、その確保に係る労務費を事業主が把握することは、技能者の処遇の改善に当たって重要であり、これまで材料費等記載見積書の作成習慣のなかった事業者においても、国土交通省が示す見積書の様式例、業界団体等が提供する標準見積書等の見積書作成支援ツールを活用すること等により、労務費、必要経費を適切に盛り込んだ見積書を作成する能力を高めることが求められる。なお、注文者が提示する発注書等による受注を行う場合であっても同様に、自社として必要となる労務費を把握し、必要額が確保されるよう注文者と交渉することが重要である。

③ 注文者の対応（方針25～35）

方針26 適正な見積期間の確保について

注文者は、建設業者が見積りをするために必要な政令で定める最低限の見積期間を確保する必要がある。今回の改正において、見積りの重要性が高まるところであり、注文者においては、この最低限の期間に関わらず、受注予定者に対し、あらかじめ、契約の内容となるべき重要な事項を提示し、適正な見積期間を設け、見積落し等の問題が生じないよう検討する期間を確保し、受注予定者が請負代金の額の計算その他請負契約の締結に関する判断を行うことが可能となるよう配慮することが求められる。

方針27 注文者から受注者に対し、労務単価・歩掛を明示した見積書を提出することを求めることについて

注文者として、材料費等記載見積書の交付を請求する際に、労務費について労務単価・歩掛を明示することを求めることは差し支えなく、また、請負契約において適正な労務費を図る観点から推奨される。

方針28 注文者側から様式を指定して見積りを求める場合について

受注者側が労務費、必要経費を内訳明示した見積書の提出を妨げる様式を使用することや、受注者が指定様式と別様にて提出した労務費等を内訳明示した見積書を無視し、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止される

方針29 注文者側が、請負金額（労務費額）を提示して受注者を募集することについて

受発注者間の契約締結段階において、受注者が見積書を提出するのではなく、注文者が受注者に発注書（注文書）を送付する等の形式により、注文者が請負代金額（労務費額）を指定して、その提示額で請け負う者のみと契約する場合、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することを強要することは禁止されていることに特に留意が必要である。また、建設業者である注文者が請負金額を指定して受注者を募集する場合には、改正法第20条第2項の趣旨を踏まえ、注文者は、前提となる工期や施工条件を明示するとともに、労務費額を指定する際には、根拠となる労務単価及び歩掛を明示することが求められる。

③ 注文者の対応（方針25～35）

方針30 注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合取るべきアクションについて

注文者が基準を下回る水準の労務費での見積書を受け取った場合、受注者の行為は法違反の見積り又は法違反のダンピング受注に該当する恐れがあることを踏まえ、注文者又はそのような見積り・契約を把握した者は、まず受注者に意図を確認した上で、不適正であると考えられる場合には「駆け込みホットライン」等に通報することなどが期待される。（注文者に具体的な作為義務が生じるものではない）

方針32 注文者が見積りを提出した者と契約しないことについて

注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合に、見積書を提出した者と契約しないことは差し支えない。ただし、注文者が他の者と契約しようとするときに、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結することは禁止されていることに留意が必要である。

方針33 注文者側が相見積りを取る場合の選定について

注文者側が複数の相見積りを取る場合、特に賃金をはじめとする労働者の適切な処遇に必要な費用を原資とした価格競争が行われることのないよう、留意する必要がある。注文者においては、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」に基づく自主宣言を行った者の優先選定を行うこと、総価としてより安価な額の見積書を提出した者を選定する場合においても、労務費等が適正に見積もられているかを確認し、労務費等の額が通常必要と認められる額を著しく下回る場合には選定しないこと等が期待される。

④発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

方針39 民間（個人）発注者として、どのように建設工事の予算を決めるべきか

個人発注者を含む建設工事の注文者においては、発注する工事の内容及び注文者としての予算と、それに対して建設業者が提出した材料費等記載見積書の内容との間に齟齬が生じた場合には、当該材料費等記載見積書の内容を尊重して事業内容及び予算を決定していく必要がある。注文者において複数の相見積りを取る場合において、材料費等記載見積書の請求を行うなどしつつ（法第20条第4項）、特に労務費を原資とした不適切な価格競争が行われないう、サプライチェーン全体で商習慣の定着を図っていくことが必要である。その上で、注文者側において、受注者側が提出した見積書が予算に合わないと判断した場合には、契約しないこと自体は差し支えない。

方針44 発注者として独自に賃金調査を行った上で、労務費について公共工事設計労務単価より低い水準で予定価格を積算して発注した場合、建設業法違反になるのか

発注者が予定価格（予算）を作成する場合において、労務費の積算に際し、独自に行った賃金調査を元にする等の独自の方式を採用することは、直ちに建設業法違反となる訳ではないが、労務費の積算については本基準を踏まえた適正な労務費が請負契約において確保されるような方法で行うことが望ましい。また、この際、受注しようとする建設業者から設計労務単価水準の材料費等記載見積書が提出されたにもかかわらず、発注者の予算の水準に合わせるよう、当該建設業者に対して見積変更依頼をした場合には、建設業法違反となる可能性がある。更に、総価での原価割れ契約に該当することとなる場合についても同様である。

方針47 発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合、元請としてどのように対応する必要があるのか

今回の改正法の趣旨を踏まえ、技能者を雇用している下請業者や、一人親方が適正な賃金原資（労務費）を確保し、建設技能者の賃上げに繋げていくためには、これらの下請業者等から必要な労務費等を内訳明示した見積書が提出されることが望ましい。発注者との契約段階において一次下請が材料費等記載見積書を作成しない、又は二次以下の下請から見積りを徴収せずに材料費等記載見積書を提出してきた場合でも、元請としては、一次下請に対して労務費等の内訳明示した材料費等記載見積書の提出を求めることや、当該下請負人が二次以下の下請に再下請負契約をする際に、労務費等の内訳明示を求めることを働きかけることが期待される。

④発注者-元請（総合工事業者）間の見積り・契約における対応（方針36～56）

方針51 **元請（総合工事業者）が発注者に提出する見積書についても、労務費の内訳明示をしなければならないのか。その場合、労務費は請負契約全体に係る部分のみ示せば良いか、各工程・工種に分けて明示しなければならないのか**

総合工事業者が発注者に提出する見積書についても労務費等の必要経費を内訳明示に努める必要がある。この場合において、請負代金総価の内訳としての労務費が内訳明示されていれば足りるが、発注者との価格交渉において、必要な労務費を確保する観点から、各工種・工程ごとに内訳明示をすることも差し支えない

方針53 **特に注文住宅等の個人発注者に対して、労務費や労務単価・歩掛の内訳明示をする必要があるのか**

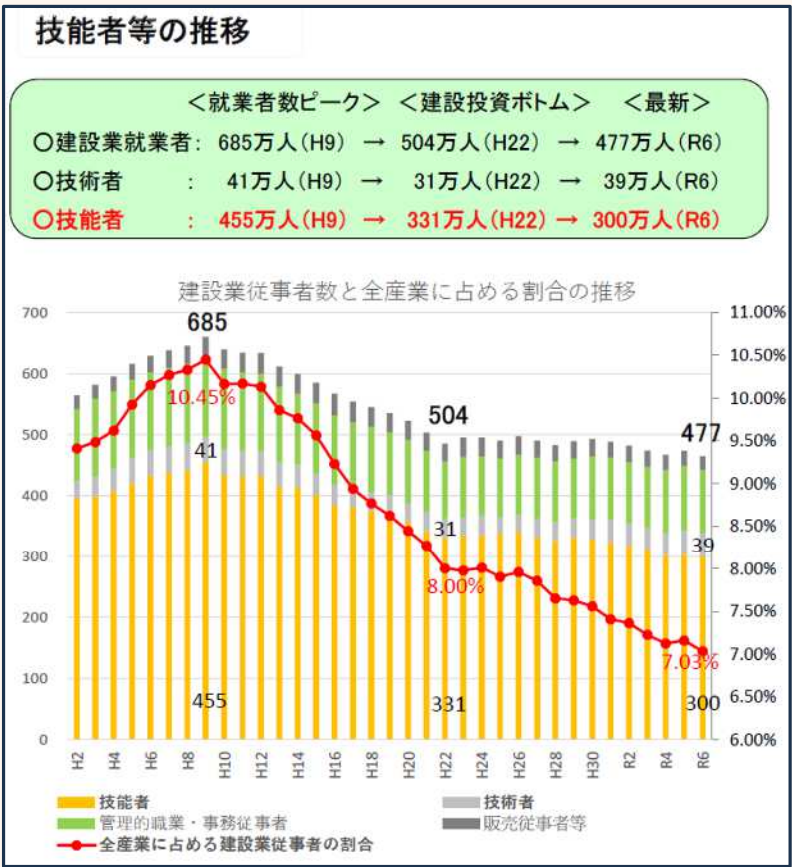
改正法に基づく労務費、必要経費の内訳明示は、受注側から適正な労務費等を確保できるようにすることが目的である。この点、受発注者間での価格交渉において、労務費等を内訳明示して確保する必要がある場合には、個人発注者相手であっても労務費等を内訳明示することが望ましい。また、例えば歩掛情報が受注者として秘匿性の高い情報である場合等、歩掛の明示が困難な場合においては、適正な水準の労務費総額を建設業法第20条に基づく労務費の内訳明示として見積りで明記するという手法が考えられるが、この場合においても、元請は許可行政庁に対して当該労務費が適正な水準であることを説明できることが必要であり、根拠なく効率の良い歩掛を用いることで「著しく低い労務費での見積り」を行った場合は建設業法違反となるおそれがある。

建設技能者を大切にする企業の自主宣言とは

制度目的

建設業への技能者の減少が続く中、技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者がその旨を宣言することにより就業者に選ばれることなどにより、処遇改善の取組が持続的に行われることとなる枠組みを作ることとしている。

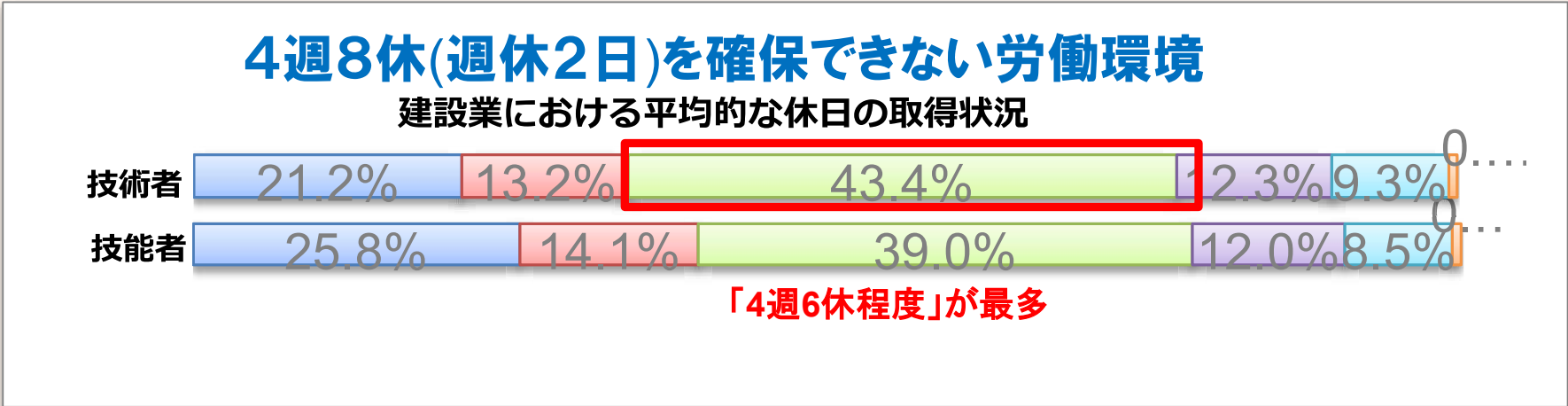
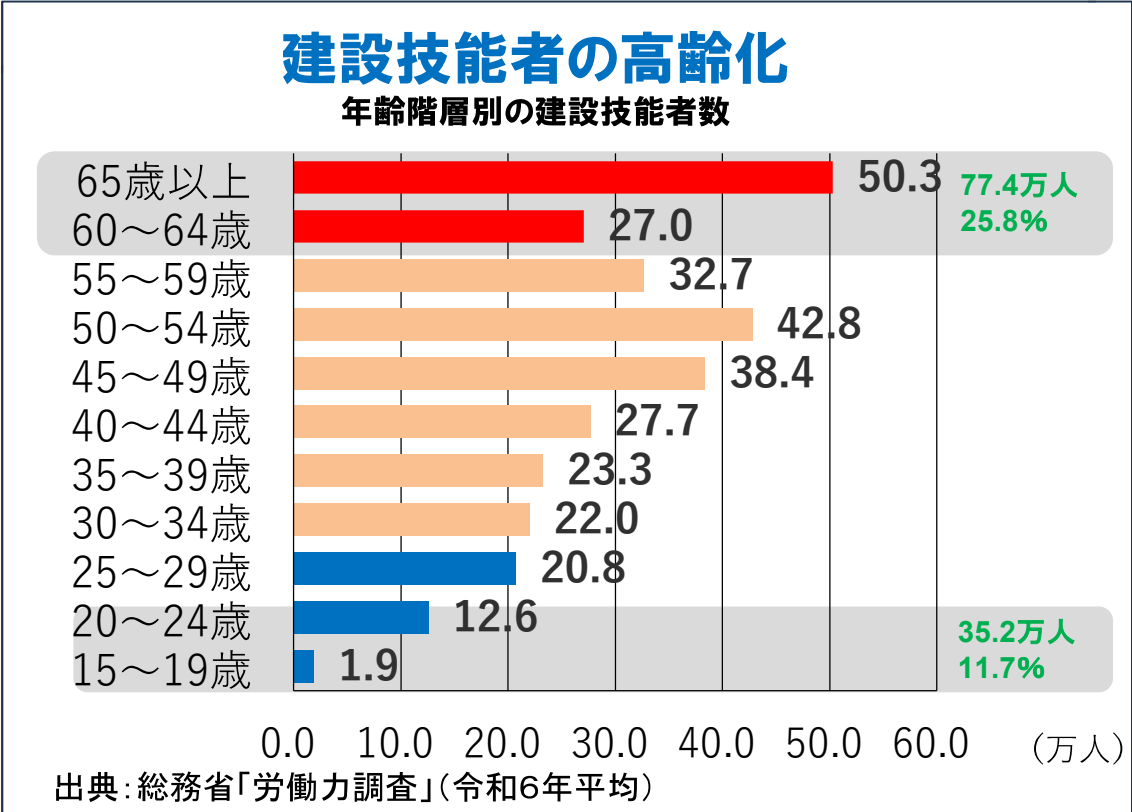
制度背景



建設業は国民生活や社会経済活動を支える極めて重要な役割を担っている。
一方、人口減少や厳しい就労条件を背景として就業者の減少や高齢化、特に技能者の減少が続いており、建設業がその重要な役割を将来にわたって果たし続けられるよう取組を強化することが急務となっている。

こうした状況を踏まえ、国土交通省においては、令和6年7月に「建設キャリアアップシステム利用拡大に向けた3か年計画」を策定し、改正建設業法に基づく取組とCCUS を活用した取組を一体として、技能者の処遇改善を図る方向性を示した。

この方向性に沿って処遇改善に取り組む企業が評価され、サプライチェーン全体で処遇改善に取り組むようになるための枠組みとして、「建設技能者を大切にする企業の自主宣言」が創設された。



- 自主宣言制度とは、建設企業が技能者の処遇改善の取組等を宣言し、それを可視化させることで評価を可能にすることにより、受注機会の確保等につなげることを目的とした制度。
- 自主宣言制度は令和7年12月12日より申請受付開始

ア)労務費確保・賃金支払い等のための取組

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・ 労務費、材料費等の内訳を明示した見積書を作成すること
- ・ 下請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
- ・ 技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと
- ・ 担い手の育成に取り組むこと
- ・ 国が建設工事に従事する者の適正な処遇の確保等を図るため行う調査に協力すること。

<発注者>

- ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること

イ) CCUS の活用

<元請事業者>

以下の①～③から、自社で取り組む内容を選択する(①又は②は必須。③は技能者を雇用している場合は必須。)

- ① 全ての現場において、CCUS を利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。
- ② CCUS を利用する技能者が就業履歴を蓄積できるよう、必要な環境整備に取り組むこと。
- ③ 雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

＜下請事業者＞

- ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと。

ウ) 宣言企業との取引優先

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- 取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

＜元請事業者・下請事業者・発注者＞

- ・生産性向上・外国人活躍・他の認定・認証制度を受けている等、各事業者が取組を自由に記載できることとする。

- 自主宣言項目の内容に沿った宣言内容を記載
- 宣言提出日となる「宣言日」を記載
- 宣言内容をいつから取り組むかの「取組開始日」を記載し提出



宣言イメージ		
建設技能者を大切にする企業の自主宣言		
当社は、建設産業の担い手確保のため、以下のように建設技能者の処遇改善に向けて取り組むことを宣言します。		
(１．労務費確保・賃金支払い等のための取組)		
(２．建設キャリアアップシステムの活用)		
(３．宣言企業との取引優先)		
(その他)		
No.	項目	具体的な取組内容



宣言日○年○月○日

取組開始日○年○月○日

企業名○○○○○○○○○

代表者氏名○○ ○○

※取組開始日は、本宣言に記載されている複数の取組のうち最も開始が遅い日付を示している。
また、宣言日から１年以内で設定が可能な日付である

改正の視点

持続可能な建設業に向けた①担い手の育成・確保や、「地域の守り手」としての②災害対応力の強化の取組の努力を適正に評価・後押しするとともに、③建設業許可要件の改正を踏まえた審査項目・基準の見直しを実施。

① 担い手の育成・確保

建設業の処遇改善の原資となる労務費の確保・行き渡り等のための取組や、
CCUSの就業履歴の蓄積に関する評価項目を設定することが必要

「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の宣言状況について加点項目として追加(5点)

(審査基準日が宣言日以降であり、宣言書と誓約書が提出されている場合に加点)

※あわせて「W1-10:建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の加点配分を見直し

② 災害対応力の強化

能登半島地震の応急復旧工事での活用実績等を踏まえ、加点対象となる建設機械を追加することで
災害対応力強化を図ることが必要

加点対象機械の拡大

(「不整地運搬車」、「アスファルトフィニッシャー」を追加)

③ 令和2年の建設業許可要件の改正を踏まえた見直し

令和2年10月に建設業許可・更新の要件に社会保険加入が追加され、

令和7年10月以降に経営事項審査を受審する企業は社会保険加入に係る許可要件を当然満たすことに

社会保険加入に関する審査項目を削除(各項目-40点)

(W1-1:雇用保険、W1-2:健康保険、W1-3:厚生年金保険の加入有無に関する減点項目を削除)

参加することの効果

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている。これらを通じて

- ・建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、就業者に選ばれる。
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまでサプライチェーンの中で適切に評価される。

自主宣言への参加の流れ

01 自主宣言の立場の選択

自主宣言は以下の立場で行うことができます。
①元請事業者、②下請事業者、③発注者どの立場で宣言を行うか選択してください。

02 必須項目の検討

宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の必須項目（一部抜粋）

元請事業者	下請事業者	発注者
労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	労務費確保・賃金支払い等のための取組 ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
CCUS の活用 ・全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等	CCUS の活用 ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	宣言企業との取引優先 ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。
○申請ポータルサイト: <https://jishusengen.mlit.go.jp>
令和7年12月12日(金)より申請受け受け開始



建設技能者を大切にする企業の自主宣言Q & A

Q1. 1社で元請事業者・下請事業者・発注者の宣言すべて申請することは可能か。

A1. いずれか1つの立場で宣言することとなり、重複することはできません。

Q2. 申請してから、宣言ができるまで期間はどの程度かかるのか？

A2. 1か月程度を見込んでいます。

Q3. 宣言内容は申請時点で全て実行している必要があるか？

A3. 申請時点で実行まで至っている必要はありません。ただし、1年以内に取組を開始している必要があり、宣言内に取組開始日として記載いただきます。

Q4. 自主宣言のメリットは何か。

A4. 建設技能者への取組を国土交通省HPで公表します。また、シンボルマークを使用することにより取組をアピール可能です。

Q5. 宣言内容はどのように公表されるのか。

A5. 自主宣言のHP(国土交通省HP)に宣言文とともに掲載されます。

Q6. 宣言に有効期限はあるのか。

A6. 申請日の翌月を起算日として2年経過後の最初の12月末までとなります。

5－3. 「出口」の実効性確保策

- ・CCUSレベル別年収の改定と位置づけ明確化
- ・コミットメント制度
- ・技能者通報制度の導入

CCUSレベル別年収改定のポイント(労務費に関する基準との関係)

○労務費に関する基準 本文

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3) 支払段階において適正な労務費・賃金を確保するための取組

①基本的な考え方

- ・建設業の持続可能性に対する危機感が高まる中、労務費・賃金の適正な支払に係る実効性確保策について、公共・民間発注者を含めたサプライチェーン全体で、これまでの施策の延長にとどまらない踏み込んだ対応を目指して知恵を出し合うことが必要である。

- ・かかる認識を関係者間で共有しつつ、下記を目指すことを基本的な考え方とし、これを実現するための施策を講じることが適切である。

○注文者は受注者に対して、本基準を踏まえた適正な労務費（賃金の原資）を支払うこと。

○建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

○CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。

○行政、契約当事者等が役割を分担しながら、デジタル技術を活用した簡易・任意の確認システムを活用し、技能者への適正な賃金支払いを確認すること。

○処遇改善を通じて担い手の確保・育成に努める事業者の受注力が向上すること。

CCUSレベル別年収の位置づけ

- 前回(R5.6) 記者発表資料より

将来の処遇面でのキャリアパスを示すとともに、技能・経験に応じた賃金支払いについて目指すべき具体的なイメージを業界全体で共有することを通じて、官民一体となって、賃上げや適正価格の受発注の促進を目指すもの。

法的拘束力はなく、支払いを義務づけるものではない。



- 労務費に関する基準より

建設業者は、技能者と適切に雇用契約を結び、技能者に対して、知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金として、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるCCUSレベル別年収の支払いを目指すこと。

CCUSレベル別年収については、目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費のダンピングの恐れがないか重点的に確認すること。



- ①ブロック別にレベル別年収を算出
(前回: 全国一律⇒今回: ブロック別)
- ②前回以降新たに認定された能力評価分野等(11分野)を追加
(前回公表: 32分野⇒今回: 43分野)
- ③最新の公共工事設計労務単価を適用
(前回: 令和5年3月単価⇒今回: 令和7年3月単価)
- ④公表の対象を「標準値」(従前の「下位」)及び「目標値」に限定(従前の「中位」)するとともに、「目標値」を「中位値以上」と標記

CCUSレベル別年収の概要(令和7年12月改定)

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンピングの恐れがないか重点的に確認する。

ブロック別 (全 分 野) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位：万円) (標準値～目標値)
全 国	385 ～ 523以上	420 ～ 587以上	444 ～ 645以上	550 ～ 719以上
北 海 道	356 ～ 483以上	388 ～ 543以上	411 ～ 597以上	508 ～ 665以上
東 北	412 ～ 559以上	449 ～ 628以上	475 ～ 690以上	588 ～ 769以上
関 東	412 ～ 559以上	449 ～ 628以上	476 ～ 691以上	588 ～ 769以上
北 陸	391 ～ 532以上	427 ～ 597以上	452 ～ 657以上	559 ～ 732以上
中 部	408 ～ 555以上	446 ～ 623以上	472 ～ 685以上	584 ～ 763以上
近 畿	378 ～ 513以上	413 ～ 577以上	437 ～ 634以上	540 ～ 706以上
中 国	329 ～ 447以上	359 ～ 502以上	380 ～ 552以上	470 ～ 615以上
四 国	351 ～ 477以上	383 ～ 535以上	405 ～ 589以上	501 ～ 656以上
九州・沖縄	365 ～ 496以上	399 ～ 557以上	422 ～ 613以上	522 ～ 683以上
参考①特殊作業員	404 ～ 544以上	443 ～ 612以上	449 ～ 662以上	569 ～ 744以上
参考②普通作業員	342 ～ 462以上	375 ～ 519以上	381 ～ 562以上	483 ～ 631以上

＜試算条件＞・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成
・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)
・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

建設工事標準請負契約約款におけるコミットメント条項の新設

経緯

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

◆労務費に関する基準(抄)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3) 支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

- ・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

改正内容

- 受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入【公共・民間(甲・乙)・下請】
- 契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加。
- 労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文(A)を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文(B)についても選択可能とし、できるところから活用を推奨

コミットメント条項について(ポイント)

(1)コミットメントの趣旨

- ・個々の取引において適正な労務費が支払われ、末端の事業者まで行き渡ることが重要
- ・行政による監督指導を補完する仕組みとして、契約当事者間において、労務費や賃金の支払いについて約束し、確認することを可能とするのが「コミットメント条項」である

(2)コミットメントする(約束する)内容について

- ①適正な賃金を雇用する技能者に支払う
- ②適正な労務費を下請事業者に支払う
- ③下請事業者との間で、コミットメント条項を含む下請契約を締結する ※(A)導入の場合
- ④①～③について、注文者の求めに対して、関係書類(※)を提出する(情報開示する)

※①については誓約書、②及び③については契約書の写しで可

(3)コミットメント条項の導入について

- ・全ての標準約款(公共・民間(甲・乙)・下請)に、「選択条項」として追加(契約当事者の任意で導入)
- ・コミットメント条項を導入する場合、以下の(A)(B)のパターンから選択
 - (A)①②に加え、③を約する(下請契約においてもコミットメント条項の導入を約する)
 - (B)①②のみを約する (下請契約においては個別に導入を判断する)
- ・労務費の行き渡り確保の観点からは(A)を基本としつつ、(B)も選択可能とすることで、導入可能なところからの活用を推奨

発注者・元請間の契約における条項(A)(B)の選択制について

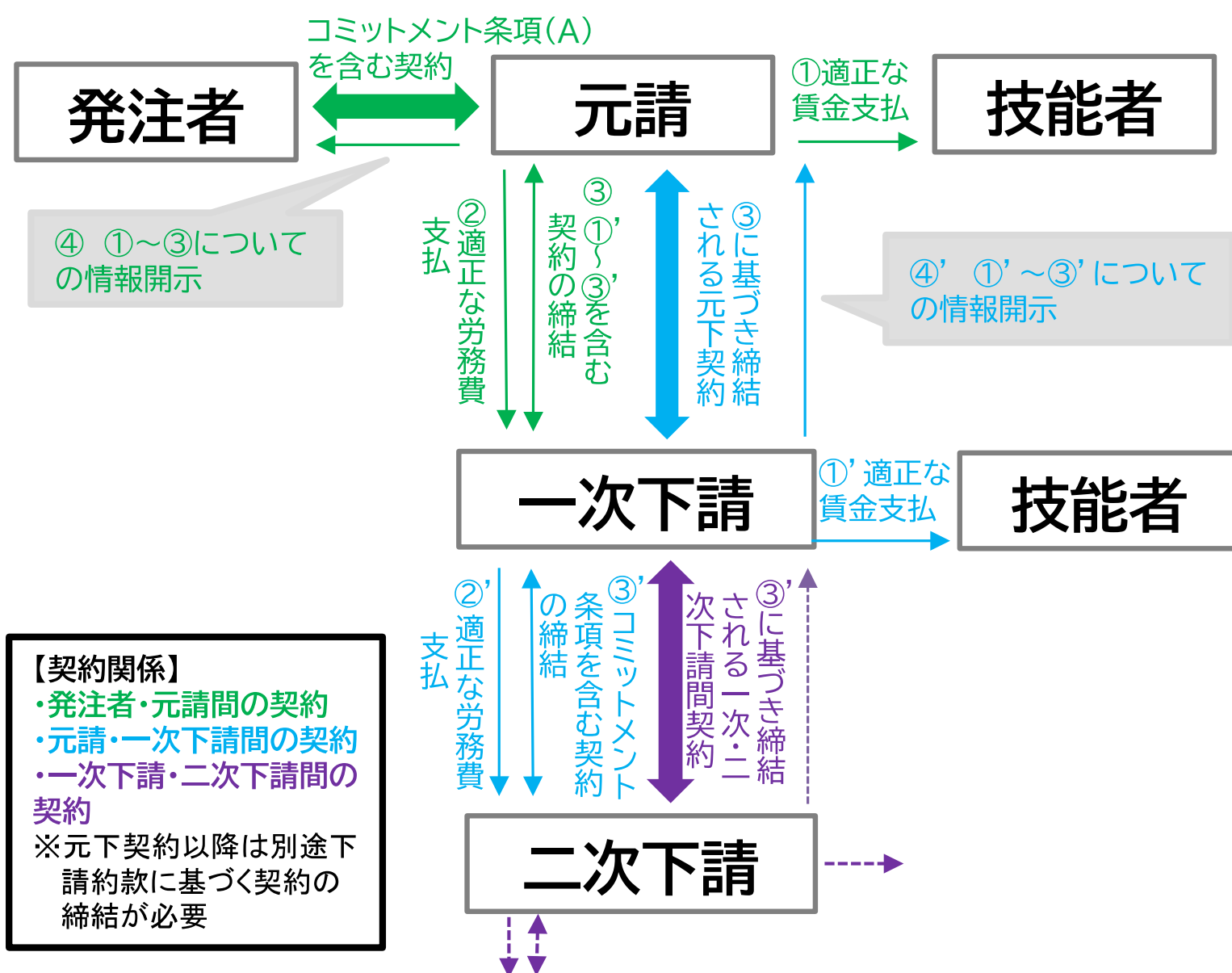
(A) 一次下請以降の段階までコミットメント条項の導入を約する

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払
- ③元下間での以下①'～④'を含む契約の締結

- ①' 一次下請による技能者への適正な賃金支払
 ②' 一次下請から二次下請に対する適正な労務費支払
 ③' 一次・二次下請間でのコミットメント条項を含む契約締結
 ④' ①'～③'についての情報開示
 ※元請は①'～④'の行動を約する者を一次下請とすることについて発注者に対して約束

④ ①～③についての情報開示

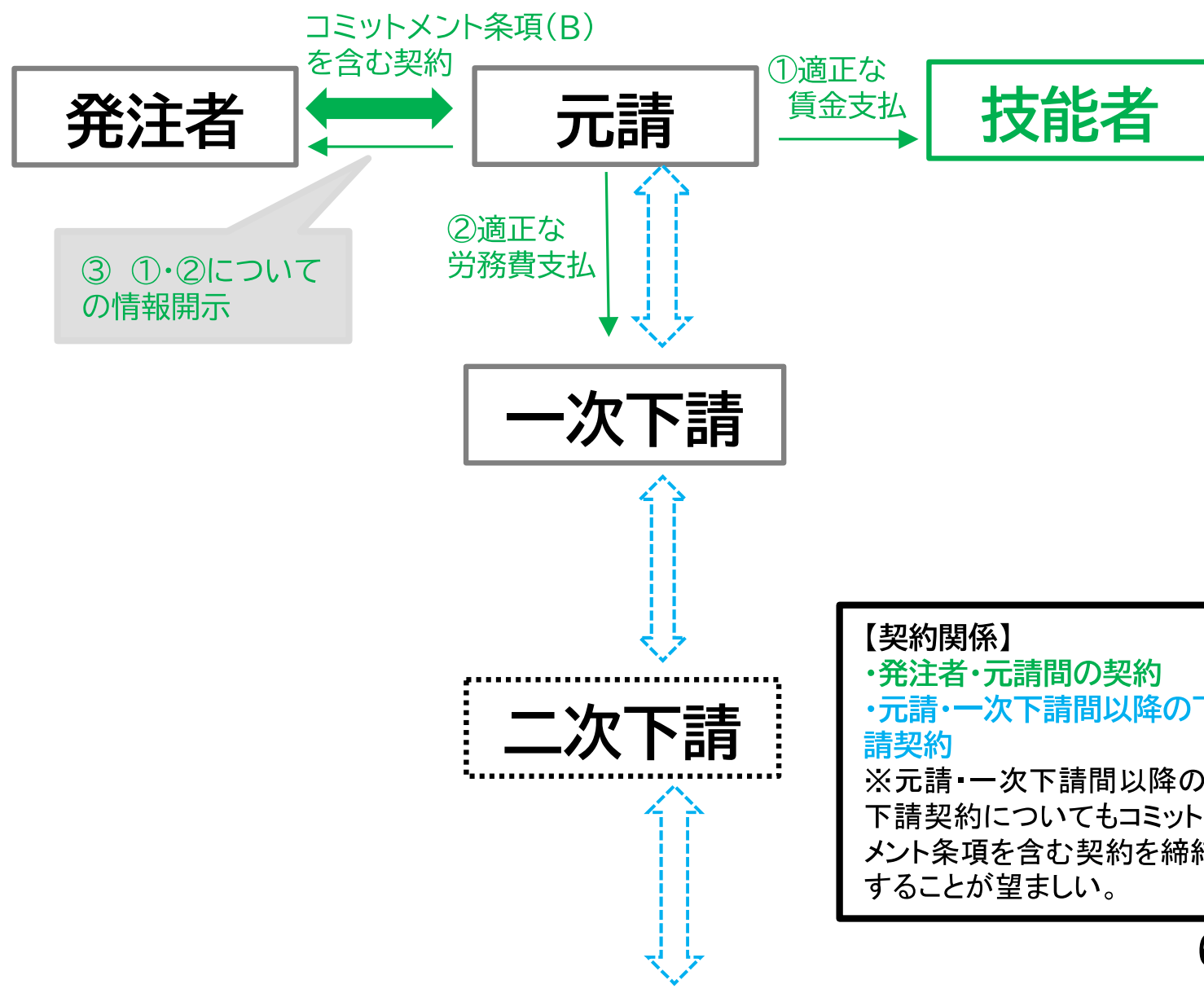


(B) 契約当事者間に限定しコミットメント条項を導入

●元請が発注者に対して約束

- ①元請による技能者への適正な賃金支払
- ②元請から一次下請に対する適正な労務費支払

③ ①及び②についての情報開示



コミットメント条項の活用について

●注文者の立場として

・関係者（株主、議会、財政当局、住民など）への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費を原資として、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることを確認することが可能となる

●受注者の立場として

・自社が下請事業者や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であること、さらには適正に労務費や賃金を支払っている企業を下請契約の相手方としていくことについて、発注者をはじめ広くPRすることができる

➤ 国においても、直轄工事においてコミットメント条項を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。

➤ 関係の皆様におかれても、積極的な導入を検討いただきたい。

コミットメント制度の活用に関するガイドラインとして、「「労務費に関する基準」の運用方針」(令和7年12月10日国土交通省公表)において条項の解説や運用上の留意点が記載されているので、これも参照の上、活用を検討されたい。

※「労務費に関する基準」の運用方針はこちらから ⇒



方針57 コミットメント制度の創設趣旨について

- 本基準の実効性確保策として、受注者による下請負先に対する適正な労務費の支払及び技能者に対する適正な賃金の支払を確保するため、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(以下総称して「コミットメント」という。)を建設工事標準請負契約約款に導入することにより、個々の取引について契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みとして設けたものである。

方針58 コミットメント制度のメリットについて

- コミットメント制度の活用により、以下のメリットが生じるものと考えられる。
- ① 注文者は、関係者への説明責任やコンプライアンスの観点から、自社が支払った労務費が原資となって、受注者が下請事業者や技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っていることについて確認することが可能となる。
- ② 受注者は、自社が下請企業や雇用する技能者に対して適正な労務費・賃金を支払っている企業であることについて、他の発注者や専門工事企業に対してPRすることができる。

方針59 <別紙04第1項>「適正な労務費」とはなにか。「適正な労務費」であることについて、契約当事者はどのように確認するのか。

- 本基準において、適正な水準の労務費とは、「適切な職種の公共工事設計労務単価(円/人日(8時間))」に「施工条件・作業内容等に照らして適正な歩掛(人日/単位施工量)」を乗じて算出される「単位施工量当たりの労務費」に、「必要な数量(施工量)」を乗じて得られる値に相当する額とされている。
- 契約に至る前のプロセスにおいて、建設業法第20条及び本基準に定めるところに基づき、建設業者は適正な水準の労務費等について内訳明示した材料費等記載見積書を作成・交付し、注文者はこれを考慮・尊重するよう努めることとされている。また、同条第4項により、建設業者は注文者から請求があったときはこれを交付しなければならないこととされている。
- 契約が締結された後においては、公共工事標準請負契約約款第3条等に基づき、受注者が作成し注文者に提出する請負代金内訳書において、上記の見積書に記載された額に対応する労務費を内訳明示することとなる。
- したがって、例えば、契約当事者間において、この請負代金内訳書に記載された労務費の額について、本基準に基づき行った最終見積書の段階から大きく減額されていないかなど確認するという方法が考えられる。
- また、公共工事の場合は、労務費を内訳明示した「入札金額内訳書」の提出が義務となるが、改正入契法の趣旨を踏まえ、請負代金内訳書に明示された労務費が、入札金額内訳書に明示された労務費から大きく減額されていないかなど確認を行うことが望ましい。
 - ※ 仮に、最終見積りの段階や入札金額内訳書に明示された額から大きく相違している場合には、本基準に照らして適正な労務費となっていることについて、受注者から説明を受けることが望ましい。

方針60 <別紙04第3項①第一号>「技能者」の範囲について

- 本運用方針①(基準に関する基本的な考え方・取扱い)「方針6」と同様である。

方針61<別紙04第3項①第一号>「適正な賃金」について

- 建設業法第25条の27第2項では、「建設業者は、その労働者が有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づく適正な賃金の支払その他の労働者の適切な処遇を確保するための措置を効果的に実施するよう努めなければならない」とされているところ、「適正な賃金」とは、雇用する技能者の有する知識、技能その他の能力についての公正な評価に基づき支払われるものである。
- 本基準においては、公共工事・民間工事全体を通じて公共工事設計労務単価並みの水準の労務費・賃金の支払いを確保することにより他産業並み以上の水準での技能者の処遇改善を実現し、実勢賃金の上昇が公共工事設計労務単価を更に上昇させる好循環を生み出して、建設業を中長期的に持続可能なものとすることを目指すこととしているところ、国土交通省において公表しているCCUSレベル別年収は、技能者に支払うことを目指すべき賃金としての位置づけで公共工事設計労務単価から技能者の経験年数・保有資格等を踏まえて算出されており、これを日額換算した額の加重平均が公共工事設計労務単価となる関係を有する。
- 上記を踏まると、このCCUSレベル別年収が、個々の請負契約における「適正な賃金」に係る具体的な一つの目安になると考えている。



方針62 <別紙04第4項>書面の提出を求める方法等について

- 標準請負契約約款においては、書面の提出を求める方法や時期(タイミング)などについて、特段の定めを置いていないが、過度な負担とならないよう、契約当事者の合意の下、合理的な方法や範囲において行われることが望ましい。
- また、労務費や賃金の支払いの時期については、労務費については工事目的物の引き渡しの時期に支払われる場合や出来高に応じて一定の期間ごとに支払われる場合などが想定され、また、賃金については月給制や日給制などによって異なることなど、当該工事の契約内容や事業者における賃金制度によって異なることが想定される。したがって、各種書面の提出を求めるに当たっては、こうした事情も十分に配慮して、受注者にとって過度な負担とならないよう、契約当事者において適切に協議されることが望ましい。

方針63 <別紙04第4項①柱書>「理由」を付すことについて。どのような「理由」が想定されるか。

- 情報開示に当たっては、単に書面の提出を求めるのではなく、一定の理由を添えて、必要な書面の提出を求めることが適切である。
- 例えば、適正な労務費の確保や適正な賃金支払いの確認のために提出を求めることや、財政担当セクション等との調整・説明、住民や議会への説明のために提出を求めることなどが想定される。

方針64 <別紙04第4項②第一号>「関する書面」について

- コミットメント制度の趣旨は、個々の技能者に対する賃金水準の是非を個別に確認するものではなく、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことについて約束するということから、雇用する技能者に適正な賃金を支払ったことを宣言した書面である「誓約書」の提出により、「関する書面」の提出がなされたこととする。
- なお、労務費の基準の実効性確保策として、「処遇優良事業者証の活用」が検討されており、将来的にはこうした書類の活用についても検討する。
※ 賃金の支払いに関する書類として、例えば「賃金台帳」が存在するが、個人情報であることから、これの提出を強いることは適切ではない。

方針65 <別紙04第4項 ②第二号>「関する書面」について

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、契約書には請負代金額の総額のみが記載されていることが想定されるが、この場合は、建設工事標準下請契約約款第2条に基づき作成することとなっている労務費を内訳明示した請負代金内訳書を提出することも想定される。

方針66 <別紙04第4項③第三号>「関する書面」について

- 下請事業者との「契約書の写し」の該当部分が想定される。
- なお、発注者と元請事業者との間で本号に基づき提出が求められる書面(契約上提出しなければならない書面)については、元請事業者と一次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しであり、一次下請事業者と二次下請事業者との間の下請契約に関する契約書の写しではないことに留意する必要がある。

※ (A)を選択した場合はコミットメント制度が導入されたもの



方針67 コミットメント制度の活用について

- 制度の趣旨やメリットをまとめたリーフレットの作成・配布やコミットメント制度の解説を含む各種説明会の開催などにより、制度の周知・普及を図っていく。その際は、中小事業者や一人親方等にも制度趣旨等が伝わるよう、内容等の工夫を行う。
- 国の直轄工事において、コミットメント制度を導入したモデル工事を実施し、活用事例を蓄積するとともに、地方公共団体や民間発注者への横展開を図っていく。

方針68 「選択的条項」とすることについて

- コミットメント制度は、労務費や賃金の支払いの実効性確保の取組として重要な仕組みであるが、他分野においても例の見られない画期的な取組であることから、まずは契約当事者間が任意で導入できる選択的条項として規定したもの。
- 多くの請負契約において導入されるよう、活用促進に取り組んでいく。

方針69 条文(A)と条文(B)を選択して使用することについて

- 労務費の確保と行き渡りを担保するためには、発注者と受注者との間でコミットメントが導入された場合には、各契約段階においても同様のコミットメント制度が導入されることによって、末端の事業者や技能者まで行き渡りの確保が図られることとなる。
- したがって、条文(A)においては、発注者と元請事業者との契約において、元請事業者と一次下請事業者との間の元下契約の中において当該一次下請事業者が二次下請事業者との間でコミットメント条項を導入することを約する内容を規定することで、各段階においてコミットメント条項が導入されるように措置している。
- 一方、発注者と元請事業者との契約段階において、一次下請事業者と二次下請事業者との間においてコミットメント条項を導入することについてあらかじめ約することが困難な事情がある場合においても、各段階において契約当事者間が個別に約することによって、雇用する技能者に対する賃金の支払いや下請事業者への労務費の支払いについてのコミットメントの導入を可能とすることが重要である。
- このため、元請事業者と一次下請事業者との下請契約において二次下請事業者とのコミットメントの導入を約するパターンを基本としつつ(条文(A))、発注者と元請事業者、元請事業者と一次下請事業者など、各契約段階において個別にコミットメントを導入するパターンについても選択できるように規定(条文(B))している。

方針70 コミットメントに違反した場合について

- コミットメント制度の趣旨は、発注者から支払われた労務費を原資として、受注者がその雇用する技能者に対して適正な賃金を支払うことや下請先の事業者に対して適正な労務費を支払うことについて約束するという責務的な規定であることに鑑み、標準請負契約約款においては、コミットメントに違反した場合における契約解除等のペナルティの規定は設けていない。
- したがって、コミットメントに違反した場合、直ちに注文者側に解除権や損害賠償請求権が生じるものではないが、契約上の債務不履行には該当することから、契約解除等の一事由となり得る。
- なお、請負契約にコミットメント条項を盛り込んでいるにもかかわらず、契約当事者がその履行を行っていないことが確認された場合には、建設Gメン等による請負契約適正化の取組において、契約に基づき誠実にコミットメントを履行することについて指導助言を行う対象となり得る。

方針71 注文者が直接契約する受注者以外の事業者(一次下請事業者等)について、コミットメントに基づく情報開示の状況を把握しようとする場合、どのような対応が考えられるか。

- 例えば、発注者が、一次下請事業者の賃金・労務費の支払い状況について把握を行うため、元請事業者に対して、一次下請事業者から提出を受けた賃金の支払を証する書面の提出を求めることが想定される。
- この場合において、コミットメントは直接契約を締結した当事者間のみを拘束するものであることから、契約上、発注者からの当該求めに対して元請事業者側に応じる義務はなく、あくまで元請事業者の任意によるものであることに留意する必要がある。
- また、各契約段階においてコミットメントが導入されている場合において、各段階における注文者が受注者から支払いを証する書面の提出を受け、最上位の元請事業者がこれらを集約して発注者に提出することも想定されるが、この場合においても、元請事業者による集約及び発注者との契約関係がない事業者との間における書面の提出はあくまで任意によるものであることに留意する必要がある。

(参考) 改正後条文: 公共約款(条文(A)(B))

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(A) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者(次号において「下請負人」という。)に支払うものとする。

三 下請負人との間で、次に掲げる事項を約する契約を締結すること。

イ 下請負人が適正な賃金をその雇用する技能者に支払うこと。

ロ 下請負人が労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を当該下請負人が直接下請契約を締結する者(ハにおいて「再下請負人」という。)に支払うこと。

ハ 下請負人が、再下請負人との間で、建設工事標準下請契約約款第二条の二に定める事項を含む契約を締結すること。

ニ 受注者からの求めに応じて、イ及びロの支払並びにハの契約を締結したことに係る書面を提出すること。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

三 前項第三号の契約を締結したことに係る書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号及び第三号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

(適正な労務費の確保等)

第三条の二(B) 発注者及び受注者は、請負代金内訳書に明示される労務費が、労務費に関する基準(建設業法(昭和二十四年法律第百号)第三十四条第二項に基づき中央建設業審議会が勧告する基準をいう。以下同じ。)を踏まえた適正な労務費であることを確認する。

2 発注者は、前項の請負代金内訳書に明示された労務費を含む請負代金額を受注者に支払わなければならない。

3 受注者は、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 適正な賃金をその雇用する技能者に支払うものとする。

二 労務費に関する基準を踏まえた適正な労務費を直接下請契約を締結する者に支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対して、適正な労務費の確保等のためその他必要があると認められるときは、理由を付して、相当の期間を定めて、次に掲げる書面の提出を求めることができる。

一 前項第一号の支払に関する書面

二 前項第二号の支払に関する書面

[注] 第一号の書面としては、賃金を支払った旨の誓約書、第二号の書面としては、受注者と下請負人との間の下請契約の契約書の写しの該当部分などが該当する。

5 受注者は、前項の規定による請求があったときは、前項各号に掲げる書面を提出するものとする。

[注] 第三条の二は(A)又は(B)を使用し、使用しない場合は削除する。

技能者通報制度の導入

◆労務費に関する基準（抄）

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

（3）支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

③技能者通報制度による適正でない賃金支払いの情報提供

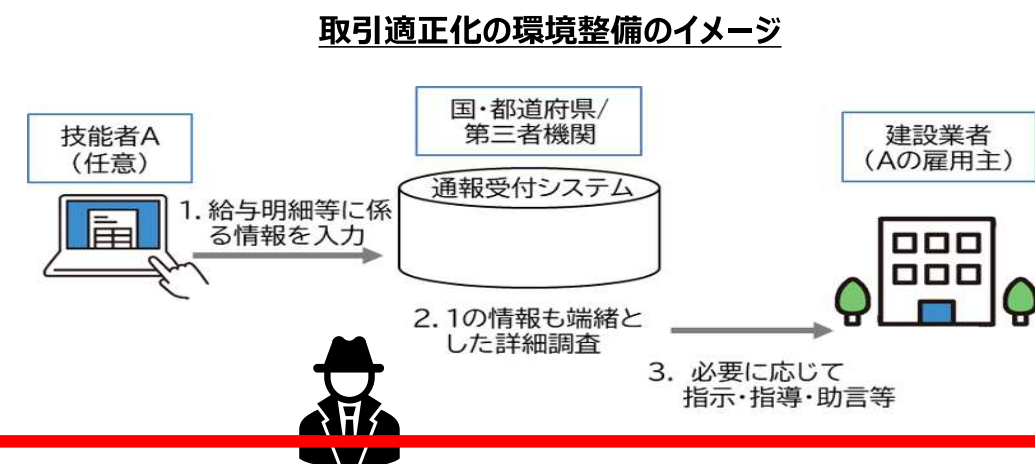
・建設業に係る法令違反行為の疑義情報を受け付けるため、各地方整備局等に設置されている「駆け込みホットライン」に加えて、デジタル技術を活用した技能者からの賃金に係る情報提供制度を導入することにより、技能者から適正な賃金支払いの状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

・通報も端緒情報として活用し、雇用主となる建設業者の取引状況について詳細な調査を行うとともに、法令違反が疑われる場合等には、建設業者への指示等や発注者への勧告等を実施することが適切である。

- 持続的な建設業の発展に向けて、第三次・担い手3法に基づく労務費の行き渡りの実効性確保や入職拡大に向けた魅力発信、ICT機器の導入を通じた生産性向上を推進する。

適正な賃金の支払いの推進

- 「労務費の基準」に基づき「賃金の原資」として確保された労務費が、技能者へ賃金として支払われることが重要。このため、技能者自身が給与明細等を用いて、行政に自発的に情報提供できるよう環境を整備し、取引適正化を促すための調査・検討を実施



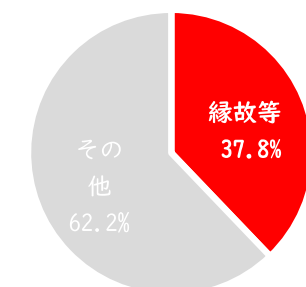
多様な人材の入職拡大に向けた魅力発信

- 建設業への更なる入職促進に向け、工業高校生等の就職有望層に対するPR手法の整理及び就業障壁の解消に向けた調査・検討を実施

担い手確保を阻害すると考えられる要因

- (対技能労働者・上位5位)
- ① **体力が必要(きつい)** : **58.4%**
 - ② **危険業務が伴う** : **41.4%**
 - ③ **技術が必要** : **35.6%**
 - ④ **賃金が低い** : 32.3%
 - ⑤ **汚れる** : **32.1%**

建設業界への入職経路



※全産業では25%

出典：厚生労働省「建設業における雇用管理現状把握実態調査（令和6年度調査）」、厚生労働省「雇用動向調査」（令和5年度）※本調査においては企業規模は問わない

ICT機器を活用した生産性向上

- 災害時に応急復旧に従事する建設業者に対し、ICT機器を活用した防災訓練を実施する際の機器導入経費の一部を支援

対象とするICT機器（例）



5－4. 公共工事における上乗せの取組

- ・労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン

- 建設業の担い手を確保するためには、現場で働く技能労働者の処遇改善が不可欠であり、適正な労務費の確保・行き渡りを図るべく、令和6年6月に第三次・担い手3法が改正された。
- 公共工事においては、令和7年12月12日に完全施行される。入契法第12条及び第13条の規定により、公共工事の入札時に応札者は、労務費等が明示された入札金額の内訳を提出し、公共発注者は提出された書類内容の確認等必要な措置を講じなければならない。
- 公共発注者は入札金額の内訳の記載内容を確認することになるが、労務費等の適正性を調査する方法の1つが「労務費ダンピング調査」である。
- 「労務費ダンピングを防止するための公共発注者向けのガイドライン」は、「労務費ダンピング調査」の対象となる内容の概説や、使用する入札金額の内訳の事例及び具体的な実施方法について留意点をまとめた内容である。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律
(入札金額の内訳の提出) ※改正部分(赤下線)

第十二条 建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、入札金額の内訳(材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳をいう。)を記載した書類を提出しなければならない。

(各省各庁の長等の責務) ※改正無し

第十三条 各省各庁の長等は、その請負代金の額によっては公共工事の適正な施工が通常見込まれない契約の締結を防止し、及び不正行為を排除するため、前条の規定により提出された書類の内容の確認その他の必要な措置を講じなければならない。

2 各省各庁の長等は、公共工事について、主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生した場合において、公共工事の受注者が請負契約の内容の変更について協議を申し出たときは、誠実に当該協議に応じなければならない。

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則(令和六年国土交通省省令第百五号)
(適正な施工を確保するために不可欠な経費) 規定(赤下線)

第一条 一 法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)

二 安全衛生経費(平成二八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)

三 建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金

公共工事における入札金額の内訳の提出

- 現行、公共工事の入札時に応募者は入札金額の内訳の提出が義務付けられている。
- 入札金額の内訳の取扱いや実施方法について、今回の法改正の完全施行により、内訳には、材料費、労務費及び適正な施工に不可欠な経費(※)を記載する内容に変更される。(入契法第12条)
※材料費、労務費、法定福利費の事業主負担額、建退共制度の掛金、安全衛生経費を明示
- 内訳書の様式(例)については、令和7年11月18日に通知を地方公共団体等宛に送付

目次

1. はじめに.....	1
2. 公共工事における入札金額の内訳の提出.....	3
2-1 内訳書に記載すべき内容.....	4
2-2 内訳書の様式(例).....	12
3. 「労務費ダンピング調査」の実施.....	21
3-1 背景.....	21
3-2 実施方法.....	22
3-3 「一定水準」の設定方法.....	30
3-4 理由の確認.....	31
3-5 建設Gメン通報.....	35
3-6 調査例.....	38
4. Q&A.....	48
4-1 労務費ダンピング調査の概要について.....	48
4-2 労務費ダンピング調査の方法について.....	49
4-3 労務費ダンピング調査での理由の確認や建設Gメンへの通報について.....	51
4-4 労務費の基準について.....	52
5. 参考資料等.....	54
5-1 公共工事設計労務単価.....	54
5-2 標準的な労務構成割合の算出方法.....	62
5-3 その他の係数.....	65

【現行の入札金額の内訳の例】

工 事 費 内 訳 書		
工 事 名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事	
工 種 等	金 額 (円)	
道路改良		A
土工		a
法面工		b
擁壁工		c
雑工		d
直接工事費		A (a+b+c+d)
共通仮設費計		B
現場管理費		C
一般管理費等		D
工事価格		A + B + C + D

【新たな入札金額の内訳のイメージ例】

工 事 費 内 訳 書	
工事名	〇〇事業(〇〇) 道路改良工事
工 種 等	金 額 (円)
道路改良	A
土工	a
法面工	b
擁壁工	c
雑工	d
直接工事費	A (a+b+c+d)
うち材料費	
うち労務費	
共通仮設費	B
現場管理費	C
うち法定福利費の事業主負担額(※1)	
うち建退共制度の掛金	
一般管理費等	D
工事価格	A + B + C + D
うち安全衛生経費(※2)	

※1 建築用の場合、「工事原価のうち法定福利費の事業主負担額」
※2 「工事原価のうち安全衛生経費」

※土木工事、建築工事、小規模工事(土木・建築)の様式例をガイドラインに掲載

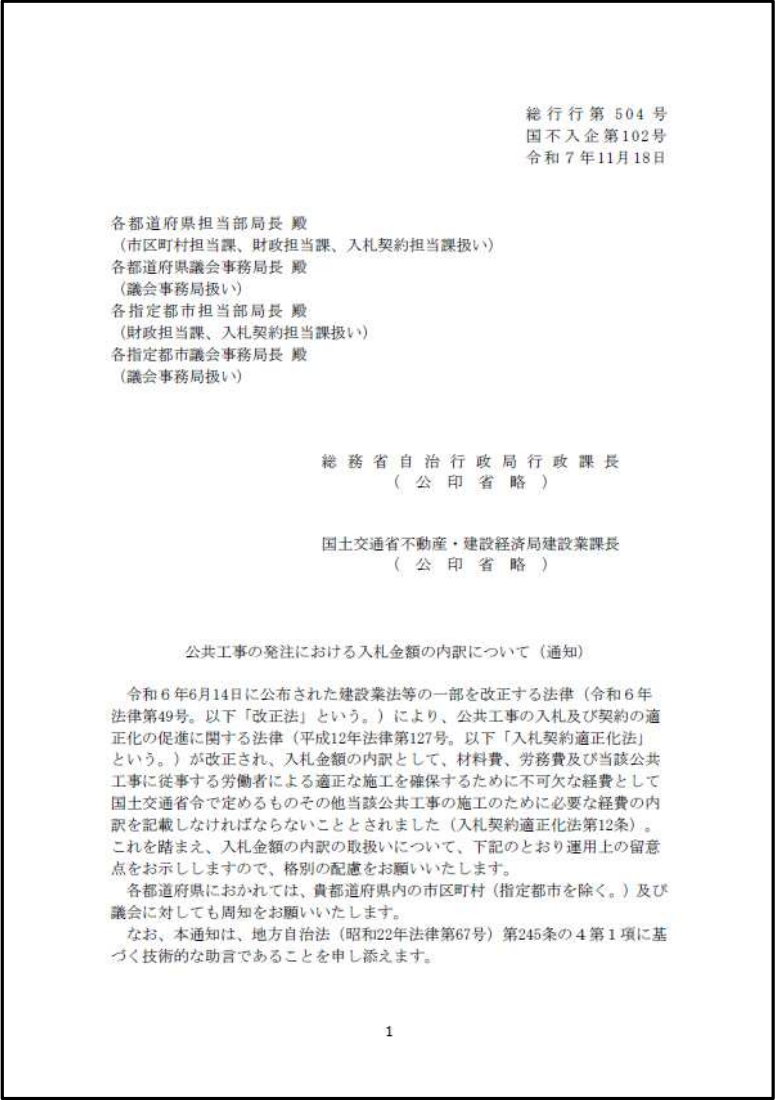
工 事 費 内 訳 書						代表者 氏名
工事名: 〇〇〇〇工事						
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	
道路改良		式	1			
道路土工		式	1			
掘削工		式	1			
掘削		m3	10,000			
...		...				
直接工事費		式	1			
うち材料費		式	1			
うち労務費		式	1			
共通仮設費		式	1			
共通仮設費(率計上)		式	1			
雑工事費		式	1			
現場管理費		式	1			
うち法定福利費の事業主負担額		式	1			
うち建退共制度の掛金		式	1			
工事原価		式	1			
うち安全衛生経費		式	1			
一般管理費等		式	1			
工事価格		式	1			
消費税相当額		式	1			
工事費計		式	1			

注) 本内訳書は、第1回入札に際し提出を求めるものである。
注) 発注者が提示する本工事の数量総括表の工種、種別、細別に対応して単価、数量、金額を記入するものとする。

- 入札金額の内訳について、運用上の留意点を各公共発注者に通知(令和7年11月18日付け)。
- 土木工事・建築工事の様式例を添付。

1. 内訳書には、材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費として国土交通省令で定めるものその他当該公共工事の施工のために必要な経費の内訳を記載しなければならないため、これらを反映した様式を事業者等に示すなど、発注者は適切な対応を行うことが求められること。
2. 様式の見直しに時間を要するなどの場合においては、改正法により新たに明示することとなった費用について、既存様式の欄外での明示又は別様式による提出でも差し支えないこと。
3. 改正法により新たに明示することとなった費用の提出・確認については、令和7年12月12日から施行されるが、施行の際現に入札に付されている公共工事については、柔軟な対応を行うことは差し支えないこと。

※通知から引用(一部補足)



公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則
(適正な施工を確保するために不可欠な経費)

- 第一条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(以下「法」という。)第十二条の国土交通省令で定める経費は、次のとおりとする。
- 一 **法定福利費**(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)
 - 二 **安全衛生経費**(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)
 - 三 **建設業退職金共済契約**(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)**に係る掛金**

- (工事費内訳書(土木工事)への記載イメージ)

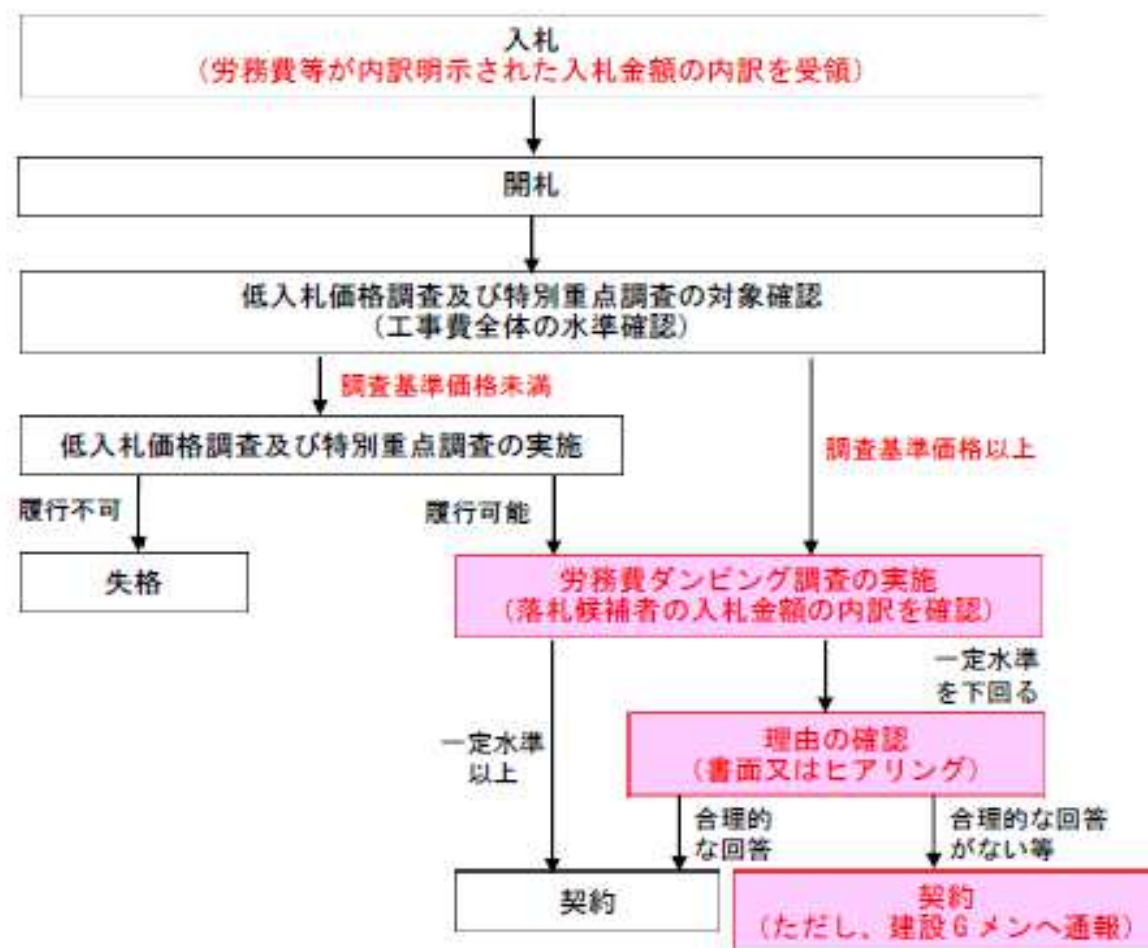
(直接工事費のうち、材料費 * * * * (一部のみ計上) 円)
(直接工事費のうち、労務費 算出不能 円)
(現場管理費のうち、法定福利費 * * * * 円)
(現場管理費のうち、建設業退職金共済契約に係る掛金 * * * * 円)
(工事原価のうち、安全衛生経費 * * * * 円)

- 繰り返しになりますが、これは入契法第12条の趣旨を踏まえたものですので、ご理解いただき、何卒ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

労務費ダンピング調査の実施

- 入札金額の内訳に記載されている直接工事費が「一定水準」以上か、確認を行い「一定水準」を下回る場合には対面又は書面等にてその理由の確認を行う。
- 「一定水準」は、直接工事費(官積算額)に係数(※)を乗じて設定する。(※ 係数は中央公契連モデルで使用されている97%を基本とする。)

労務費ダンピング調査の一例
(低入札価格調査制度の場合)
※最低制限価格制度も同様フローあり



低入札価格調査制度及び最低制限価格制度に該当しない場合

- 低入等で原則適用額が高いことにより同制度の対象工事数が少ない団体など、ダンピング対策の実施が十分でない団体もある。
- 各公共発注者は、低入等を行う対象工事の拡大(原則適用額の引き下げ)等、適切に取り組みを求めるが、実務上直ちに対象工事の拡大が困難とも想定される。



よって、少なくとも実施すべき労務費(直接工事費)部分の確認方法として、低入及び最低制限に該当しない場合は、予定価格以下、かつ最低の価格で申し込みをした者が落札候補者となるため、この落札候補者を対象として、「労務費ダンピング調査」を実施する。

※なお、施工体制確認型総合評価落札方式を導入している場合は、同方式に位置付けられているヒアリング等で労務費を確認していることから、施工体制の確認をもって労務費ダンピング調査を実施したものみなす。

労務費ダンピング調査の実施

- 「労務費ダンピング調査」で「一定水準」を下回った場合、発注者から落札候補者に対して、「一定水準」を下回った理由の確認を行う。(理由書の例、参照)
- 合理的な回答が得られなかった場合の対応として、発注者から「合理的な理由なく労務費を削減してはならない」等の注意喚起・警告を原則として書面等で行ったうえで、建設Gメンへ通報する。

【理由書(例)】

令和 年 月 日

〇〇 〇〇殿

住所
商号又は名称
代表者 氏名

理 由 書

〇〇〇〇工事について、当該労務費で入札した理由は、以下のとおりです。

①合理的な回答(例)

- ・一般的な施工条件に比べて大規模であり、作業性が良好であることから、高い施工効率で想定している。
- ・発注者が想定している工法とは異なる工法(もしくは新技術・新工法、ICT施工等)での施工を想定しており、高い施工効率を想定している。
- ・過去に自社で施工した類似工事の実績から算出した歩掛と最新の公共工事設計労務単価から労務費を算出している。
- ・下請けからの見積が材工一式となっており、下請け分の労務費が分離計上できなかった。

等

②合理的ではない回答(例)

- ・下請け予定業者から徴収した見積書の内訳を確認せず、そのまま転記している。
- ・最新の公共工事設計労務単価を用いずに、労務費を算出した。
- ・下請け予定業者に見積書に記載された労務費等の額を減額するよう変更を求めている。
- ・根拠なく概算で算出した。

等

【合理的な回答が得られなかった場合の対応】

令和 年 月 日

(株) 〇〇建設
代表取締役 社長 〇〇 〇〇殿

〇〇県〇〇市 〇〇〇長

労務費ダンピング調査の結果に基づく要請

「〇〇工事」における労務費ダンピング調査の結果、十分な労務費を考慮した入札を行ったと判断できる合理的な理由が認められませんでした。貴社においては、建設業法及び関係法令を遵守するとともに、下記事項について改善措置を講じるよう、要請します。

記

指摘事項	入札金額の内訳に記載された直接工事費(労務費)が適正な賃金を支払うために不十分と思われたため、その理由を確認した結果、合理的な理由を示さなかった。
要請事項	・以降の入札においては合理的な理由なく労務費を削減しないこと。

以上

労務費ダンピング調査に関するQ & A(ガイドライン内の一例)

(Q) 「労務費ダンピング調査」で確認する「一定水準」は、どのように設定すべきか？

(A) 中央公契連モデルの係数を適用することを基本としますが、各発注機関における独自係数の設定を妨げるものではありません。

(Q) 「労務費ダンピング調査」の対象となる工事は？

(A) 原則全ての工事を対象としますが、試行的に導入することとして、具体的な対象工事は、発注者が適宜選定して実施することとします。

(Q) 入契法第12条施行後、地方公共団体が対応すべきことは？

(A) 法施行後、入契法第12条の入札金額の内訳の提出が必要となるため、地方公共団体においては、既存の入札金額の内訳に関する規定等の更新をお願いします。また、労務費ダンピング調査については、本ガイドラインを参考に取り組をお願いします。

(Q) 「理由の確認」の結果、合理的な説明が得られなかった場合や理由が確認できなかった場合、失格扱いとなるのか？

(A) 「労務費ダンピング調査」結果により、契約を妨げるものではありません。ただし、合理的な説明が得られなかった場合、建設Gメンへの通報を行います。

(Q) 建設Gメンに通報した案件について、通報した発注者に対して建設Gメン担当からフィードバックがあるか？

(A) 建設Gメンが調査した結果を発注者に対して、連絡することは原則としてありません。

6. 建設工事標準請負契約約款の改正 (コミットメント条項以外の改正事項)

建設工事標準請負契約約款の概要

標準請負契約約款は、**請負契約の片務性の是正と契約関係の明確化・適正化**のため、当該請負契約における当事者間の具体的な権利義務関係の内容を律するものとして、**中央建設業審議会が公正な立場から作成し、当事者にその実施を勧告**するもの。【建設業法第34条第2項】

建設業法（昭和24年法律第100号）（抄）

（中央建設業審議会の設置等）

第34条 国土交通省に、中央建設業審議会を置く。

2 中央建設業審議会は、第二十七条の二十三第三項の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、建設工事の標準請負契約約款、建設工事の工期及び労務費に関する基準、入札の参加者の資格に関する基準並びに予定価格を構成する材料費及び役務費以外の諸経費に関する基準を作成し、並びにその実施を勧告することができる。

3 （略）

種 類

① 公共工事標準請負契約約款（S25作成）

対象：国の機関、地方公共団体、政府関係機関が発注する工事の請負契約
（電力、ガス、鉄道等の民間企業の工事も含む）

② 民間建設工事標準請負契約約款（甲）（S26作成）

対象：民間の比較的大きな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

③ 民間建設工事標準請負契約約款（乙）（S26作成）

対象：個人住宅等の民間の比較的小さな規模の工事を発注する者と建設業者との請負契約

④ 建設工事標準下請契約約款（S52作成）

対象：公共工事・民間工事を問わず、建設工事の下請契約全般

1. 第三次・担い手3法を踏まえた対応

(1) 請負代金内訳書に明示する項目の追加

- 請負代金内訳書に明示する項目として、材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金を追加【公共・民間(甲・乙)・下請】
※現在は法定福利費(事業主負担分)のみ規定

(2) コミットメント条項の新設 ※前述

- 「労務費に関する基準」の実効性確保策として、労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示に関する条項(コミットメント条項)を新設【公共・民間(甲・乙)・下請】
※契約当事者が任意で利用できる選択条項として規定

(3) 契約変更協議に関する規定の追加

- 契約変更(工期・請負代金額)の請求ができる場合として、主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加【民間(甲・乙)・下請】
- 協議の申出や誠実協議に関する規定を追加【民間(甲・乙)・下請】
- 適切な価格転嫁による適切な請負代金の設定がなされるよう、請負代金の変更について価格等の変動を考慮する旨の規定を追加【民間(甲・乙)・下請】

2. その他改正

(1) 前払金の使途に関する規定の見直し【公共】

(2) 暴力団排除条項の追加【民間(甲・乙)・下請】

(3) その他社会情勢に応じた見直し【公共】

法改正を踏まえた対応(1):請負代金内訳書に明示する項目の追加

現状・背景

<現行の標準約款の規定について>

- 契約締結後、受注者は「請負代金内訳書」を作成し、注文者に提出する
- 請負代金内訳書には、「法定福利費」を明示

<第三次・担い手3法による改正内容>

- 改正後の建設業法第20条第1項では、材料費、労務費及び労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費(※1)の内訳を明示した見積書を作成する努力義務(※2)が規定された

※1:詳細は省令委任されており、材料費、労務費、法定福利費(事業主負担分)、安全衛生経費、建退共掛金を規定

※2:公共工事の場合は義務(入契法第12条)

改正内容

- 適正な労務費の確保と、労務費確保に伴う労務費以外の「労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費」へのしわ寄せ防止を図るため、法定福利費(事業主負担分)に加え、見積段階で内訳明示される経費(材料費、労務費、安全衛生経費、建退共掛金)についても、請負代金内訳書において内訳明示する項目として追加【公共・民間(甲・乙)・下請】

(参考)改正後条文:民間約款(甲)

(請負代金内訳書及び工程表) ※下線部が改正箇所

第四条 (略)

2 請負代金内訳書には、材料費、労務費、法定福利費(建設工事に従事する者の健康保険料等の事業主負担額をいう。)、安全衛生経費(建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律(平成二十八年法律第百十一号)第十条に規定する建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する経費をいう。)並びに建設業退職金共済契約(中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第二条第五項に規定する特定業種退職金共済契約のうち、建設業に係るものをいう。)に係る掛金を明示するものとする。

[注]「健康保険料等」とは、健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金、雇用保険料及び労働者災害補償保険料とする。

法改正を踏まえた対応(2)コミットメント条項の新設

再掲

経緯

- 「労務費に関する基準」において、その実効性確保策として、契約当事者によるコミットメント制度の活用を通じた労務費・賃金の適正な支払の担保の取組が位置づけられた

◆労務費に関する基準(案)(抄)

第3章 本基準の実効性を確保するための施策

(3)支払段階において適正な水準の労務費・賃金を確保するための取組

②コミットメント制度を通じた適正な支払いの担保

- ・労務費・賃金の適正な支払に係る表明や情報開示への合意に関する条項(総称して「コミットメント制度」とする)を標準請負契約約款に導入するとともに、サプライチェーン全体の個々の取引における活用を推奨することにより、契約当事者間において適正な水準の労務費・賃金支払の状況等を確認できる仕組みを構築することが適切である。

改正内容

- 受注者が注文者に対し、適正な賃金や労務費を、雇用する技能者や直接の下請事業者に支払うこと等を約するとともに、必要に応じて注文者がその支払いに関する書類等の提出を求めることができる規定を導入【公共・民間(甲・乙)・下請】
- 契約当事者の任意で利用できる選択条項として追加。
- 労務費の行き渡り確保の観点から、予め下請契約の段階も含めてコミットメント条項の導入を約する条文(A)を基本としつつ、状況に応じて発注者・元請間、元請・一次間など個々の契約段階において個別に導入を約する条文(B)についても選択可能とし、できるところから活用を推奨

法改正を踏まえた対応(3): 契約変更協議に関する規定の追加

背景・経緯

- 改正法により、資材高騰に係る契約変更に関するルールとして、建設業法に以下の内容を措置したところ
 - ①請負代金額等の「変更方法」を契約書の法定記載事項として明確化
 - ②資材高騰など、請負代金額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、契約締結前に、受注者は注文者に対して当該情報を通知
 - ③資材高騰等が顕在化した場合、受注者から発注者に対して契約変更の協議の申出ができることとし、注文者は誠実に協議に応じる努力義務

改正内容

- 改正法を踏まえ、価格等の変動に伴う契約変更協議の円滑化を図るため、標準約款に以下の規定を盛り込む ※以下の条項は民間約款(甲)の場合
 - ① **契約変更請求ができる場合の追加** (第30条第5項、第31条第1項)
 - ・ 主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象、資材の価格の高騰その他の請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加
 - ② **協議の申出や誠実協議に関する規定の追加** (第30条第6項及び第7項、第31条第4項及び第5項)
 - ・ 契約変更請求を行った場合、相手方に協議を求めることができる旨を明確化
 - ・ 協議の申出を受けた者は、誠実に協議に応じるよう努める旨を規定
 - ③ **適切な価格転嫁に関する規定の追加** (第31条第2項)
 - ・ 請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、価格等の変動内容を考慮する旨を明確化

(参考)改正後条文:民間約款(甲)

(工事又は工期の変更等) ※下線部分が改正箇所

第三十条 (略)

2～4 (略)

5 受注者は、この契約に別段の定めのあるほか、工事の追加又は変更、建設業法第二十条の二第二項に規定する主要な資材の供給の著しい減少その他の工期に影響を及ぼす事象の発生、不可抗力、関連工事の調整、協議の開始の遅延等による当該協議の長期化(受注者の責めに帰すべき事由によるものを除く。)、近隣住民との紛争その他正当な理由があるときは、発注者に対して、その理由を明示して、必要と認められる工期の延長を請求することができる。

6 第五項の場合において、工期の延長の請求を行った者は、相手方に対して協議を申し出ることができる。

7 前項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

8～10 (略)

(請負代金額の変更)

第三十一条 発注者又は受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができる。

一～四 (略)

五 建設業法第二十条の二第二項に規定する資材の価格の高騰その他の請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生したとき。

六～八 (略)

2 請負代金額を変更するときは、適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう、この工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮するものとする。

3 (略)

4 第一項の場合において、請負代金額の変更を求めた者は、相手方に対して協議を申し出ることができる。

5 前項の協議の申出を受けた者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずるよう努めるものとする。

6～8 (略)

その他の改正事項

- 改正法を踏まえた対応のほか、建設業を取り巻く社会情勢の変化を踏まえ、以下の改正を実施

改正内容

(1) 前払金の使途に関する規定の見直し【公共】

- ・国土交通省直轄工事における前払金について、現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に充てることを可能とする特例について、令和7年度から恒久化されたことを踏まえ、前払金の使途に関する規定を見直し(第37条(A))

(2) 暴力団排除条項の追加【民間(甲・乙)・下請】

- ・公共約款に規定している暴力団排除条項(発注者の催告によらない解除権)について、多くの業法において欠格要件として一般化したこと、民民の契約においても一般化してきたことを踏まえ、民間約款及び下請約款においても同様の規定を追加(民間約款(甲)第35条等)

(3) その他社会情勢に応じた見直し

● 他機関が発注した工事との調整規定の創設【公共】

- ・受注者の施工する工事と他機関の発注工事(※)が施工上密接に関連する場合、必要に応じて、発注者は他機関との調整を行う旨を規定(第2条第2項)

※現行は発注者の発注する第三者の施工する工事が調整対象

● 協議不調等における不利益取扱いの禁止に関する規定の創設【公共】

- ・請負代金額の変更等について、受発注者間の協議が整わなかったこと等をもって不利益な取扱いを行わないことを明確化(第25条第3項等) ※次ページに補足参考資料

(参考)公共約款第25条等の改正について①

令和7年12月10日国土交通省不動産・建設経済局建設業課長による事務連絡

1. 公共約款第25条等の規定について

公共約款第25条等においては、契約変更について受発注間の協議が整わない場合に、発注者が請負代金額の変更額等を定め、受注者に通知することとされている。

この通知はあくまで一時的・暫定的なものであり、この内容について不服がある場合には、公共約款に定める調停やあっせんといった紛争処理手続において解決を図ることとされている。

2. 「通知」規定の趣旨について

公共工事の場合、公金を用いる公共事業の公益性に鑑みれば、工事の円滑な実施に支障を及ぼすことは避けるべきところ、受注者の意向を踏まえて発注者が許容できる請負代金額を通知することで、法的に一定程度安定した状態(※)で工事を進められるよう、公共約款第25条等において「通知」の規定を設けている。

※通知した範囲内では受発注者間で争う必要がなくなる。

また、仮に紛争処理手続に移行する場合でも、争点の明確化により、迅速な紛争処理が図られる。

また、発注者による「通知」という形式をとることで、受注者が通知された変更額に同意できない場合であっても、当初契約における請負代金額から一定の増額が可能となることから、受注者の意向が全て反映された額ではないものの一定のメリットを受注者も享受できる規定となっている。

(参考)公共約款第25条等の改正について②

3. 今般の公共約款改正について

2. で記載したとおり、公共工事の特性等を踏まえれば、公共約款第25条等に定める「通知」規定は引き続き存置する必要がある。

一方、受注者としては契約変更に係る協議において発注者に対して意見を申し出にくい、発注者の通知した内容に不服があるとして紛争処理手続を利用することには慎重にならざるを得ないといった声もあったところである。

こうしたことを踏まえ、契約変更協議等における公共発注者としてとるべき姿勢やスタンスを明確に規定することによって、契約変更における協議や紛争処理手続の利用に関する受注者の懸念の解消を図り、対等なパートナーシップに基づく受発注者間の適切かつ円滑な協議を促進するため、以下のとおり公共約款第25条等を改正することとしたものである。

<改正内容>

- ①協議においては、受注者の意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うよう留意する旨を規定
- ②協議が整わなかったこと等をもって不利益取扱を行わないことを明確化

請負契約の締結に当たり改正後の公共約款第25条等の規定を適切に設定するとともに、当該規定の運用に当たっては、上記の趣旨等を踏まえ、受発注者間の対等なパートナーシップに基づく丁寧な協議を行うことの重要性について改めて十分にご留意いただいて、適切な対応を図っていただくよう、お願いしたい。

建設工事標準請負契約約款の積極的な利用等に向けて

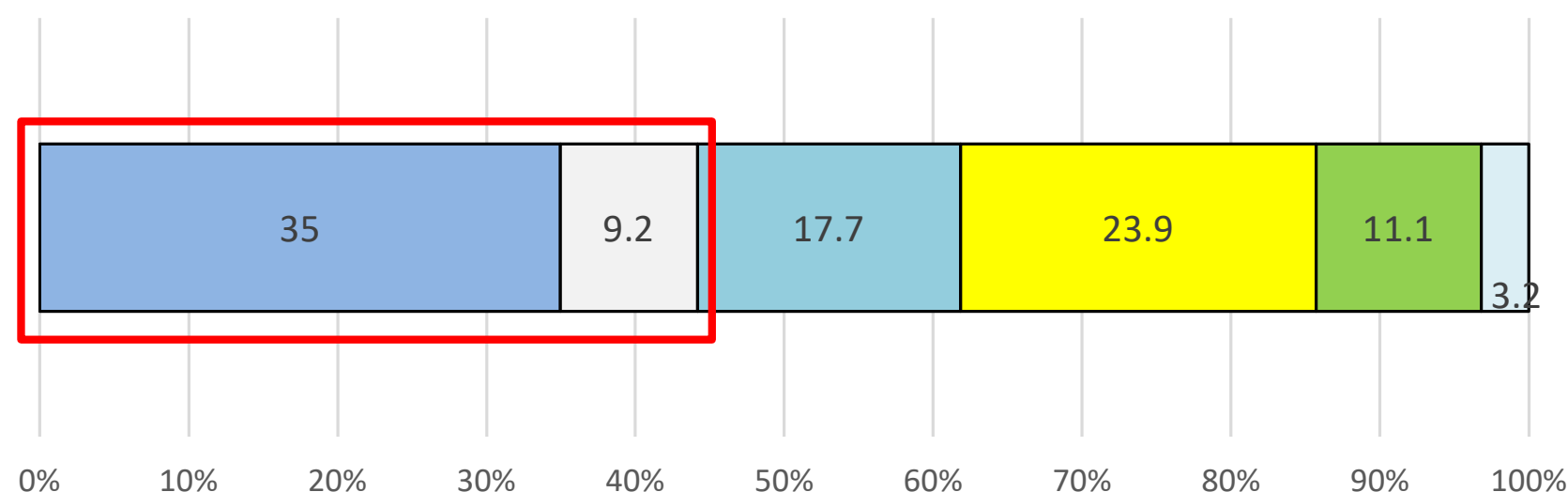
●標準約款の積極的な利用をお願いします。

・「民間工事標準請負契約約款又はこれに沿った内容の約款(略)に沿った内容の契約書による契約を締結することが基本」「建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」(「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第7版)」(令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表)及び「建設業法令遵守ガイドライン(第11版)－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」(令和6年12月国土交通省 不動産・建設経済局建設業課公表))

最も使用頻度の高い契約約款・契約書(SA)

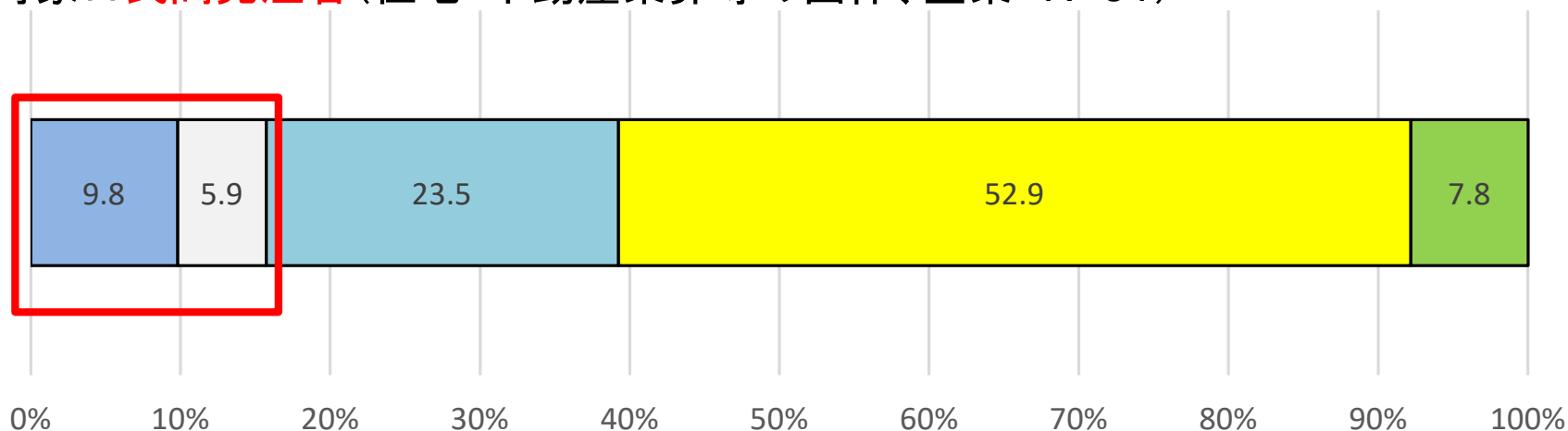
<出典>令和6年度 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査

調査対象: **建設企業**(建設業法第27条の37の規定に基づく届出団体の各団体会員企業 N=1200)



- ☒ 民間建設工事標準請負契約約款準用
- ☒ 民間建設工事標準請負契約約款を一部修正して使用
- ☐ 民間連合協定の約款を準用・一部修正して使用
- ☐ 独自の契約書・約款を作成して使用
- ☐ 元請として請け負った工事はない
- ☐ その他

調査対象: **民間発注者**(住宅・不動産業界等の団体、企業 N=51)



- ☒ 民間建設工事標準請負契約約款準用
- ☒ 民間建設工事標準請負契約約款を一部修正して準用
- ☐ 民間連合協定の約款を準用・一部修正して使用
- ☐ 独自の契約書・約款を作成して使用
- ☐ その他

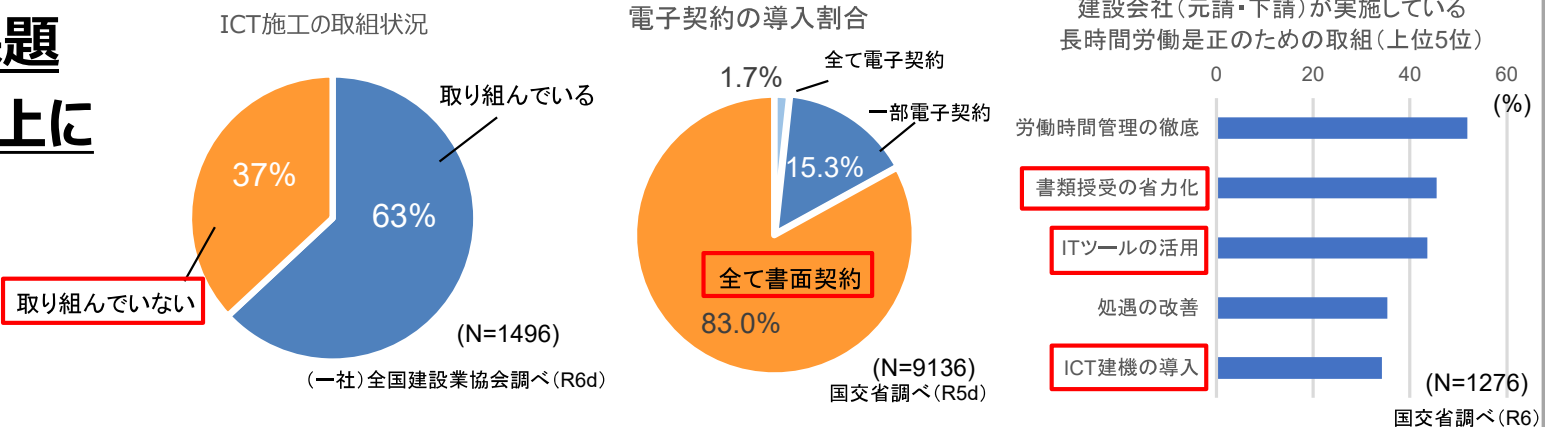
7. <その他>

生産性向上・多様な働き方の実現に向けた取組

情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針(ICT指針)

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可欠**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状



第三次・担い手3法

- ① ICT活用による現場管理を努力義務化(特定建設業者・公共工事受注者)
- ② ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化(元請)
- ③ ICTを活用した現場管理の指針作成(国)
- ④ 公共工事でのICT活用に向けての助言・指導等(公共工事発注者)

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

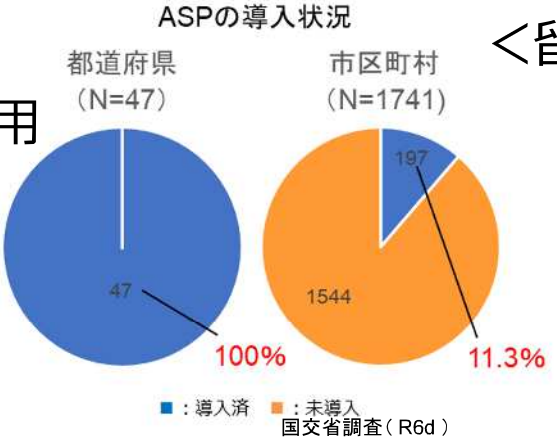
ICT指針の概要

- 建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題
- 特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠
- 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化を推進し、省力化による生産性向上・建設業の魅力向上を実現**

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- ・ **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- ・ **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- ・ **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、建設業者が留意すべきポイントと事例】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上

ICT事例集(※)⇒



(※) 情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針 (ICT指針) に関する事例集
https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001851357.pdf

(参考)【R7.6.13公表】建設業における省力化投資促進プランについて

- 生産性向上の必要性が高い12業種について、官民での取組目標と具体策を定めた「省力化投資促進プラン」を令和7年6月公表。
- 建設業のプランも同日に公表しており、令和7年2月開催の車座では、本プランを踏まえ、各団体で具体的な目標・期限を定めた計画を策定し、業種・職種に応じた効果的な取組を推進することについて建設業4団体と国土交通大臣において申し合わせを行っている。

プランの概要

【実態把握の深掘り】

- ・他産業と比較し低水準にある労働生産性の向上が課題
- ・ICT活用状況はバラつきがあり、特に中小規模の建設業者のICT活用を推進していく必要

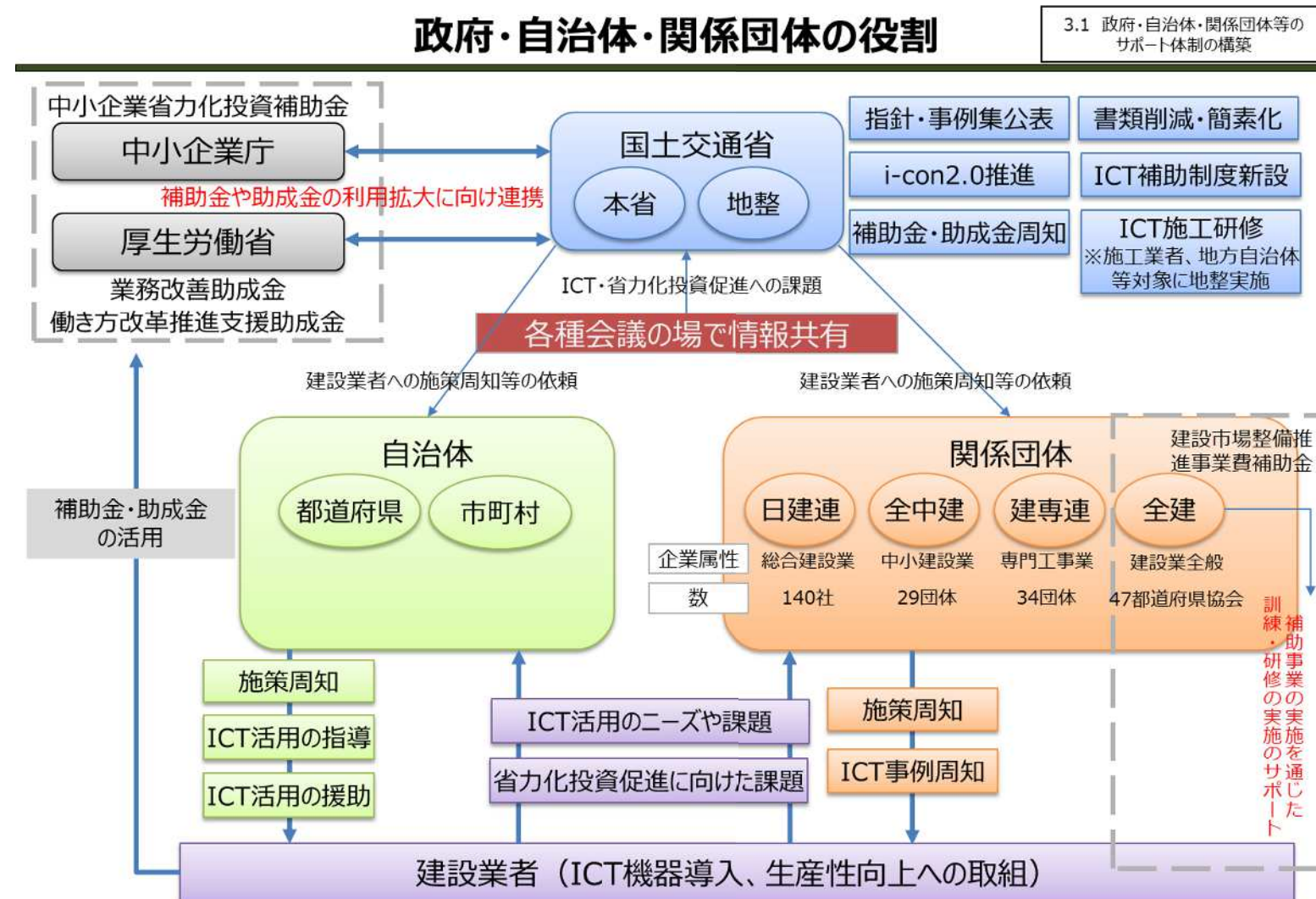
【多面的な促進策】

- ・補助金等の周知やICT活用の優良事例の横展開を実施
- ・R6年6月建設業法等改正により、各種規制・制度の見直しを実施
- ・ICT活用の広報強化や、R6年度補正予算を活用した支援を実施

【サポート体制の整備・周知広報】

政府：関係機関と連携し、ICT活用の積極的促進のための施策展開
 自治体：建設業者のICT活用の理解増進・スキル向上を図る
 関係団体：政府・自治体の施策を活用した積極的なICT活用

サポート体制図



本プランにおける目標・KPI

- 【目標】建設業における2029年度の実質労働生産性目標は2024年度比で9%増
- KPI 1. 2029年度までに建設業における年間実労働時間を全産業平均並み
- KPI 2. 説明会における省力化投資支援施策の周知を年間10件(2029年度50件)



R7.2.14車座様子



ICT活用例

建設業におけるICT導入・活用促進のための支援措置について(R7.11.1時点)

- 建設業の持続可能性を確保するためには、**建設業者がその経営規模に応じ、ICTを活用した生産性向上策への積極的取組みを行うことが待ったなしの課題**
- 特に中小建設業者によるICT化に有効な製品を、「**中小企業省力化投資補助金(中企庁所管)**」の補助対象(カタログ)に追加

中小企業省力化投資補助金の概要

補助対象	従業員数	補助上限額(大幅な賃上げを行う場合の上限額)	補助率
補助対象としてカタログに登録された製品等 (補助対象者は中小企業等)	従業員数5名以下	200万円(300万円)	1/2以下
	従業員数6～20名	500万円(750万円)	
	従業員数21名以上	1,000万円(1,500万円)	

【補助金交付の流れ】

カテゴリ登録
(国交省+業界等対応)

製品登録・販売店登録
(製品メーカー等対応)

交付申請
(販売店・建設業者対応)

交付

製品カテゴリ登録済

マシンコントロール・マシン
ガイダンス機能付ショベル



チルトローテータ付ショベル



測量機
(自動視準・自動追尾機能付高
機能トータルステーション)



地上型3Dレー
ザースキャナー



GNSS測量機



シンダーコンク
リート解体機



パワーアシ
ストスーツ



RFIDによる一括読
み取りシステム



3Dプリンタ(AM)



ウォータージェットはつり
ロボット



バランス装置



鉄筋自動曲装置



清掃ロボット



産業用小ロット
印刷対応デジタ
ル印刷機



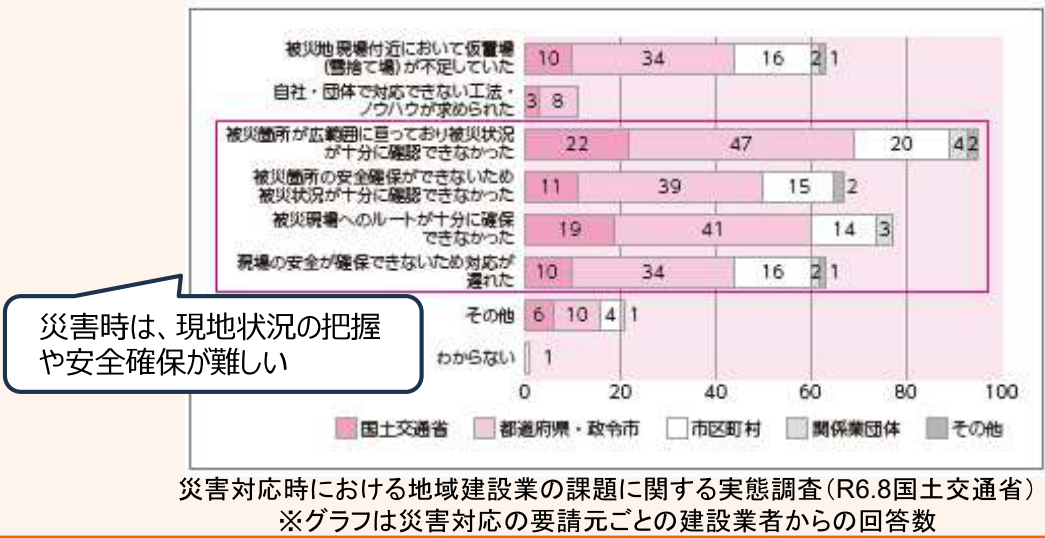
鉄筋組立
作業ロボット



「地域の守り手」となる地方の中堅・中小建設業従事者の、施工管理におけるICT技術への習熟を深め、ICT技術も活用した迅速かつ効率的な応急復旧を強力に実現できる体制を構築する

背景・課題

- ✓ 「地域の守り手」である建設業が、将来にわたりその役割を果たし続けるためには、処遇改善・働き方改革・生産性向上が不可欠であるほか、**激甚化・頻発化する各種災害に適切に対応できる能力・体制を構築・強化していくことが必要。**
- ✓ 建設業の生産性向上を支えるICT技術の開発が進展しつつあるなか、**厳しい作業環境となることが多い被災地の応急復旧においてもICT機器を積極的に活用することにより、現地作業の安全性を高めるとともに、迅速かつ円滑に対応するための環境整備を図ることが必要。**



事業内容

○被災地の迅速な応急復旧に資する防災訓練等を行うに際し、応急復旧活動におけるICT機器の活用を想定した訓練等を行う場合に、当該訓練等に要する費用の一部を助成

① ICT機器の選定・購入

- ✓ 応急復旧活動を想定したICT機器について、間接補助事業者にて選定・購入
- ✓ 購入した機器については、訓練の実施期間以外の期間では、平時の工事においても活用可能

② 防災訓練の実施

- ✓ 応急復旧に係る防災訓練において、会員企業等の作業員参加のもと、ICT機器も活用した実地訓練を実施
- ✓ 会員企業等を対象に、被災地において活用が望ましいICT機器について研修実施

ICT機器を活用した迅速な応急復旧を可能とする体制の構築

- ❖ 交代制で応急復旧に入る複数事業者間で現場状況を円滑に共有可能に
- ❖ 2次災害のリスクがある被災現場で安全性の高い施工が可能に

事業スキーム

- 事業形態：間接補助事業（補助率 1 / 2 以内）
- 補助事業者：災害対策基本法第 2 条に基づき指定された指定公共機関である建設業団体
- 補助対象経費：建設業団体が実施する防災訓練に際してのICT機器の導入および発災時以外の建設現場におけるICT機器の活用に関する経費
- 事業期間：令和 7 年度～



建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】

- 建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
- 猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
- 施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

(1-1) 猛暑期間を回避した工事発注

- ・猛暑日(WBGT値)を考慮した工期設定
- ・発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫(準備工、工場製作等)により、工期設定

(1-2) 猛暑期間を休工可能とする工事発注

- ・猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

(1-3) 猛暑期間における現場施工回避の協議の明記

- ・宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- ・特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

(1-4) 猛暑時間の施工回避

- ・現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- ・早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

(1-5) 1年単位の変形労働時間制(1-2～1-4とセット)

- ・1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

(1-6) 適切な設計図書を作成

(1-7) 労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

(2-1) i-Construction 2.0の推進

- ・施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

(2-2) 作業環境の改善

- ・個社毎の取組(定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等)
- ・技術開発の促進(SBIR制度による支援に向けた公募実施)【新規】
- ・技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

(3-1) 熱中症対策に係る経費

- ・現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- ・実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

(3-2) 直接工事費

- ・維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- ・施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

(4-1) 工期における猛暑日考慮の徹底【新規】

- ・「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

(4-2) 工期以外の猛暑対策の推進【新規】

(4-3) 好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- ・日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- ・1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

関連資料：工期に関する基準

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和2年7月作成）。
- 令和6年4月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年3月に同基準を改定。

第1章 総論

- (1) 背景
- (2) 建設工事の特徴
- (3) **建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
- (4) 本基準の趣旨
- (5) 適用範囲
- (6) **工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

- ・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。
- ・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。
- ・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。
- ・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第2章 工期全般にわたって考慮すべき事項

- (1) **自然要因**
- (2) **休日・法定外労働時間**
- (3) イベント
- (4) 制約条件
- (5) 契約方式
- (6) 関係者との調整
- (7) 行政への申請
- (8) **労働・安全衛生**
- (9) 工期変更
- (10) その他

・自然要因(猛暑日)における不稼働を考慮して工期設定。

- ・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。
- ・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第3章 工程別に考慮すべき事項

- (1) **準備**
- (2) 施工
- (3) 後片付け

第4章 分野別に考慮すべき事項

- (1) 住宅・不動産
- (2) 鉄道
- (3) 電力
- (4) ガス

第5章 働き方改革・生産性向上に向けた取組について

(優良事例集)

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第6章 その他

- (1) 著しく短い工期と疑われる場合の対応
- (2) **建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
- (3) 基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン(第8版)」(令和8年1月 国土交通省不動産・建設経済局建設業課)関係部分抜粋

1. 見積条件の提示等(建設業法第20条第1項から第4項まで及び第6項、第20条の2)

(6)通常必要と認められる材料費等の額や工期を著しく下回る見積書の提出及び変更依頼とならないよう、適正な見積のやりとりが必要

(略)

なお、建設業法第20条の「工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数」については、受注者は「工期に関する基準」(令和2年7月中央建設業審議会勧告。以下「工期基準」という。)において、工期設定にあたり考慮すべき事項とされている建設業の担い手一人ひとりの週休2日や猛暑日をはじめとする自然要因等を踏まえ、作業日数を見積る必要がある。また、建設業法第20条第4項に基づき、発注者は受注者が「工期基準」等を踏まえた見積りを考慮するよう努めなければならない。

特に近年の酷暑に鑑み、上記に従い受注者は、猛暑日を考慮して必要な作業日数を見積り、また、発注者はこれを考慮するよう努めなければならないことに留意する必要がある。

関連資料：建設業法令遵守ガイドライン

3. 著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5第1項及び第2項）

【建設業法上違反となるおそれがある行為事例】

③受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、「工期に関する基準」の内容を踏まえ、猛暑日などの不稼働日や建設工事に従事する者の休日等を考慮して、適切な工期の見積りを行ったにも関わらず、発注者がその内容を尊重せず、それよりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

（2）「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、「工期に関する基準」等に照らして不適正に短く設定された期間

（略）

発注者と受注者は、双方合意の上で設定した工期が、それ以降の下請契約に係る工期設定の前提となり、そのしわ寄せは必ずその受注者ひいてはサプライチェーン全体に及ぶこととなることを十分に認識した上で、時間外労働規制に抵触することがないよう、発注者は建設業の担い手一人ひとりの週休2日などの休日の確保など、工期に関する基準の考慮すべき事項を踏まえた見積り依頼を行い、受注者においては時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努めるとともに、発注者においては受注者から当該見積りが提出された場合には、内容を確認し尊重する必要があることに留意しなければならない。

なお、時間外労働規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例え、発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断され、発注者と受注者のそれぞれが建設業法第19条の5第1項及び第2項に違反するおそれがある。

猛暑日の不稼働を適切に考慮した適正な工期を設定する必要がある。さらに、猛暑日の不稼働については、熱中症対策にも十分留意のうえ、発注者と受注者の双方で十分に協議して、柔軟な労働時間や余裕のある工期設定に努めることが望ましい。

8.【まとめ】

関係者の皆様に取り組んでいただきたいこと

- 公的役割を担う建設業を持続可能な産業とするため、技能者の賃金を原資とした低価格競争をしている現状を、生産性の高さと、技能者の処遇を確保した上での価格による健全な競争へ変わるようにしていきたい。
- このためには、建設工事の取引に関わる全ての当事者が、パートナーシップに基づき、それぞれの立場において担うべき役割を果たし、責任ある行動をとることが求められる。
- 建設業者は、
 - ・ 労働者に払う賃金の原資は競争の対象にしない、という認識を持っていただきたい（※生産性向上により短い時間・少ない人数で施工する試みは歓迎される）。また、労務費・賃金について「もらえないから払えない」「もらったら払う」といった従前の姿勢を抜本的に改め、「払うためにもらう」商慣行が確立できるよう、主体的に取り組むことが強く期待される。
 - ・ そのため、総価一式ではなく、労務費等を内訳明示した見積書での価格交渉・書面での契約締結、自主宣言を行う取引先の優先選定等、新たな商習慣を実践していただきたい。現場社員にも徹底いただきたい。
 - ・ 将来の担い手確保・若者入職促進に向け、建設業の厳しい労働環境と、CCUSレベルに応じた適正な賃金を払っていただきたい。このため、レベル判定受検などCCUSの一層の活用拡大をお願いしたい。
- あわせて、建設サービスの供給が滞らないようにする観点からは、労務費等の適正な確保は前提としつつ、総額としての建設コストの上昇を抑える努力も必要であり、建設業界として、予算措置も活用しつつ、生産性の向上及び過度な重層下請構造の解消に自律的に取り組むことを期待したい。

- 発注者（注文者）におかれても、
 - ・ 安易に安価な発注を行うことは、建設業の持続可能性を損なうこととなり、結果として持続的な安定発注という発注者利益をも損なうことを念頭に、安ければいいという認識ではなく、パートナーシップを持っただいて、労務費をしっかりと支払っていただきたい。（見積書に記載された労務費・必要経費を値切る行為は建設業法違反となりうる。）
 - ・ あわせて、
発注段階における十分な見積期間の確保及び精度の高い設計図書等の提示により、受注者が見積書を作成しやすい環境を整えるべきこと、
価格交渉の中で受注者からの見積書の尊重による労務費等の適正な確保と書面での契約締結を行うこと、
施工段階において設計変更が生じた場合の適切な契約変更を行うこと、
など、注文者・受注者双方の合意にもとづく対等な立場での契約を締結する商慣行の実践を期待したい。調達担当者にも徹底されたい。
 - ・ 特に、公共発注者をはじめ、反復継続して工事を発注する主体においては、コミットメントの活用など、発注者としてできる取組の実践をご検討いただきたい。

（参考資料）

関係者の皆様への周知メッセージ

※周囲の方への制度周知にご活用ください

発注者・建設業者のみなさまへのメッセージ

- ▶ 「**持続的な安定発注**」に向けた建設業の担い手確保のためには、
 - 賃上げにより**担い手の処遇を改善**すること、そのために、建設業者が賃金の原資である**労務費を適正に確保**できるようにすること
 - **発注者を含む関係者の行動変容**により、担い手の賃金を競争原資とした**ダンピングによる受注競争を撲滅し、生産性や技術に基づく健全な競争環境へ転換**することが不可欠です。

- ▶ そのため、建設業法等が改正され、**令和7年12月から**、建設工事の請負契約の**価格交渉・契約締結について新たなルールが適用**されることになりました。

発注者のみなさまへのメッセージ

発注者の皆様におかれては、

以下のルールを遵守して取引していただくようお願いいたします。

-  工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください
-  提出された見積書に対し、**労務費等※**が著しく低くなるような見積り**変更依頼はしない**でください
これに違反して契約締結した場合は、**勧告・公表の対象**となる可能性があります
-  従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください
-  技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

建設業者のみなさまへのメッセージ①

建設業者の皆様におかれては、**受注に当たって、
以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



労務費等が著しく低くなるような見積りはしないでください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



**適正な労務費を算出した上で労務費等※を内訳明示した見積書
を作成・提出し、これを10年間保存してください**

注文者から請求があった場合は、契約成立までに見積書を交付しなければなりません



**正当な理由なく、総価として通常必要と認められる原価に
満たない金額による契約締結はしないでください**

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります

建設業者のみなさまへのメッセージ②

建設業者の皆様におかれては、**注文に当たって、以下のルールを遵守**して取引していただくようお願いいたします。



工事の規模等に応じて**十分な見積り期間**を設けるとともに、受注者から提出された**見積書を考慮・尊重**してください



提出された見積書に対し、**労務費等※**が著しく低くなるような見積り**変更依頼はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等からの**指導・監督**の対象となる可能性があります



従前に引き続き、取引上の地位を不当に利用し、総価として通常必要と認められる**原価に満たない金額による契約締結はしない**でください

違反した場合は、国土交通大臣等の**指導**又は**公正取引委員会への措置請求**対象となる可能性があります



技能者を雇用する建設業者は、労務費だけでなく**雇用に伴う経費**も確保する必要があることに留意してください

みなさまへのメッセージ

技能者の処遇を犠牲にした**いわゆるダンピングによる受注競争を撲滅**し、技術に基づく**健全な競争環境**を、建設工事の取引に関わる**全ての当事者のパートナーシップ**のもとで実現するため、

以下について**ご理解・ご協力**をお願いいたします。



技能者と適切に**雇用契約を結ぶ**とともに、**CCUS能力評価**の受検、**CCUSレベル別年収水準**での賃金支払いを推進してください



「**建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度**」による自主宣言を行うとともに、宣言企業相互の取引先としての優先選定を推進してください



書面での請負契約締結を徹底するとともに、契約に**コミットメント条項**を積極的に導入し、契約当事者間での**適正な労務費**の支払い、技能者へ**適正な賃金**の支払いの確認を推進してください



適正な労務費(賃金の原資)確保に併せて、**適正な工期**を確保してください¹¹
通常必要と認められる期間に比べ**著しく短い工期**による契約締結は、**注文者・受注者とも禁止**されています

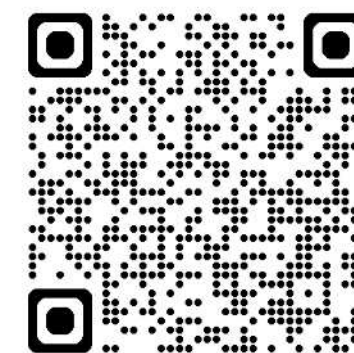
お問い合わせ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課

hqt-roumuteam1@gxb.mlit.go.jp



第三次・担い手3法ポータルサイト
(<https://ninaite-sanpo.mlit.go.jp/>)



労務費に関する基準ポータルサイト
(<https://roumuhi.mlit.go.jp/>)

九州地方整備局の取組みについて

【概 要】

・令和7年12月の改正建設業法、入契法の全面施行を受け、各首長（市長会、町村長会）や、民間発注者団体へ、法改正の趣旨、改正点等について説明し、持続可能な建設業の実現に向けて働きかけを実施。
次年度においても、引き続き実施予定。



熊本市町村会



佐賀県町村会



大分商工会議所

市町村長

- 熊本市町村会審議員会（出席者：県内10町村長）
日 時：令和7年12月18日（木） 熊本市内
- 佐賀県町村会（出席者：県内10町長）
日 時：令和8年 1月14日（水） 佐賀市内
- （予定）鹿児島県市町村長研修会（出席者：県内市町村長）
日 時：令和8年 2月16日（月） 鹿児島市内
- （調整中）福岡県市長会（出席者：県内市長） 令和8年 4月頃
- （調整中）宮崎県市町村連携会議（出席者：県内市町村長） 令和8年 4月頃
- （調整中）福岡県町村会（出席者：県内町村長） 令和8年 5月頃

民間発注者団体

- ＜商工会議所＞
- 大分商工会議所（出席者：約80名） 令和8年 1月19日（月） 大分市内
 - （予定）川内商工会議所 令和8年 5月 7日（木） 川内市内
- ＜宅建協会＞
- 大分県宅建協会研修会（出席者：約600名） 令和7年12月 1日（月） 大分市内
 - （予定）宮崎県宅建協会県南・県央・県北研修会 令和8年 2月2日（月）～4日（水） 都城・宮崎・延岡各市内
 - （予定）熊本県宅建協会研修会 令和8年 2月13日（金） 熊本市内
 - （予定）佐賀県宅建協会佐賀南研修会 令和8年 2月17日（火） 佐賀市内

建設産業の担い手確保に向けた取組【学校キャラバン(出前授業)】

学校キャラバンとは

- ・建設産業の担い手確保のため、建設業界と行政が一体となって、生徒・保護者・教員に対して、建設産業の社会的役割やものづくりの素晴らしさを直接語りかけ交流するプログラム。平成29年度から本格実施(令和2年3年は新型コロナウイルスにより未実施)。
- ・出前授業として、学校に直接出向き、建設産業の紹介や生徒による専門工事業の作業体験等を実施。生徒に建設専門工事業を実際に体験してもらい、将来の職業選択に活かしてもらう。

特徴・ねらい

- 建専連の構成団体による複数の職種の作業体験
- 生徒や教育関係者に対する建設産業の魅力アピールと理解確保(特に専門工事業の認知度向上)
- 毎年の学校カリキュラムへの導入

実施状況(R7.2月鞍手竜徳高校)



実施(予定)状況

令和7年度

- ・福岡第一高校(出前授業)2年生
- ・福岡工業高校(出前授業)定時制1～4年生
- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生
- ・香椎工業高校(出前授業)2年生

令和7年6月6日実施
令和7年6月18日実施
令和8年2月19-20日予定
令和8年2月26-27日予定

(参考:過去の実施状況)

平成29年度

- ・鞍手竜徳高校(現場見学会+出前授業)
- ・浮羽工業高校(出前授業) 2校で73名参加

平成30年度

- ・鞍手竜徳高校(現場見学会+出前授業)
- ・浮羽工業高校(出前授業) 2校で75名参加

令和元年度

- ・れいめい高校(出前授業)
- ・鞍手竜徳高校(現場見学会・出前授業)
- ・福岡魁誠高校(現場見学会・出前授業)
- ・筑紫台高校(現場見学会・出前授業)4校で143名参加

令和4年度

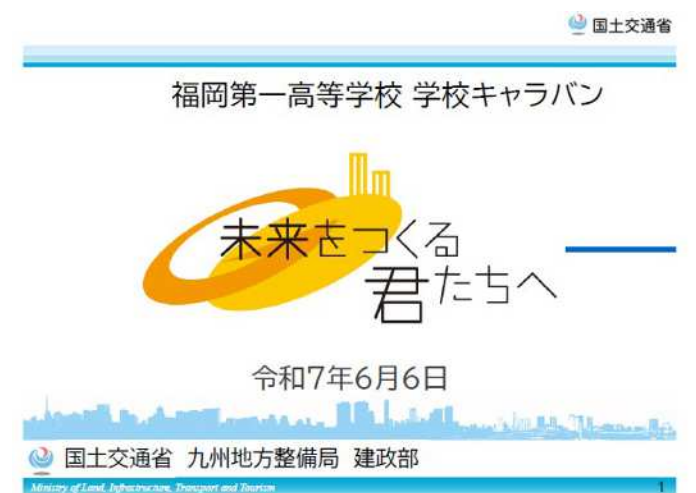
- ・鞍手竜徳高校(出前授業)3年生 51名
- ・福岡第一高校(出前授業)1～3年生 26名
- ・長崎工業高校(出前授業)定時制
- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生 57名

令和5年度

- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生 41名
- ・福岡第一高校(出前授業)2年生 30名

令和6年度

- ・福岡第一高校(出前授業)2年生 (雨天中止)
- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生 45名



建設産業専門団体連合会との意見交換会

開催概要

日時：令和7年7月14日(月) 16:00～18:00 福岡市内

出席団体：(一社)建設産業専門団体連合会(建専連)、建設産業専門団体九州地区連合会(九州建専連)

九州鳶土工事業連合会、九州建設躯体工事業団体連合会、(一社)日本型枠工事業協会九州支部、(一社)日本アンカー協会九州支部
(一社)全国防水工事業協会九州沖縄支部、(一社)全国建設室内工事業協会九州支部、(一社)日本電設工業協会九州支部
(一社)全国道路標識・標示業九州協会、西日本圧接業共同組合、九州圧送事業協同組合連合会、(公社)全国産業資源循環連合会九州地域協議会
(公社)全国解体工事業団体連合会九州・沖縄ブロック会、九州鉄筋工事業団体連合会、(一社)日本塗装工業会九州ブロック
(一社)日本タイル煉瓦工事工事会九州ブロック、(一社)全国タイル業協会九州支部、九州マスチック事業協同組合 (会員17団体:56名)

九州地方整備局出席者：垣下局長、川埜副局長、青野企画部長、判田建政部長、西尾営繕部長 他12名

九州地方整備局と建設産業専門団体連合会との意見交換会（第26回）

建専連 岩田会長から、「建設業界は、依然として賃金が低い状態が続き、若者には選ばれる状況にはほど遠い。今が担い手確保に向けた最後のチャンスだ。」

九州建専連 宮村会長からは、「今年12月の改正建設業法の全面施行は、処遇改善が大きくジャンプアップする最初で最後の機会。今変わらなければ、永遠に変わることができない。」と、それぞれ挨拶がありました。

●意見交換の議題

- 1)「労務費の基準」の実効性のある活用
- 2)さらなる適正な工期の設定
- 3)CCUS(建設キャリアアップシステム)カードリーダー設置の促進

●意見交換における建専連からの主な意見・要望

- ・建設業の「駆け込みホットライン」通報者の秘匿性確保に関する運用改善を提案
- ・建設現場への「駆け込みホットライン」のポスター掲示による抑止効果
- ・予定価格の上限拘束性の廃止
- ・夏季の酷暑対策としての8月休工の導入
- ・CCUSカードリーダー設置の遅れとその対策



岩田建専連会長



宮村九州建専連会長



垣下九州地方整備局長



意見交換会の様子

■建設業に関する制度の改正や、一層の法令遵守の徹底を目的に、建設企業を対象として開催。

令和5年度からWEB方式により実施。今年度は第1回を8月、第2回を12月、第3回を2月に開催予定。

(開催実績：R5年度4回、R6年度3回)

■日建連、各県建設業協会、建専連との共催により幅広く周知。(事前申し込み不要)

■講習会後のアンケート結果を参考に、聴講者のニーズに沿った内容となるようブラッシュアップしながら継続。

■年間の講習会実施予定をリーフレットにより事前周知。

実施内容

■第1回【令和7年8月22日】 ～建設業界の人材確保に向けて～

- ・外国人材の受入制度について
(福岡出入国在留管理局)
- ・時間労働の上限規制の適用等について
(福岡労働局 福岡東労働基準監督署)

■第2回【令和7年12月4日】 ～建設業法令遵守推進について～

- ・建設業の元請・下請ルール／技能者の処遇改善と働き方改革について
(国土交通省 不動産・建設経済局 建設業適正取引推進指導室)
- ・取適法(下請法改正)の概要と労務費指針について
(公正取引委員会事務総局 九州事務所下請課)

■第3回【令和8年2月頃】 ～建設業の生産性向上に向けて～

- ・CCUS(建設キャリアアップシステム)の活用について
- ・インフラDXの活用について

▼講習会の様子(R6年度)



インフラDX
(九州地方整備局)



独占禁止法
(公正取引委員会)



建設キャリアアップシステム
(建設業振興基金)

▼リーフレット(R7年度)



令和7年度 建設技能基礎技術講習会の開催

開催概要

- 日 時：令和7年12月11日（木）・12日（金）【基礎技術講習会（建設技能）として九州技術事務所主催で実施】
- 目 的：専門工事業に関する基本的な知識の習得ならびに職種体験（鳶・解体・鉄筋・型枠・圧接・電気・路面標示）を通し、現場作業の理解を深めることで現場監督・管理能力の向上を図る。
- 受 講 生：事務所係長・事務所係員・本局係長・本局係員等 33名

カリキュラム

- | | |
|--|------|
| 1. 講義（建政部 建設産業課 見河課長補佐）
「建設業の現状と課題」 | 30分 |
| 2. 講義（建設産業専門団体九州地区連合会・副会長
中村 隆元 氏）
「専門工事業の現状と課題」 | 40分 |
| 3. 講義（(株)スギヤマ 奈須 啓二 氏）
「KY活動の概要説明」 | 10分 |
| 4. 専門工事業の職種体験
鳶・解体・鉄筋・型枠・圧接・電気・路面標示 | 各60分 |
| 5. 意見交換 | 15分 |

中村副会長の講義について

2027年からの全国的な労務不足に加え、深刻な人材不足や技術者不足による技術継承の危機、旧態依然とした産業構造が業界の持続可能性を脅かしていると指摘されました。誠実に取り組む企業が正当に評価され、成長できる環境を生み出すことが建設業界全体の持続可能性を高めると強調されました。

受講生の主な感想

- ・実際にやってみると意外に難しかったが、楽しく体験できたと同時に改めて職人さんの凄さがわかった。
- ・講義や体験を通じて、安全に施工することの大切さ、難しさを学ぶことができた。
- ・意見交換で、現場が発注者に何を求めているかを聞くことができ勉強になった。

講義（座学）の様子



職種体験の様子



開催概要

日時：令和7年12月15日（月）～令和8年1月9日（金） 各団体 1時間程度

場所：九州地方整備局 別館3階 第一会議室

参加団体：建設産業専門団体九州地区連合会（九州建専連） 13団体

九州圧送事業協同組合連合会、（一社）日本型枠工事業協会九州支部、（一社）日本塗装工業会九州ブロック、九州薦土工工事業連合会、九州建設躯体工事業団体連合会、（一社）全国道路標識・標示業九州協会、（一社）日本アンカー協会九州支部、九州鉄筋工事業団体連合会、（公社）全国産業資源循環連合会九州地域協議会、（一社）全国建設室内工事業協会九州支部、西日本圧接業協同組合、（一社）全国防水工事業協会九州沖縄支部、（公社）全国解体工事業団体連合会九州・沖縄ブロック会

※（一社）日本電設工事業協会九州支部は営繕部と別途意見交換を実施。

本局出席：建政部、企画部

●意見交換テーマ

処遇改善・価格転嫁の状況、改正建設業法（労務費に関する基準・標準見積書）の周知・作成状況、建設Gメン、適正な工期設定、働き方改革、生産性向上、CCUS拡大に向けた課題 等

●九州建専連からの主な意見・要望

- ・公共発注工事では技能者の処遇改善や働き方改革が進んでいるが、民間発注工事ではまだ厳しい。サプライチェーンへの働きかけを。
- ・材工一式の見積慣習を変えていくには、時間も手間もかかる。
- ・技能者を大切にする企業が、就業者や発注者に選ばれる業界に。

日 程		時間帯			団体名
12月15日	月	9:30	～	10:30	九州圧送事業協同組合連合会
		11:00	～	12:00	九州鉄筋工事業団体連合会
		13:30	～	14:30	(一社)全国道路標識・標示業九州協会
		15:00	～	16:00	九州薦土工業連合会、九州建設躯体工事業協会
12月22日	月	9:30	～	10:30	(一社)全国建設室内工事業協会九州支部
		11:00	～	12:00	西日本圧接業協同組合
		13:30	～	14:30	(一社)日本型枠工事業協会九州支部
		15:00	～	16:00	(一社)日本塗装工業会九州ブロック
12月23日	火	13:30	～	14:30	(一社)日本アンカー協会九州支部
		15:00	～	16:00	(公社)全国解体工事業団体連合会九州・沖縄ブロック
12月24日	水	13:30	～	14:30	(一社)全国防水工事業協会九州沖縄支部
1月9日	金	15:00	～	16:00	(公社)全国産業資源循環連合会九州地域協議会

○日本電設工業協会九州支部は11月21日に営繕部と意見交換会実施。

意見交換の様子（一部掲載）



全国道路標識・標示業九州協会



九州薦土工工事業連合会、九州建設躯体工事業協会



九州鉄筋工事業団体連合会



日本塗装工業会九州ブロック